

設置の趣旨等を記載した書類
(東京農業大学 国際食料農業科学研究科)

■ 目 次 ■

ア 設置の趣旨及び必要性	1
I. 設置の理由及び必要性	1
1. 国際食料農業科学研究科	1
2. 国際農業開発学専攻	2
3. 農業経済学専攻	3
4. 国際アグリビジネス学専攻	4
5. 国際食農科学専攻	5
II. 養成する人材像	6
1. 国際食料農業科学研究科	6
2. 国際農業開発学専攻	8
3. 農業経済学専攻	9
4. 国際アグリビジネス学専攻	10
5. 国際食農科学専攻	11
III. 教育上の目的	11
1. 国際食料農業科学研究科	11
2. 国際農業開発学専攻	12
3. 農業経済学専攻	12
4. 国際アグリビジネス学専攻	13
5. 国際食農科学専攻	13
IV. 研究対象とする中心的な学問分野	13
1. 国際食料農業科学研究科	13
2. 国際農業開発学専攻	14
3. 農業経済学専攻	16
4. 国際アグリビジネス学専攻	16
5. 国際食農科学専攻	18
イ 修士課程までの構想か、または、博士課程を目指した構想か	19
I. 国際食農科学専攻	19

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	20
I. 研究科等の名称	20
II. 当該名称とする理由	20
1. 国際食料農業科学研究科	20
2. 国際農業開発学専攻	21
3. 農業経済学専攻	21
4. 国際アグリビジネス学専攻	22
5. 国際食農科学専攻	22
エ 教育課程の編成の考え方及び特色	23
I. 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色	23
1. 国際食料農業科学研究科	23
2. 国際農業開発学専攻	24
3. 農業経済学専攻	26
4. 国際アグリビジネス学専攻	28
5. 国際食農科学専攻	30
II. 教育課程の概要	32
1. 国際食料農業科学研究科	32
2. 国際農業開発学専攻	32
3. 農業経済学専攻	33
4. 国際アグリビジネス学専攻	34
5. 国際食農科学専攻	35
オ 教員組織の編成の考え方及び特色	36
1. 国際食料農業科学研究科	36
2. 国際農業開発学専攻	36
3. 農業経済学専攻	37
4. 国際アグリビジネス学専攻	37
5. 国際食農科学専攻	37
カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	38
I. 教育方法	38
1. 国際農業開発学専攻	38
2. 農業経済学専攻	38
3. 国際アグリビジネス学専攻	39
4. 国際食農科学専攻	39

II. 履修方法	40
1. 国際農業開発学専攻	40
2. 農業経済学専攻	40
3. 国際アグリビジネス学専攻	40
4. 国際食農科学専攻	41
III. 修了要件	41
1. 博士前期課程	41
2. 博士後期課程	44
IV. 研究指導の方法と修了までのスケジュール	46
1. 国際農業開発学専攻	46
2. 農業経済学専攻	49
3. 国際アグリビジネス学専攻	51
4. 国際食農科学専攻	53
キ 施設・設備等の整備計画	54
I. 校地、運動場の整備計画	54
II. 校舎等施設の整備計画	55
1. 研究室等の整備計画	55
(1)国際農業開発学専攻	55
(2)農業経済学専攻	55
(3)国際アグリビジネス学専攻	55
(4)国際食農科学専攻	56
2. 教室等の整備計画	56
III. 図書等の資料及び図書館の整備計画	56
1. 図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む）	56
(1)国際農業開発学専攻	56
(2)農業経済学専攻	59
(3)国際アグリビジネス学専攻	59
(4)国際食農科学専攻	60
2. 電子リソースの整備計画	60
3. 情報インフラの整備計画	61
4. 他機関との協力体制と地域連携	61
5. 図書館施設の整備計画	61
ク 基礎となる学部(又は修士課程)との関係	61
1. 国際農業開発学専攻	61

2. 農業経済学専攻	62
3. 国際アグリビジネス学専攻	62
4. 国際食農科学専攻	62
ケ 入学者選抜の概要	63
I. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	63
1. 国際食料農業科学研究科	63
2. 国際農業開発学専攻	64
3. 農業経済学専攻	65
4. 国際アグリビジネス学専攻	66
5. 国際食農科学専攻	66
II. 入学資格	67
III. 入学者の選抜方法及び選抜体制	68
コ 管理運営	70
I. 学長の権限と責任	70
II. 研究科委員会の役割	71
III. 全学審議会を中心とした教学運営	72
サ 自己点検・評価	74
シ 情報の公開	75
ス 教育内容等の改善のための組織的な研修等	75
I. 全学的なFDに関する取組み	75
II. 大学院研究科におけるFDに関する取組み	83
III. 全学的なSDに関する取組み	84

ア 設置の趣旨及び必要性

Ⅰ. 設置の理由及び必要性

1. 国際食料農業科学研究科

現在、本大学院は、農学研究科、応用生物科学科及び生物産業学研究科の3研究科を有しているが、農学研究科は、大学創立62年後の1953年、本学の建学の精神である「人物を畑に還す」、教育研究の理念である「実学主義」のもと、より高度な知識と技術、研究能力を修得させるべく設置された。設置当初、修士課程の農学専攻、農業経済学専攻でスタートしたが、その後、博士課程の設置、その学問領域の拡大と共に専攻の増設が行われた。それは、1998年の農学部再編成により、農学部2学科、応用生物科学部4学科、地域環境科学部3学科、国際食料情報学部3学科に加え、大学院農学研究科11専攻が設置されたことに端を発している。その後も学科の増設に伴い、現在では、農学研究科に11専攻、生物産業学研究科に4専攻及び応用生物科学科に4専攻を有し、私学の農学系大学院としては最大規模を誇っている。

昨今、農学は未来に向けた総合科学として、生物資源学、生命科学、環境科学、健康科学、経営・経済学、社会科学にまで、その学問領域を拡大し続けている。

本研究科は、「実学主義」に基づき、農学、食品科学、経済学・経営学、人文社会科学を融合した食料科学と農業科学の学術的能力を用いて日本及び熱帯地域を中心とする世界の食料・農業を巡る社会的課題の解決を支援し、公共的利益の増大に貢献する領域である。

政府のSDGs推進本部の決定(2016年12月22日)では、SDGsの目標2に関わる「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」の分野でわが国として取り組むべき政策的課題として、国内的には6次産業化の推進、担い手の育成、新規就農の促進を含む「農林水産業の成長産業化」、中山間地域における農業の持続的実施、自然環境保全に資する農業の推進を含む「農山漁村の振興」、「農林水産業を軸とした観光、教育、福祉等多様な分野の連携の深化と農山漁村と都市・国際社会との交流の促進」が掲げられている。国際社会に対して負う課題として「国際農林水産業研究の推進」、途上国等におけるフードバリューチェーンの構築を含む「途上国の食料システム強化」が掲げられている。資料1

こうした課題を解決するためには農業科学・食品科学の分野において、社会科学分野を含めて農業・農村の生活者の福祉の増大を実現できる真の社会実装研究が求められている。本学においても国内の農業・食料分野と国際協力の分野への人材を育成してきた国際食料情報学部の学士課程の教育を深化させることが重要となる。そのためには、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野

における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材を育成するべきであると考えた。

以上のような観点から、農学研究科から国際食料農業科学としての専門性の高い国際農業開発学専攻、農業経済学専攻、国際アグリビジネス学専攻を分離し、国際食農科学専攻を新設した国際食料農業科学研究科を立ち上げる必要性を感じ、本設置構想に至った。

2. 国際農業開発学専攻

本学は、教育理念「実学主義」のもと、21世紀を迎えて進展する社会の高度化・複雑化に伴った農への期待や要求の拡大等の時代的要請に応え、既存のコンセプトである『生命・食料・環境・健康・エネルギー』に加えて新たに『地方・地域創生、グローバル化』のコンセプトをも推進することにより、農学系総合大学としての教育・研究の全体像を社会に示しつつ、持続的に発展していくことを目的としている。

昨今、農学は未来に向けた総合科学として、生物資源学、生命科学、環境科学、健康科学、経営・経済学、社会科学にまで、その学問領域を拡大し続けている。国際食料農業科学は、農学、食品科学、経済学・経営学、人文社会科学を融合した食料科学と農業科学の学術的能力を用いて日本世界の食料・農業を巡る社会的課題の解決を支援し、公共的利益の増大に貢献する学問領域である。

既設の農学研究科国際農業開発学専攻は、1990年の開設以来、農学の自然科学及び社会科学にわたる広範な学問領域を統合する総合的アプローチと実践的で国際的な視野に立った教育及び研究を行ってきたところである。

農業開発及び国際協力などの分野ならびに国際社会の発展に貢献できる高度な専門家・研究者を養成するため、専門領域における特論、特別演習を展開している。これによって、国際的な視野に立った専門的な知識と研究手法を体系的に学ぶとともに、プレゼンテーション能力や問題解決能力を養い、修了生は、研究職（大学・研究機関など）、行政職（国際機関・官公庁・独立行政法人など）、技術職（国際協力専門家・コンサルタントなど）、教員（農業・国際理解など）、民間企業（総合職・研究開発職・営業職など）の職員として活躍している。

農業・農村開発を取り巻く近年の状況は、グローバル化の急速な進展、気候変動、食料価格の高騰、所得の向上に伴う食料に対する嗜好の変化、民間セクターの参入拡大、世界的な農地争奪など、大きく変化している。多くの開発途上国では農業従事者が人口の過半数を占め、また貧困層の4分の3が農村部に居住しており、こうした変化の影響を最も受けやすい状況にある資料2。国連では持続可能な開発目標（SDGs）を挙げ、ゴ

ール2として「飢餓をゼロに」が挙げられている。人類に安定的に必要な食料を供給する食料安全保障は、社会と経済の安定の基礎となる重要な政策課題となっている。日本の国際協力を推進する JICA では食糧安全保障と栄養という包括的な概念を取り入れ、農業農村開発におけるアプローチの相互関連性と、食料へのアクセスや利用、食料共有の安定性の向上などへの取り組みを強化している。そのため、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材を育成するべきである。既設の農学研究科国際農業開発学専攻を「国際食料農業科学研究科の国際農業開発学専攻」とすることで、国際農業開発学科における4年間の学士課程教育に加え、博士前期課程においては専門領域における基礎的な学力を有し、専門家として社会で活躍することに強い意欲を持つ者を受け入れ、自然科学及び社会科学にわたる広範な学問領域を統合する総合的アプローチにより、農業開発や国際協力にかかわる問題の解決を図るための論理的思考力と実践力、さらには、異なる文化や習慣を尊重した活動を展開できる人材を養成する。

博士後期課程では、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する人材、さらには、国内外の農業開発並びに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる人材を養成する。

3. 農業経済学専攻

本学は、教育理念「実学主義」のもと、21世紀を迎えて進展する社会の高度化・複雑化に伴った農への期待や要求の拡大等の時代的要請に応え、既存のコンセプトである『生命・食料・環境・健康・エネルギー』に加えて新たに『地方・地域創生、グローバル化』のコンセプトをも推進することにより、農学系総合大学としての教育・研究の全体像を社会に示しつつ、持続的に発展していくことを目的としている。

昨今、農学は未来に向けた総合科学として、生物資源学、生命科学、環境科学、健康科学、経営・経済学、社会科学にまで、その学問領域を拡大し続けている。国際食料農業科学は、農学、食品科学、経済学・経営学、人文社会科学を融合した食料科学と農業科学の学術的能力を用いて日本、世界の食料・農業を巡る社会的課題の解決を支援し、公共的利益の増大に貢献する学問領域である。

既設の農学研究科農業経済学専攻は、1953年の開設以来、農業、食料、環境に関わる諸問題を、社会科学の視点から解明することを目指した学問である。確かな分析力と論理的な思考力を持った研究者及び高度専門職業人を養成するため、農業経済学、農政学、食料経済学を基幹科目に、専門領域における特論、総合演習を展開している。これによ

って、国際的な視野に立った専門的な知識と研究手法を体系的に学ぶとともに、プレゼンテーション能力や問題解決能力を養い、修了生は、大学教員などの研究者や企業・団体の職員として活躍している。

農業科学・食品科学の分野において、社会科学分野を含めて農業・農村の生活者の福祉の増大を実現できる真の社会実装研究が求められている。本学においても国内の農業・食料分野と国際協力の分野への人材を育成してきた国際食料情報学部 of 学士課程の教育を深化させることが重要となる。そのためには、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材を育成すべきである。既設の農学研究科農業経済学専攻を「国際食料農業科学研究科の農業経済学専攻」とすることで、食料環境経済学科における4年間の学士課程教育に加え、博士前期課程においては専門領域における基礎的な学力を有し、専門家として社会で活躍することに強い意欲を持つ者を受け入れ、農業及び食料、農業環境の諸分野において、経済・経営・社会・地理等の社会科学の多面的な知識をもち、変化する社会・経済情勢に的確に対応できる分析能力と論理的思考能力を有する研究者及び高度な専門家となる人材を養成する。さらに3年間の博士後期課程では、農業及び食料、農業環境の諸分野において、社会科学の多面的な知識に加え、特定の専門領域に関して高度な知識を持ち、複雑な社会・経済情勢に的確かつ体系的に情報を整理する能力と論理的思考能力を有する自立した研究者、または高度専門職業人となる人材を養成する。

4. 国際アグリビジネス学専攻

本学は、実学主義の教育理念のもと、社会環境の変化により複雑化する第一次産業を持続的に発展させるべく、自然科学系の学科のみならず農業経済学・農業経営学を含む社会科学系学科を設置し、多くの卒業生を輩出している。本専攻の基礎となる学科である国際バイオビジネス学科は、1998年に生物企業情報学科として設置し、2005年より国際バイオビジネス学科へと名称変更し現在に至っている。本専攻は、基礎となる学科である国際バイオビジネス学科の「人類の生存に最も必要な食料に関わるビジネス」を農業経営学のアプローチにより研究し、農業経営の発展事例を国内外において調査し、農業の持続的発展に貢献することを目的として設置された専攻である。

2009年の農地法改正により一般法人の農業参入は2018年末で3,200法人を超え、改正前のおよそ5倍のペースで増加している^{資料3}。法人化が進み、農業経営学（アグリビジネス学）の基本である農業経営組織、農業経営管理に加え、経営戦略やマーケティ

ングの重要性が高まってきている。例えば、6次産業化、農産物海外輸出促進と自由貿易など、農業を取り巻く環境は多様化していることから、専攻の柱を「農業経営組織」、「農業経営管理」、「農業経営戦略」と改め、専攻名称を国際アグリビジネス学専攻として設置することとした。

一方、国外に目を向ければ、経済発展とともに農村から都市への移住が増加し農村の变革が進んでいる。その結果、途上国における生産資源の乏しい小規模農家のための開発は置き去りにされ、しかし、人口が増加する都市部では食料需要が増加しているなどの亀裂が生じており、農村の改革と食料システムの強化が今後の課題とされている[資料4]。国連は、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ（SDGs）」において、国際社会が飢餓と貧困を根絶するという目標を達成するためには、農業の持続可能化、農業における雇用創出・雇用安定化と経済成長により、農村部の社会包摂化が必要であるとしている。国際アグリビジネス学専攻は、この目標を達成するための個別課題を具現化し、SDGsの実現に貢献できる、国際的な視野を持つ人材の育成に寄与することを目的に設置するものである。

以上の背景から、国際アグリビジネス学専攻では、博士前期課程において農業経営組織・農業経営管理・農業経営戦略を学び、得られた知見を国内外の地域課題解決に向けた応用研究として取り組むことができる人材を育成する。さらに、学術的深化と新展開に貪欲に取り組む、高度専門研究者を養成することを目的に博士後期課程を設置し、変革を続ける国際的なアグリビジネス学の最先端で活躍し社会に貢献する意欲と能力を持つ人材の育成を行うものである。

5. 国際食農科学専攻

本学は、教育理念「実学主義」のもと、21世紀を迎えて進展する社会の高度化・複雑化に伴った農への期待や要求の拡大等の時代的要請に応え、既存のコンセプトである『生命・食料・環境・健康・エネルギー』に加えて新たに『地方・地域創生、グローバル化』のコンセプトをも推進することにより、農学系総合大学としての教育・研究の全体像を社会に示しつつ、持続的に発展していくことを目的としている。

進展するグローバル化を背景に、世界の食と農は相互に関連し合う複雑なシステムとなっており、地球規模での気象変動や農業生産地の災害、各国の政治情勢や経済状況の変化等が、世界の食と農に直ちに強い影響を与える状況になりつつある。このようなグローバル社会において、世界規模での農産物流通の実態や、食に関わる格差の問題が注目される一方で、食と農に関わる地域性、多様性、個別性への関心も高まり、その継承の重要性が認識されるようになってきている。

日本においても、近年、「和食」のユネスコ世界無形文化遺産登録、「能登の里山里海」等の世界農業遺産登録等々を通じて、伝統的な食農文化に対する国民的な関心が増大しつつある。また、2015年開催のミラノ国際博覧会（テーマ「地球に食料を、生命にエネルギーを」）での日本館の評価にも見られるように、世界の人々からの日本の食や農業農村への関心が高まり、農林水産省では農産物や食品の輸出促進だけでなく、食と農のインバウンド需要を地域活性化に活かそうとする戦略を展開している。

食農文化の継承や世界へ向けての発信を促進していくにあたり、食農教育の重要性に対する認識が深まるとともに、担い手育成が急務の課題となっている。食農文化の基盤である日本農業においては、衰退の危機が叫ばれつつも、若手農業経営者の世界を視野に入れた経営展開も見られるようになってきている。また、U・Iターン就農を目指す若者たちや、帰農を志す社会人たち、さらに、過疎化・高齢化の進む地域社会の貢献に役立ちたいと考える若者たちも増加している。また、地域創生が必要とされる中、農村女性起業等が一層注目され、六次産業化による食と農に関わる産業の振興に期待が集まっている。地域における多様な食農資源をコーディネートすることにより、商品の開発や文化発信に結びつけていく能力を若い世代が獲得することが地域社会活性化のために望まれる。

以上の観点を踏まえつつ、食農分野の担い手となる人材の輩出や、その経営や活動の世界展開を実現するためには、食と農についての技術・社会の視点からの総合的な理解を前提に、地域、人を総合的にマネジメントし、食農教育等を通じて広く国内外へ発信できる能力を持つ人材の育成を行うことが社会的な要請である。食と農に関わるあらゆる科学、すなわち生産から加工・流通さらに消費に至るまでを包括的に学習し、社会の側面についても幅広く知識を得ることができ、さらに実践的な要素の高い教育課程が今後益々必要になると考え、国際食料情報学部国際食農科学科を基礎とした「国際食農科学専攻（修士課程）」を設置する。

Ⅱ．養成する人材像

1．国際食料農業科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程は、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材を育成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食料農業科学研究科博士前期課程は、本学の建学の精神「人物を畑に還す」に基づき、食料・農業・環境領域での各国・地域の特性を活かした発展の実現に向けた課題の解決に取り組む上で必要な国際的視野と総合的な見識をもつ人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に学位を授与します。

- ① 農学・食品科学及び経済学・経営学・人文科学にわたる総合的で確かな知識と技術を有している。
- ② 専門家、研究者あるいは教育者として国内外の現場に貢献しうる活動しうる能力を有している。
- ③ 論文の執筆や発表を行う能力、さらに多様な発信力を有している。
- ④ 倫理を理解し、社会の問題に目を向け、問題解決に取り組む意欲と能力を有している。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程は、食料農業科学とその知見の現場への適用を通じて国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における世界水準の高度な知識と技術を有し、独立して食料・農業・環境の現場の問題解決に貢献する研究推進能力と意欲を有す人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食料農業科学研究科博士後期課程は、本学の建学の精神「人物を畑に還す」に基づき、食料農業科学とその知見の現場への適応を通じて国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における世界水準の高度な知識と技術を有する先導的な研究者・教育者あるいは専門家を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に学位を授与します。

- ① 専攻分野における高い専門性を保証する国際的なレベルでの高度な知識と技術を有している。
- ② 食料農業科学分野の先導的な研究者・教育者あるいは専門家として独立できる能力を有している。
- ③ 食料・農業・環境領域での各国・地域の特性を活かした発展に向けた技術的・社会的方策の構築に関連する国際的かつ高度な研究成果を上げる能力を有している。
- ④ 科学者としての倫理を理解し、その専門性に基づいて社会への責任を果たそうとしている

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、農学の自然科学及び社会科学にわたる広範な学問領域を統合する総合的アプローチと実践的で国際的な視野に立った教育及び研究を行うことによって、農業開発及び国際協力などの分野ならびに国際社会の発展に貢献できる高度な専門家・研究者となり得る人材を養成する。

そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際農業開発学専攻博士前期課程では、自然科学及び社会科学にわたる広範な学問領域からのアプローチにより、農業開発や国際協力にかかわる問題の解決を図るための論理的な思考力と実践力を持つ人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与します。

- ① 自然科学および社会科学にわたる学問領域を統合する総合的アプローチができる知識と能力を有している。
- ② 農業開発や国際協力にかかる問題の解決を図るための論理的思考力と実践力を有している。
- ③ 異なる文化や習慣を尊重した活動を展開できる能力を有している。
- ④ 農業開発や国際協力にかかわる研究成果を、社会にむけてわかりやすく発表する能力を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する人材、さらには、国内外の農業開発並びに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際農業開発学専攻博士後期課程では、高度な専門知識を踏まえて、国内外の農業開発ならびに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与します。

- ① 自然科学および社会科学それぞれの分野における高度な理論を踏まえた両分野の学問領域を統合した総合的アプローチができる知識と能力を有している。
- ② 農業開発やそれに関わる国際的かつ高度な学術研究能力を有している。
- ③ 各国の文化・習慣の相違を理解した上で、学術的研究成果と知見を国際協力の現場に活かせる能力を有している。

- ④ 農業開発や国際協力にかかわる研究成果を発表し、その成果を社会の中で活かすためにリーダーシップを発揮することができる。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、変化する社会・経済情勢に的確に対応のできる分析能力を有し、農業及び関連産業と社会の発展に寄与するため、農業経済学及び関連社会科学分野において、論理的思考能力を備えた人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業経済学専攻博士前期課程は、農業経済学及び関連社会科学分野において、変化する社会・経済情勢に的確に対応のできる分析能力を有し、農業及び関連産業と社会の発展に資する人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与します。

- ① 農業経済学の食料、農業、環境にかかわる確かな知識を有している。
- ② 食料問題・農業問題・農業環境問題等、変化する社会・経済情勢に的確に対応できるリーダーシップを備えている。
- ③ 食料問題・農業問題・農業環境問題等に関する分析能力と論理的思考能力を有している。
- ④ 社会科学の視点から倫理を理解し、社会の諸問題を解決する意欲と能力を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、農業経済学及び関連社会科学分野を基礎として、複雑な社会・経済情勢の中からの確かつ体系的に情報を整理する能力と論理的思考能力を有し、自立した研究者、または高度専門職業人を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業経済学専攻博士後期課程は、農業経済学及び関連社会科学分野において、複雑な社会・経済情勢の中からの確かつ体系的に情報を整理する能力と論理的思考能力を有し、国際社会に貢献できる人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与します。

- ① 農業経済学を含む社会科学の多面的知識、特定領域の高度な知識を有している。
- ② 体系的に情報を整理し、論理的思考に基づく国際的かつ高度な学術研究能力を有している。

- ③ 研究成果と知見を食料問題・農業問題・農業環境問題等、変化する社会・経済情勢に的確に対応して活かせる能力を有している。
- ④ 社会科学の視点から倫理を理解し、社会の諸問題を広い視野から解決できる能力を有している。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、食・農・環境にかかわるビジネス（アグリビジネス）に関心と基礎知識のある者を受け入れ、実践的な教育研究を行うことによって、アグリビジネスに関する高度な専門知識と研究能力、国際的な視野に立った専門家として研究・民間・行政の各分野においてアグリビジネスの持続的発展に貢献できる人材を養成する。このため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際アグリビジネス学専攻博士前期課程では、アグリビジネス学分野において、国内外の農業の持続的発展に寄与する専門家を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与します。

- ① アグリビジネス分野における高度な専門知識と問題発見・解決能力を有している。
- ② 現場での問題解決に向けた計画立案・遂行能力を有している。
- ③ アグリビジネスに必要な言語能力・倫理観を備えている。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、食・農・環境にかかわるビジネス（アグリビジネス）に対する理解と高度な専門知識のある者を受け入れ、実践的な教育研究を行うことによって、アグリビジネスに関する高度な専門知識と言語能力、主体的な研究遂行能力を備え、研究・民間・行政の各分野でアグリビジネスの持続的発展に寄与する学術研究者など高度専門職業人となる人材を養成する。このため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際アグリビジネス学専攻博士後期課程では、アグリビジネス学分野において、国内外の農業の持続的発展に寄与する研究者等の人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に博士の学位を授与します。

- ① アグリビジネス分野における高度な専門知識と優れた研究遂行能力を有している。
- ② アグリビジネス分野における問題解決のための自立した学術研究能力を有して

いる。

- ③ 国際舞台で活躍できる言語能力・倫理観を備えている。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、食農技術と食農経済の観点からの研究課題に対して、基礎・応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野を対象にできる科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成する。そのため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食農科学専攻修士課程は、食農技術と食農経済にわたる学問領域からのアプローチにより、国内外の食農資源の新たな価値創造に寄与する国際的な人材を輩出するため、所定の修了要件を満たし、以下の能力を備えた学生に修士の学位を授与します。

- ① 「農業生産」、「食品科学」、「食農政策」、「食農教育」などの自然科学・社会科学にわたる国際食農科学の確かな知識と技術を有している。
- ② 国際食農科学において、研究者、高度専門家、教育者として活動し得る能力を有している。
- ③ 国際食農科学にかかわる研究を遂行する能力を有している。
- ④ 専門性を活かし、国内外における食や農にかかわる諸問題を解決する能力を有している。

Ⅲ. 教育上の目的

1. 国際食料農業科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程は、「実学主義」に基づいて農学・食品科学及び経済学・経営学・人文科学にわたる総合的なアプローチにより、食料・農業・環境領域での各国・地域の特性を活かした発展の実現に向けた課題の解決に取り組む柔軟な判断力と分析能力及び国際的視野に立った社会貢献の遂行能力を習得させることを教育研究上の目的とする。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程は、食料・農業・環境領域での各国・地域の特性を活かした発展に向けた技術的・社会的方策の構築に関連する国際的かつ高度な研究成果を上げ、食料農業科学分野の先導的な研究者・教育者あるいは専門家として独立できる能力を習得

させること教育研究上の目的とする。

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、研究科共通科目として配当する必修科目の「研究倫理特講」により、研究者として備えておくべき倫理を身に付ける。また、基礎科目である「論文作成法」及び「サイエンスコミュニケーション法」において、学術研究をまとめるために必要な技法及び報告の方法を学ぶ。さらに、「生物生産科学特論」、「国際農業開発学特論」、「熱帯作物学特論」、「熱帯園芸学特論」、「熱帯作物保護学特論」、「農業環境科学特論」、「農業開発経済学特論」、「農村開発協力特論」といった特論科目を履修し、専門領域に対する理解を深める。これらの科目を履修することにより、農業開発や国際協力にかかわる問題の解決を図るための論理的思考力と実践力、さらには、異なる文化や習慣を尊重した活動を展開できる人材の育成を教育上の目的とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「熱帯作物学後期特論」、「熱帯園芸学後期特論」、「熱帯作物保護学後期特論」、「農業環境科学後期特論」、「農業開発経済学後期特論」、「農村開発協力後期特論」といった専門科目を履修し、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する能力、さらには、国内外の農業開発並びに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる能力を修得させることを教育上の目的とする。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、研究科共通科目として配当する必修科目の「研究倫理特講」により、研究者として備えておくべき倫理を身に付ける。また、基礎科目である「論文作成法」及び「プレゼンテーション法」において、学術研究をまとめるために必要な技法及び報告の方法を学ぶ。さらに、「農業経済学特論」、「農政学特論」、「食料経済学特論」といった特論科目を履修し、専門領域に対する理解を深める。これらの科目を履修することにより、研究能力及びリーダーシップ能力を修得させることを教育上の目的とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「農業経済学後期特論」、「農政学後期特論」、「食料経済学後期特論」といった専門科目を履修し、各専門領域における広範な専門的知識を修得することにより、変化する社会・経済情勢に的確に対応できることを目指す。これらによ

り、自立した研究者として研究能力及びリーダーシップ能力を修得させることを教育上の目的とする。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

国内外におけるアグリビジネスの持続的発展に貢献できる人材を養成するため、農業経営学にかかわる高度な専門知識と研究能力、組織管理で必要となる問題発見・解決能力、国際社会で活躍できるための言語能力等を習得させ、問題解決に向けた計画立案・遂行能力ならびに研究倫理を有した人材の育成を教育研究上の目的とする。

(2) 博士後期課程

世界のアグリビジネスの持続的発展に対する課題に積極的に取り組み、研究できる人材を養成するため、農業経営学にかかわる高度な専門知識、優れた研究遂行能力、正しい研究倫理の理解のもと、自立した研究者として国際舞台で活躍できる言語能力を有する人材の育成を教育研究の目的とする。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、研究科共通科目として配当する必修科目の「研究倫理特講」により、研究者として備えておくべき倫理を身に付ける。また基礎科目である「論文英語」、「プレゼンテーション法」、において、学術研究をまとめるため必要な技法及び報告の方法を学ぶ。また、「食農技術学」と「食農経済学」において自然科学と社会科学の両基礎領域を学び、さらに、「植物生産学特論」、「食環境科学特論」、「食農政策特論」、「食農教育特論」といった特論科目を履修し、専門領域に対する理解を深める。これらの科目を履修することにより、研究能力及びリーダーシップ能力を修得させることを教育上の目的とする。

IV. 研究対象とする中心的な学問分野

1. 国際食料農業科学研究科

国際食料農業科学は、農学、食品科学、経済学・経営学、人文社会科学を融合した食料科学と農業科学の学術的能力を用いて日本及び熱帯地域を中心とする世界の食料・農業を巡る社会的課題の解決を支援し、公共的利益の増大に貢献する学問領域であることから、国際農業開発学、農業経済学、国際アグリビジネス学、国際食農科学が研究対象とされる学問分野である。

これらの学問分野において、博士前期課程・修士課程では、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材、博士後期課程では食料農業科学とその知見の現場への適用を通じて国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における世界水準の高度な知識と技術を有し、独立して食料・農業・環境の現場の問題解決に貢献する研究推進能力と意欲を有する人材の養成を目指す。

2. 国際農業開発学専攻

本専攻では、国内外の農業開発や国際協力に関わる諸問題の解決を図り、国際農業開発分野に必要な、熱帯作物学、熱帯園芸学、熱帯作物保護学、農業環境科学、農業開発経済学、農村開発協力学の専門知識や諸理論が研究対象となっている。そこで、以下の専門領域を置く。

(1) 熱帯作物学

熱帯地域における作物の生産性の向上を目的に、生産を行う上で生じる様々な課題を解決・解明するために必要な学問領域（栽培学、植物生理学、育種学など）の研究成果や動向について学び、研究や実践に応用できる知識と思考力を幅広く学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や熱帯作物に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(2) 熱帯園芸学

園芸作物に関わる栽培、貯蔵、加工、流通、消費などの知識や技術を学び人口・食料問題あるいは環境・健康問題における役割について考察し、とくに従来の伝統的な技術とバイオテクノロジーなどを応用した先端技術を比較検討し、それぞれの利点と欠点について考察するとともに、開発途上国での応用を視野に入れ、環境に配慮した持続可能な方法について、学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や熱帯園芸の現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(3) 熱帯作物保護学

熱帯亜熱帯地域の農業生産において大きな阻害要因となるのが病虫害の発生である

ことを踏まえ、多様な病原体について、それらの検出及び診断法、防除法の開発と現場での選択法を学修し、環境保全型病害防除技術の現状を理解する。また、害虫については、あらゆる適切な技術を相互に矛盾なく害虫個体群を経済的・環境的許容水準以下に持続的におさえる総合的害虫管理について、生態学の研究の最新の知見から理論について学修するとともに、農業生産現場における実践について議論を深める。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や熱帯作物保護に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(4) 農業環境科学

農業がその生産基盤である土壌や水域ならびに生態系に与えるインパクトの実例を学修するとともに、土壌・植物体や水質を分析するための高度な手法を習得することを通じ、農業が地域や地球全体規模引き起こす環境問題の発生メカニズムを対策について、ならびに環境中の物質・栄養循環研究について、科学的に理解し実践できる能力を習得する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や農業環境科学に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(5) 農業開発経済学

途上国の農業・農村のおかれている現状とそのメカニズム及び社会・経済構造を正しく認識し、開発と発展を阻害している諸条件や要因を理解するために必要な諸理論を学修する。また、農業・農村開発を進めるためのさまざまな開発戦略・政策の妥当性を、開発経済学の視点から理解できるようにするために、理論だけではなく実際の事例を多く用いた検討をおこなう。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や農業開発経済学に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(6) 農村開発協力学

農村開発協力において重要な要素である地域の固有性（経済的、社会的、文化的固有性）について理解し、その固有性に応じた開発協力の方向性や手法を定めることに留意しながら、事例分析を中心として、農村開発協力の課題と方向性について学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や農村開発協力に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

3. 農業経済学専攻

本専攻では、食料、農業、農村、環境に関わる諸問題の解決を図り、農業経済学分野に必要な、農業経済学、食料経済学、農業経済学、ミクロ経済学等の専門知識や諸理論が研究対象となっている。そこで、以下の専門領域を置く。

(1) 農業経済学

農業経済学分野では、農業経済学、ミクロ経済学、農村・環境社会学、農業貿易論の専門知識や諸理論を幅広く学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や農業経済に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(2) 農政学

農政学分野の研究に必要な農業経済学、農業経営学、環境経済学、農業の担い手論の専門知識や諸理論を幅広く学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や農業政策の現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

(3) 食料経済学

食料経済学分野の研究に必要な食料経済学、農業経済学、経済地理学、マーケティング論、消費者行動論、フードシステム論の専門知識や諸理論を幅広く学修する。

博士前期課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようになることを目標とする。

博士後期課程では、学修成果の研究への応用や食料経済に関わる現場における問題認識や問題解決への応用について理解できるようにすることを目指す。

4. 国際アグリビジネス学専攻

本専攻は、農学、農業経営学及びそれらを含む国内外の第一次産業の経営安定化と持

持続的発展に寄与することを目指している。そこで、以下に記載する専門領域を置く。

(1)国際農業経営組織学

農業経営における課題、農業経営の仕組み、農業を取り巻く社会情勢・法律・政策の変化や国際的な社会環境変化への対応を農業経営学の観点から理解し、農業の持続的発展と食料安全保障を含む食料システム全体を理解するためには、農業法人、農業協同組合などの経営組織、生産・加工・流通・販売に関わる食料システム、国際社会との関わりや農産物の海外輸出など、広範な分野の論理的理解が必要である。そこで、国内外の農業経営組織体の事例を研究し、事例研究の成果から現状の課題の要因解明、ならびに解決方法を検討・研究する。

博士前期課程では、農業経営における課題抽出、農業経営と社会環境、政策、法律などを理解し、食料システム全体の理解、問題要因の解明、持続的発展のための総合的理解と実践に取り組む。また、国際的課題に取り組み、地球規模での課題解決につなげるための基礎研究に取り組む。

博士後期課程では、事例研究を深化させ食料システムとしての農業組織、農業経営体の総合理解と学術的貢献に寄与する課題研究に取り組む。また、国際的課題に取り組み、地球規模での課題解決につなげるための応用研究に取り組む。

(2)国際農業経営管理学

農業経営では、会計学を始めとする農業経営の管理・分析手法とその実践に関する理解、さらには農業経営体を取り巻く社会環境変化、法律、政策や国際情勢を含めた総合的理解が必要である。また、農業情報を取得しビッグデータやA Iを活用するなど、Society5.0 のイノベーションの応用が必要である。そこで、国内外の農業経営に関わる事例研究を中心として、農業経営管理に関わる総合的な課題解決及び、SDG s の実現に向けた国際的な課題の分析、解決方法の提案を目指した研究教育に取り組む。

博士前期課程では、農業のみならず水産業、貿易、社会環境の広範な分野で、統計学や計量分析手法などの古典的分析手法の他、地理情報システム (GIS)、ビッグデータやA Iなどの技術を利活用することで、国内あるいは国際的な農業経営課題の解決、農村問題、貧困問題、食料システムの発展などに取り組む。

博士後期課程では、地球規模の課題解決として発展途上国の農業・食料システム支援などに積極的に取り組み、農業経営の課題とそのメカニズムの解明から、課題解決に取り組む。社会貢献のみならず、学術的な貢献を指向し、自立した高度専門研究者の人材養成を目指す。

(3)国際農業経営戦略学

6次産業化に代表される農業法人の経営戦略を研究するためには、農業法人そのもの

の内部要因と、外部要因としての国内外の市場調査やマーケティング調査が必要となり、国際情勢の理解、情報収集、定量分析など広範な知識と理解が必要とされる。農業法人の農業経営戦略学、国際農業マーケティングの手法を応用し、農業経営における内部要因・外部要因を分析し、国際社会の変化に対応し、あるいは消費者の嗜好変化を見据えつつ、事例研究を通じて経営戦略を分析し課題解決に取り組む。

博士前期課程では、例えば6次産業化など農業生産、加工、流通、販売に関する農業法人の戦略を事例研究から研究する。また、消費者の購買行動を行動経済学の視点で捉えることや、ブランディングなどのデータ集取と計量分析を行うなど、マーケティングリサーチの手法を習得することを目指す。

博士後期課程では、農業経営戦略学の能力やマーケティングリサーチの能力をさらに深化させ、国際的な市場原理や食料システムを理解しながら、企業経営戦略のみならず学際的な研究に貢献できる高度な専門的研究者の育成を目指す。

5. 国際食農科学専攻

本専攻では、食農技術や食農経済に関わる諸問題の解決を図り、国際食農科学分野に必要な、植物生産、食環境、食農政策、食農教育等の専門知識が研究対象となっている。そこで、以下に記載する専門領域を置く。

(1)植物生産学

植物生産学分野では、植物を取り巻く光、水、温度、土壌などの環境条件と植物の環境応答の生理的メカニズムを理解し、植物生産のための学術的基盤を学修する。生物的要因と環境複合及びそれをもとに生じている生物間相互作用を生態学的に理解することで、最新の植物生産科学を個体から群集のレベルまでの総合的な知識の修得を目標とする。

修士課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようにすることを目指す。

(2)食環境科学

食環境科学分野では、食品の加工及び栄養、機能性にかかわる技術的、食品・栄養学的側面について、食環境科学の観点から学修する。食品加工・流通による栄養成分の変化、食品中の主要栄養素及び微量栄養素の生理機能に関する知識の修得を目標とする。

修士課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようにすることを目指す。

(3)食農政策

食農政策分野では、農産物及び食品の生産、流通、消費、そしてコミュニティに関わ

る基本的な学説を学修する。これにより、食農関連の地域政策策定能力を身につけることを目標とする。

修士課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようにすることを目指す。

(4)食農教育

食農教育分野では、教育学、認知科学、普及学、コミュニケーション論、実践コミュニティ論などに関わる基本的事項について学修する。これにより、食と農に関わる自然及び社会環境と、それらから影響を受けて成り立つ教育や人々の学びについて理解できることを目標とする。

修士課程では、上記の専門領域について、幅広い知識を身につけ、論理的に議論を構築することができるようにすることを目指す。

イ 修士課程までの構想か、または、博士課程を目指した構想か

I. 国際食農科学専攻

本専攻は、高度な専門性が求められる職業を担う能力を持った人材養成を目的としているが、この分野における卓越した研究能力と自立性を持った人材を養成することも必要であると考え、修士課程の完成年度後に博士後期課程の設置を目指している。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

I. 研究科等の名称

	日本語名	英語名
研究科名称	国際食料農業科学研究科	Graduate School of International Food and Agricultural Studies
専攻名称	国際農業開発学専攻	Department of International Agricultural Development
	農業経済学専攻	Department of Agricultural Economics
	国際アグリビジネス学専攻	Department of International Agribusiness Management
	国際食農科学専攻	Department of International Food and Agricultural Science
学位名称（博士前期課程）	修士（農学）	Master of Agricultural Science
学位名称（博士後期課程）	博士（農学）	Doctor of Philosophy in Agricultural Science

II. 当該名称とする理由

1. 国際食料農業科学研究科

農学、食品科学、経済学・経営学、人文社会科学を融合した食料科学と農業科学の学術的能力を用いて日本及び熱帯地域を中心とする世界の食料・農業を巡る社会的課題の解決を支援し、公共的利益の増大に貢献する国際食料農業科学分野において、博士前期課程では、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力を有した人材を、博士後期課程では食料農業科学とその知見の現場への適用を通じて国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における世界水準の高度な知識と技術を有し、独立して食料・農業・環境の現場の問題解決に貢献する研究推進能力を有する人材を養成することを目的とすることから「国際食料農業科学研究科」、学位に付記する専門分野の名称を「修士（農学）」及び「博士（農学）」とするとともに、研究科の英訳を「Graduate School of

International Food and Agricultural Studies」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」及び「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、農業開発や国際協力にかかわる問題の解決を図るための論理的な思考力と実践力を持つ人材の育成を目的としていることから、専攻の名称を「国際農業開発学専攻」とする。また、学位に付与する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of International Agricultural Development」、学位の英訳を「Master of Philosophy in Agricultural Science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する人材、さらには国内外の農業開発ならびに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる人材の育成を目的としていることから、専攻の名称を「国際農業開発学専攻」とする。また、学位に付与する専門分野の名称を「博士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of International Agricultural Development」、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、農業経済学及び関連分野における教育・研究目的で設置しており、幅広い知識を有し、地域におけるリーダーシップを発揮できる人材育成を目的としていることから、専攻の名称を「農業経済学専攻」とする。また、学位に付与する専門分野の名称を「修士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Agricultural Economics」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、農業経済学及び関連分野において、変化する社会・経済情勢に的確に対応のできる分析能力を有する高度専門職業人の養成を目的としていることから、専攻の名称を「農業経済学専攻」とする。また、学位に付与する専門分野の名称を「博士（農学）」とするとともに、専攻の英訳を「Department of Agricultural Economics」、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とす

る。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、農学を中心に国内外の第一次産業の持続的発展に寄与し世界的課題であるSDGsの実現に取り組む人材の育成を目指すこと、教育・研究の学問的位置付けとして農業経営学（アグリビジネス）を主体とするなどの観点から、専攻の名称を「国際アグリビジネス学専攻」とし、専攻の英訳は「Department of International Agribusiness Management」とする。博士前期課程においては、学位に付記する専門分野の名称を「修士(農学)」とし、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、農学を中心に国内外の第一次産業の持続的発展に寄与し世界的課題であるSDGsの実現に貢献できる高度な専門知識を備えた人材の育成を目指すこと、教育・研究の学問的位置付けとして農業経営学（アグリビジネス）を主体とするなどの観点から、専攻の名称を「国際アグリビジネス学専攻」とし、専攻の英訳は「Department of International Agribusiness Management」とする。また、博士後期課程においては、学位に付記する専門分野の名称を「博士(農学)」とし、学位の英訳を「Doctor of Philosophy in Agricultural Science」とする。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、食農技術及び食農経済を教育研究上の柱とする。本専攻における食農技術とは、農産物の生産と品質の向上、食品の機能性・加工にかかわる理論と方法を構築する自然科学の領域である。食農経済は食及び農にかかわる政策、経営、流通、マーケティング、消費、そして教育にかかわる社会科学の領域である。国際食農科学は、これら一連の学問領域の相互関係を国際的視点から一つの学術体系として捉えた学問である。本専攻では、自然科学及び社会科学からなる国際食農科学的アプローチにより、国内外の食農資源の新たな価値創造に寄与する国際的な人材育成を目的としていることから、専攻の名称を「国際食農科学専攻」、学位に付記する専門分野の名称を「修士(農学)」とするとともに、専攻の英訳を「Department of International Food and Agricultural Science」、学位の英訳を「Master of Agricultural Science」とする。

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

I. 教育課程の編成の基本的な考え方及び特色

1. 国際食料農業科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程は、食料農業科学と国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における高度な知識と技術を有し、「実学主義」のもと国内外の食料・農業・環境の現場の問題解決に取り組む能力と意欲を有する人材を育成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食料農業科学研究科博士前期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる専門家としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理、研究倫理等に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力及び語学力等を高める科目、各専攻で研究を推進するうえで基礎となる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、専門的知識、分析力を習得させるための講義または演習形式により、適切な特論科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目、実験科目を必修科目として配当する。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程は、食料農業科学とその知見の現場への適用を通じて国際的視野に立った社会貢献への深い理解に基づき、それぞれの専攻分野における世界水準の高度な知識と技術を有し、独立して食料・農業・環境の現場の問題解決に貢献する研究推進能力と意欲を有す人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食料農業科学研究科博士後期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる先導的な研究者・教育者あるいは専門家としての総

合力を確立させ、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目、特論科目」として、高度な専門的知識・研究能力を養うための、各専攻分野に適した専門科目及び、研究者・技術者等に必要な語学力、コミュニケーション能力等を増強する科目を配当する。
- ③ 「研究指導科目」として、指導教員による密接な指導の下、自ら主体的に研究を展開させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元する能力を修得するための科目を配当する。

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、自然科学及び社会科学にわたる広範な学問領域を統合する総合的アプローチにより、農業開発や国際協力にかかわる問題の解決を図るための論理的思考力と実践力、さらには異なる文化や習慣を尊重した活動を展開できる人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のとおり定める。

国際農業開発学専攻博士前期課程(修士課程)は、自然科学および社会科学にわたる学問領域を統合する総合的アプローチと実践的で国際的な視野に立った教育を通じて、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者等にとって必要な研究倫理や知的管理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者等として必要なプレゼンテーション能力を身につける科目、議論の能力を高めるための基礎となる科目及び国際農業開発学の研究に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、生物生産科学、国際農業開発学を基幹科目として修士論文作成のために必要な専門的知識・研究能力を修得することを目的として、特論科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による指導のもと、問題の発見・研究課題の選定

から研究計画の立案や調査、分析対象に関わる議論・考察、文献検索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目及び実験・実習科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「知的財産管理法」、「農学教育史特講」、「フィールド調査」を配当している。また、「専攻科目」の「特論科目」を配している。ここでは、研究者にとって必要となることを修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「生物生産科学特論」や「国際農業開発学特論」等「専攻科目」の「特論科目」を配当している。ここでは、問題解決を図るための論理的思考能力と実践能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「国際農業開発学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ～Ⅳ」の「研究科目」を配当している。また、「専攻科目」の「基礎科目」において「プロジェクトサイクルマネジメント」を配当している。ここでは、本専攻博士前期課程の中心となる科目であり、各専門領域に関する知識や能力を修得する。

DP4 に対応する代表的な科目としては、「国際農業開発学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ～Ⅳ」の「研究科目」を配当している。また、「専攻科目」の「基礎科目」において「コンピュータ演習」を配当している。ここでは、実践を通じた修士論文の執筆に関わる知識を修得する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は資料5にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する人材、さらには国内外の農業開発ならびに国際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際農業開発学専攻博士後期課程では、本学の教育理念「実学主義」に基づき、広範な学問領域を統合する総合的アプローチと実践的で国際的な視野に立った教育を通じて、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者等として必要な研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目、専攻科目・特論科目」として、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する能力、さらには、国内外の農業開発並びに国

際協力分野でリーダーシップを持って活躍できる能力を養うための後期特論科目を配当する。

- ③ 「研究指導科目」として、指導教員のもと、国際的研究動向を踏まえた高度な専門的研究を進め、農業開発やそれに関わる研究及び国際協力を行うための高度な専門知識、論理的思考力と実践力を養うための科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」を配当し、「熱帯作物学後期特論」や「熱帯園芸学後期特論」等「専攻科目」の「特論科目」も配当している。ここでは、研究者にとって必要となる研究倫理や高度な理論を踏まえた総合的なアプローチができる知識と能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「英語論文作成・プレゼンテーション」、「熱帯作物学後期特論」、「熱帯園芸学後期特論」、「熱帯作物保護学後期特論」、「農業環境科学後期特論」、「農業開発経済学後期特論」、「農村開発協力後期特論」を配当している。ここでは、高度な専門知識を踏まえて課題を設定し研究を企画遂行する能力などを養成する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「インターンシップ」や「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、学術的研究成果と知見を国際協力の現場に活かせる能力を養成する。

DP4 に対応する代表的な科目としては、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、国際的研究動向を踏まえた高度な専門的研究を進め、博士論文を完成させる能力を養成する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は資料5にまとめたとおりである。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、食料・農業・環境の諸分野において、経済・経営・社会・地理等の社会科学の多面的な知識と方法を駆使し、農業経済学にかかわる研究者、教育者、あるいは専門家としての総合力を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業経済学専攻博士前期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の

方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者等にとって必要な研究倫理や知的管理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、研究者等として必要なプレゼンテーション能力を身につける科目、議論の能力を高めるための基礎となる科目及び農業経済学の研究に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、農業経済学、農政学、食料経済学を基幹科目として修士論文作成のために必要な専門的知識・研究能力を修得することを目的として、演習形式による科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による指導のもと、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案や調査、分析対象に関わる議論・考察、文献検索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う演習科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「知的財産管理法」、「農学教育史特講」を配当している。また、「農業経済学特論Ⅰ・Ⅱ」等の「特論科目」を配当している。ここでは、研究者にとって必要となる確かな知識を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「インターンシップ」や「農業経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」の「研究科目」を配当している。ここでは、変化する社会・経済情勢に的確に対応できる能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「論文作成法」、「プレゼンテーション法」を配当している。ここでは、論文の作成及び発表に関する知識や経験を修得する。

DP4 に対応する代表的な科目としては、「農業経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、実践を通じた修士論文の執筆に関わる知識を修得する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は資料5にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、食料・農業・環境の諸分野において、社会科学の多面的な知識に加え、特定の専門領域に関して高度な専門知識と方法を駆使し、農業経済学にかかわる高度な研究者・専門家としての総合力を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

農業経済学専攻博士後期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立さ

せ、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者等として必要な研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目、専攻科目・特論科目」として、農業経済学を中心とした社会科学の視点から問題発見を行い、自立した研究者等として必要な、高度な専門的知識・研究能力を養うための後期特論科目を配当する。
- ③ 「研究指導科目」として、指導教員による指導の下、自ら主体的に研究を展開させる博士論文の作成を通じて、より難度の高い問題を解決し、さらなる課題を設定して課題解決に向けた成果を社会に還元し、当該分野の先導的な専門家として独立できる能力を修得するための科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「農業経済学後期特論」「農政学後期特論」「食料経済学後期特論」を配当している。ここでは、研究者にとって必要となる研究倫理、多面的知識や特定領域の高度な知識を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「フィールド調査」、「研究発表手法論」や「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」の「研究指導科目」を配当している。ここでは、文献調査、フィールドワークなどを踏まえた理論的・実証的研究が行える国際的かつ高度な学術研究能力を養成する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「研究発表手法論」や「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、研究成果と知見を変化する社会・経済情勢を的確に対応して活かせる能力を養成する。

DP4 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」、「インターンシップ」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、プレゼンテーション能力や議論の能力を高め、博士論文を完成させる能力を養成する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は資料5にまとめたとおりである。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程は、アグリビジネス学を基盤に専門知識・分析手法・理論等を駆使して、アグリビジネス学にかかわるビジネスリーダーや研究者としての総合力を確立し、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、教育課程の編成・実施方針

(カリキュラム・ポリシー) を以下のとおり定める。

国際アグリビジネス学専攻博士前期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者・技術者等として必要な知的財産管理、研究倫理等に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として研究者・技術者として必要なプレゼンテーション能力や英語力を身につける科目、及び国際アグリビジネス学の研究遂行に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として研究者・技術者として必要な専門知識・研究能力を修得させるため、農業経営組織学、農業経営管理学、農業経営戦略に関する科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、調査研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「農学教育史特論」や「農業ビジネス経営学特論」等「専攻科目」の「基礎科目」。また「国際農業経営組織学特論Ⅰ・Ⅱ」等「専攻科目」の「特論科目」を配当している。ここでは、ここでは、研究者にとって必要となる知識や技術や各分野における高度な専門知識と問題発見解決能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「インターンシップ」や「論文英語Ⅰ・Ⅱ」等「専攻科目」の「基礎科目」。また、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、現場での問題解決に向けた計画立案及び遂行能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」、「知的財産管理法」、「論文英語Ⅰ・Ⅱ」、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、アグリビジネスに必要な言語能力や倫理観を養い、実践を通じた修士論文の執筆に関わる知識を修得する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は資料5にまとめたとおりである。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程は、アグリビジネス学を基盤に高度な専門知識・分析手法・理論等を駆使して、アグリビジネス学にかかわる研究者としての総合力を確立し、ディプロ

マ・ポリシーに掲げた能力を身につけるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際アグリビジネス学専攻博士後期課程は、本学の教育理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学に関わる研究者、教育者あるいは高度専門技術者としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、研究者・技術者等として必要な研究倫理に関する科目と実践力を育む科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目、専攻科目・特論科目」として、国内外で活躍できる言語能力を身につけるための英語科目を含む基礎科目を配当し、自立した研究者等として必要な、高度な専門的知識・研究能力を養うための特論科目を配当する。
- ③ 「研究指導科目」として、指導教員による密接な指導の下に、自ら主体的に問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、調査研究の実施、綿密な議論や考察、文献探索などの実践を通じた博士論文の執筆と学術研究発表を行える、自立した研究者となるための科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「国際農業経営情報後期特講」、「国際農業マーケティング特講」や「国際農業経営組織学後期特論」等「専攻科目」の「特論科目」を配当している。ここでは、各分野における高度な専門知識と優れた研究遂行能力を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「国際農業経営情報後期特講」、「国際農業マーケティング特講」や「国際農業経営組織学後期特論」等「専攻科目」の「特論科目」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、各分野における問題解決のための自立した学術研究能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理後期特講」、「上級論文英語Ⅰ」、「上級論文英語Ⅱ」、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当している。ここでは、プレゼンテーション能力や議論の能力を高め、博士論文を完成させる能力を養成する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は資料5にまとめたとおりである。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、自然科学及び社会科学の観点からの研究課題に対して、基礎・

応用の両面から研究遂行能力を修得できる教育研究体制のもと、幅広い分野を対象にできる科学的解析能力、論理的展開能力を備えた人材を養成する。そのため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定める。

国際食農科学専攻修士課程は、本学の教育の理念「実学主義」に基づき、国際食料農業科学にかかわる研究者、教育者あるいは高度専門家としての総合力を確立させ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を身につけるため、以下の方針のもと教育課程を編成します。

- ① 「研究科共通科目」として、知的財産管理に関する科目を配当する。
- ② 「専攻科目・基礎科目」として、自然科学と社会学の両領域の知識を身につけ、国際食農科学の研究遂行に求められる科目を配当する。
- ③ 「専攻科目・特論科目」として、専門的知識・研究能力を習得させるため、講義形式による植物生産学、食環境科学、食農政策、食農教育に関する科目を配当する。
- ④ 「研究科目」として、指導教員による密接な指導の下に、問題の発見・研究課題の選定から研究計画の立案、実験や調査など研究の実施、綿密な議論や考察、文献検索などの実践を通じた修士論文の執筆と発表を行う科目を配当する。

DP1 に対応する代表的な科目としては、「研究倫理特講」や「知的財産管理法」、「植物生産学特講Ⅰ・Ⅱ」等「専攻科目」の「特論科目」を配当している。ここでは、自然科学や社会科学にわたる国際食農科学の確かな知識と技術を修得する。

DP2 に対応する代表的な科目としては、「食農技術学」、「食農経済学」、「インターンシップ」、「論文英語」、「プレゼンテーション法」を配当している。ここでは、研究者、高度専門家、教育者として活動し得る能力を修得する。

DP3 に対応する代表的な科目としては、「植物生産学特論Ⅰ・Ⅱ」、「食環境科学特論Ⅰ・Ⅱ」、「食農政策特論Ⅰ・Ⅱ」、「食農教育特論Ⅰ・Ⅱ」を配当している。ここでは、本専攻修士課程の中心となる科目であり、各専門領域に関する知識を修得する。

DP4 に対応する代表的な科目としては、「食農技術学特別演習・実験Ⅰ～Ⅳ」及び「食農経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当している。ここでは、専門性を活かし、国内外における食や農にかかわる諸問題を解決する能力を養い、実践を通じた修士論文の執筆に関わる知識を修得する。

なお、それぞれの科目と対応する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は資料5にまとめたとおりである。

Ⅱ. 教育課程の概要

1. 国際食料農業科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では、科目区分として「国際食料農業科学研究科共通科目」を置き、国際食料農業科学領域における研究者・技術者等として研究倫理及び知的財産管理に関わる法規制及び国際的ルールに関わる社会学的分野科目(1年次)や農学に関わる教養的科目(1年次)、インターンシップ(2年次)を配当する。

「専攻科目」には「基礎科目」と「特論科目」を置き、「基礎科目」には、国際食料農業科学研究を展開する上で必要な論文作成法やプレゼンテーションに関わる科目、英語能力の育成に関わる科目、情報処理に関わる科目等の各専攻における基礎的科目を配当する(1年次)。

「特論科目」としては、専門分野に対応した必修または選択科目を配当する(1年次)。研究科目としては、各専攻に対応した「特別演習」及び「特別実験」をⅠ～Ⅳまで配当し、主たる研究領域における半期ごとの研究計画に沿って、その進捗を段階的に確認しつつ、適切に履修することとする。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程では、科目区分として「国際食料農業科学研究科共通科目」を置き、国際食料農業科学領域における各国・地域の特性を活かした発展に向けた技術的・社会的方策の構築に関連する国際的かつ高度な研究を遂行できる先導的研究者・教育者または専門家として必要な研究倫理に関する科目(1年次)及び「インターンシップ」(2年次)を配当する。「専攻科目」には「基礎科目」及び「特論科目」を置き、「基礎科目」には、研究活動に必要な英語の実践的能力を育成する科目とフィールドワークに関わる科目を配当する(1年次)。「特論科目」としては、主たる専門領域における選択科目を配当する(1年次)。研究科目としては、各専攻に対応した「特別研究指導」をⅠ～Ⅲまで配当し、主たる研究領域における綿密な研究計画に沿って、その進捗を段階的に確認しつつ、適切に履修することとする。

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、科目区分を「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」とする。「国際食料農業科学研究科共通科目」は国際食料農業科学研究科の各専攻において共通して重要となる研究倫理、知的財産管理や「インターンシップ」を含む。「専攻科目」はさらに「基礎科目」と「特論科目」に分けた。国際農

業開発学の論文を執筆する上で重要となる「論文作成法」については1年次後期に、「サイエンスコミュニケーション法」も1年次後期とした。「特論科目」には「生物生産科学特論」、「国際農業開発学特論」、「熱帯作物学特論」、「熱帯園芸学特論」、「熱帯作物保護学特論」、「農業環境科学特論」、「農業開発経済学特論」、「農村開発協力特論」の8つの科目を配当する。研究科目には、「国際農業開発学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ～Ⅳ」を配当する。国際食料農業科学研究科共通科目は「研究倫理特講」は必修科目とし、「知的財産管理法」、「農学教育史特講」、「インターンシップ」を選択科目とした。「基礎科目」は全て選択科目とした。「特論科目」については、「生物生産科学特論」、「国際農業開発学特論」を必修科目とし、「熱帯作物学特論」、「熱帯園芸学特論」、「熱帯作物保護学特論」、「農業環境科学特論」、「農業開発経済学特論」、「農村開発協力特論」を選択科目とした。また、「研究科目」は全て必修とした。必修科目21単位、選択必修科目2単位（特論科目の特論の中から研究領域に関係の深い科目を2単位）、選択科目7単位以上の合計30単位以上を修得することとする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、科目区分を「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」とする。「国際食料農業科学研究科共通科目」は国際食料農業科学研究科の各専攻において共通して重要となる「研究倫理後期特講」や「インターンシップ」を含む。特に高度な研究を進める上で必要となる研究倫理に関する理解を深めるために「研究倫理後期特講」については1年次前期に配当する。そのほか「専攻科目」は「基礎科目」と「特論科目」に分け、「基礎科目」の「英語論文作成・プレゼンテーション」は、1年次前期に配当する。「特論科目」には「熱帯作物学後期特論」、「熱帯園芸学後期特論」、「熱帯作物保護学後期特論」、「農業環境科学後期特論」、「農業開発経済学後期特論」、「農村開発協力後期特論」の科目を配当する。「研究指導科目」には、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当する。国際食料農業科学研究科共通科目は選択科目とし、「専攻科目」の「基礎科目」及び「特論科目」は選択必修科目、「研究指導科目」は必修とする。必修科目12単位、選択必修科目2単位（特論科目の中から主たる研究領域を選択）、選択科目2単位以上の合計16単位以上を修得することとする。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、科目区分を「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」とする。「国際食料農業科学研究科共通科目」は国際食料農業科学研究科の各専攻において共通して重要となる研究倫理、知的財産管理や「インターン

シップ」を含む。「専攻科目」はさらに「基礎科目」と「特論科目」に分けた。農業経済学の論文を執筆する上で重要となる「論文作成法」については1年次前期に、「プレゼンテーション法」は研究経験を踏まえた上での受講が望ましいと考え、1年次後期とした。「特論科目」には「農業経済学特論Ⅰ・Ⅱ」、「農政学特論Ⅰ・Ⅱ」、「食料経済学特論Ⅰ・Ⅱ」の3分野の科目を配当する。「研究科目」には、「農業経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当する。「国際食料農業科学研究科共通科目」は「研究倫理特講」は必修科目とし、「知的財産管理法」、「農学教育史特講」、「インターンシップ」を選択科目とした。

「基礎科目」及び「特論科目」は全て選択科目とした。また、「研究科目」は全て必修とした。必修科目17単位、選択必修科目4単位（特論科目の中から研究領域に関係の深い科目を4単位）、選択科目9単位以上の合計30単位以上を修得することとする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、科目区分を「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」とする。「国際食料農業科学研究科共通科目」は国際食料農業科学研究科の各専攻において共通して重要となる「研究倫理後期特講」や「インターンシップ」を含む。特に高度な研究を進める上で必要となる研究倫理に関する理解を深めるために「研究倫理後期特講」については1年次前期に配当する。そのほか「専攻科目」は「基礎科目」と「特論科目」に分け、「基礎科目」の「フィールド調査」や「研究発表手法論」は研究発表や論文執筆が必要となることが見込まれる1年次後期に配当する。「特論科目」には「農業経済学後期特論」、「農政学後期特論」、「食料経済学後期特論」の3分野の科目を配当する。「研究指導科目」には、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配当する。「国際食料農業科学研究科共通科目」は選択科目とし、「専攻科目」の「基礎科目」は選択科目、「専攻科目」の「特論科目」は選択必修科目、「研究指導科目」は必修とする。必修科目12単位、選択必修科目2単位（特論科目の中から主たる研究領域を選択）、選択4単位以上の合計18単位以上を修得すること。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程における科目区分は「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」から成る。「国際食料農業科学研究科共通科目」として、国際食料農業科学領域における研究者・技術者等として研究倫理及び知的財産管理に関わる法規制及び国際的ルールに関わる社会科学的分野科目（1年次）や農学に関わる教養的科目（1年次）、「インターンシップ（2年次）」を配当する。「専攻科目」には、「基礎科目」として論文英語科目（1年次前後期に2科目、必修科目）、国際農業経営学関連科目（1

年次前後期に4科目)、国際農業経営情報学科目(1年次前期に1科目)、国際農業マーケティング科目(1年次後期に1科目)をそれぞれ配当する。「特論科目」には、国際アグリビジネス学の柱科目として国際農業経営組織、国際農業経営管理、国際農業経営戦略をそれぞれ1年次前後期に2科目ずつ、合計6科目を配当し、それぞれの研究における主たる研究領域の科目4単位を履修する。「研究科目」として、1年次前後期、2年次前後期にそれぞれ1科目ずつ、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を必修科目として配当し、修士論文作成、発表指導などアカデミックな場面での研究成果の公表に関する演習を行い、それぞれの段階で適切に研究教育が進捗していることを確認するよう配当する。必修科目21単位、選択必修科目4単位(特論科目の中から主たる研究領域を選択)、選択科目5単位以上の合計30単位以上を修得することとする。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程の科目区分は「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究指導科目」から成る。博士後期課程では、「国際食料農業科学研究科共通科目」として、国際食料農業科学領域における各国・地域の特性を活かした発展に向けた技術的・社会的方策の構築に関連する国際的かつ高度な研究を遂行できる先導的研究者・教育者または専門家として必要な研究倫理に関する科目(1年次)及び「インターンシップ(2年次)」を配当する。「専攻科目」には、「基礎科目」として上級論文英語科目(1年次前後期に2科目)、国際農業経営情報学科目(1年次後期に1科目)、国際農業マーケティング科目(1年次前期に1科目)をそれぞれ配当する。「特論科目」には、国際アグリビジネス学の柱科目として国際農業経営組織、国際農業経営管理、国際農業経営戦略をそれぞれ上級特論科目として配当し1年次前期に1科目ずつ、合計3科目を配当し、このうちそれぞれの研究における主たる研究領域の科目2単位、履修する。「研究指導科目」として、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を必修科目として1年次から3年次までの通期にそれぞれ配当し、博士論文作成、国際シンポジウムや学会発表、学術論文の作成指導など、アカデミックな場面での研究成果の公表に関する特別指導を行い、それぞれの段階で適切に研究教育が進捗していることを確認するよう配当する。必修科目16単位、選択必修科目2単位(特論科目の中から主たる研究領域を選択)の合計18単位以上を修得することとする。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、科目区分を「国際食料農業科学研究科共通科目」、「専攻科目」、及び「研究科目」とする。「国際食料農業科学研究科共通科目」は国際食料農業科学研

究科の各専攻において共通して重要となる研究倫理、知的財産管理やインターンシップを含み、「専攻科目」はさらに「基礎科目」と「特論科目」に分けた。国際食農科学の論文を発表する上で重要となる「プレゼンテーション法」は、1年次前期とした。また、英語論文の読解に必要な「論文英語」を1年次前期に配当した。「特論科目」には「植物生産科学特論Ⅰ・Ⅱ」、「食環境科学特論Ⅰ・Ⅱ」、「食農政策特論Ⅰ・Ⅱ」、「食農教育特論Ⅰ・Ⅱ」の4分野の科目を配当する。「研究科目」には「食農技術学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「食農技術学特別実験Ⅰ～Ⅳ」、「食農経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を配当する。国際食料農業科学研究科共通科目は「研究倫理特講」は必修科目とし、「知的財産管理法」、「農学教育史特講」、「インターンシップ」を選択科目とした。「食農技術学」と「食農経済学」の基礎科目は、必修科目とした。また「研究科目」は選択必修科目とした。必修科目5単位、選択必修科目20単位（特論科目の中から研究領域に関係の深い科目を4単位、研究科目から主たる分野16単位を選択）、選択科目5単位以上の合計30単位以上を修得することとする。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 国際食料農業科学研究科

各専攻は、その教育研究上の目的を達成するため、専攻毎に主要となる専門領域を定め、それぞれに指導教員を配置する。また、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する。

2. 国際農業開発学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。博士前期課程では教授10人、准教授2人の計12人、博士後期課程では、教授10人、准教授2人の計12人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼担・兼任教員が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員10人、博士後期課程では、指導教員10人を配置する。

設置時の（2021年4月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料6により、「職員の定年は満65歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

3. 農業経済学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。博士前期課程では教授 8 人、准教授 4 人の計 12 人、博士後期課程では、教授 8 人、准教授 4 人の計 12 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼任・兼任教員が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員 8 人、指導補助教員 3 人の計 11 人、博士後期課程では、指導教員 8 人、指導補助教員 3 人の計 11 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 6 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

4. 国際アグリビジネス学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。博士前期課程では教授 9 人、准教授 4 人の計 13 人、博士後期課程では、教授 8 人、准教授 4 人の計 12 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。博士前期課程では、指導教員 8 人、指導補助教員 3 人の計 11 人、博士後期課程では、指導教員 7 人、指導補助教員 3 人の計 10 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 6 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

5. 国際食農科学専攻

本専攻では、教育研究上の目的を達成するため、各専門領域にふさわしい専門知識と優れた業績を有する専任教員を配置する。修士課程では教授 6 人、准教授 6 人の計 12 人を配置する。主要な科目は教授または准教授が担当し、その他の科目は、一部、学内外の兼任・兼任教員が担当する。

また、専門領域それぞれに指導教員を配置する。修士課程では、指導教員 6 人、指導

補助教員 4 人、授業担当 2 人の計 12 人を配置する。

設置時の（2021 年 4 月）の教員数、職位、保有学位、年齢については別添の「専任教員の年齢構成・学位保有状況」のとおりである。なお、学校法人東京農業大学職員就業規則資料 6 により、「職員の定年は満 65 歳」と規定され、定年を延長する教員はいない。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

I. 教育方法

1. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

「専攻科目」の「基礎科目」は講義、演習または実験・実習形式、「特論科目」は講義形式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を深く理解する上で基盤となる知識を修得させる。

「研究科目」である「国際農業開発学特別演習Ⅰ～Ⅳ」では、研究成果の発表を行い、幅広い視点から研究方法、分析手法などを確認・修得する。また、発表に関して研究レジュメを作成し、プレゼンテーションを行い、研究内容に関する学術的討論を行う。

(2) 博士後期課程

「専攻科目」の「基礎科目」及び「特論科目」とも演習形式で行い、専門分野における高度な知識を修得させる。

「研究指導科目」である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」では、研究課題の設定とその解決に向けた研究計画の立案、研究方法及び分析手法などを確認・修得する。ここでは、高い水準での研究の実施、及び成果の発表に対して必要不可欠な分析手法を修得させることが目的となる。

2. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

「専攻科目」の「基礎科目」及び「特論科目」は演習形式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を深く理解する上で基盤となる知識を修得させる。

「研究科目」である「農業経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」では、研究成果の発表を行い、幅広い視点から研究方法、分析手法などを確認・修得する。また、発表に関して研究レジュメを作成し、プレゼンテーションを行い、研究内容に関する学術的討論を行う。

(2) 博士後期課程

「基礎科目」は演習形式、「特論科目」は講義形式で行い、専門分野における高度な

知識を修得させる。

「研究指導科目」である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」では、研究課題の設定とその解決に向けた研究計画の立案、研究方法及び分析手法などを確認・修得する。ここでは、高い水準での研究の実施、及び成果の発表に対して必要不可欠な分析手法を修得させることが目的となる。

3. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

「基礎科目」は講義形式で行い、「特論科目」を深く理解する上で基盤となる知識ならびに英語による学会発表要旨作成や学術論文の執筆に対応できる英語の指導を行う。

「特論科目」も講義方式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を修得させる。「研究科目」である「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は、各指導教員がグループディスカッションにより行い、各大学院生に研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまで個別指導を行う。

(2) 博士後期課程

「基礎科目」は講義形式で行い、「特論科目」を深く理解する上で基盤となる知識、ならびに英語による学会発表要旨作成や学術論文の執筆に対応できる上級論文英語の科目を置く。講義形式の「特論科目」では、それぞれの専門分野における最新の研究を含めた高度な知識を習得させる。「研究指導科目」である「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」においては、研究課題の設定とその解決に向けた研究計画の立案に始まり、研究の実施、成果の発表に至るまでのプロフェッショナルな研究者として必要不可欠なスキルを修得させるための徹底した個別指導を行う。

4. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

「基礎科目」は講義形式で行い、「特論科目」を深く理解する上で基盤となる知識を修得させる。「特論科目」も講義方式で行い、研究分野と専門領域の専門知識を修得させる。

「研究科目」である「食農技術学特別演習Ⅰ～Ⅳ」、「食農経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」は、各指導教員がグループディスカッションにより行い、「食農技術学特別実験Ⅰ～Ⅳ」では、各大学院生に研究テーマを設定し、研究計画の立案からその実施、論文作成に至るまで個別指導を行う。

Ⅱ. 履修方法

1. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル^{資料7}、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル^{資料7}、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

2. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル^{資料7}、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル^{資料7}、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

3. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル^{資料7}、修了要件及び修士論文作成

に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

(2) 博士後期課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料 7]、修了要件及び博士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

4. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

入学直後に専攻内でガイダンスを実施し、専攻の教育研究理念、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各科目の概要、履修モデル[資料 7]、修了要件及び修士論文作成に係るスケジュール等の説明を行う。

指導教員は、本専攻の専門分野を考慮し、修了後の進路ごとに作成した履修モデルを参考に、学生個々の研究テーマや研究計画に基づき適宜履修指導を行う。

Ⅲ. 修了要件

国際食料農業科学研究科の各専攻の修了要件を以下のとおり定める。

1. 博士前期課程

(1) 博士前期課程又は修士課程に 2 年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者は 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 所定の授業科目について、30 単位以上を修得すること。

(3) 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

（東京農業大学大学院学則第 9 条第 1 項及び別表 1）

上記(3)「修士論文の審査」は各専攻において専攻委員会（東京農業大学大学院学則第 28 条）が選出した審査委員が行う。審査委員には主査（専攻内の指導教員）1 名及び副査（専攻内の指導教員、本学大学院で当該研究分野に精通する専攻内の指導教員、指導補助教員又は大学院授業担当者）1 名以上から構成し（なお、論文申請者の直接の指導者が主査になることはできないことを原則とするが、やむを得ず「指導学生の主査」となる場合は、「専攻主任と当該指導教員連名の理由書」を必要とし、事前に専攻主任会議の承認を得るものとする）、必要に応じて当該論文審査に相応しいその他の教員を

加えることで、審査の専門性と厳格性を担保する。加えて、修士論文審査の一環として実施する修士論文発表会に、当該専攻以外の教員及び学生等の聴講を認め、質疑応答を行うことで審査の透明性を確保する。

学位論文（博士前期課程及び修士課程）（以下、「学位論文」とする）の審査基準は以下のとおりとする。

学位論文審査基準

1. 基準（基軸）

学位論文審査に先立ち、東京農業大学研究倫理規程第2条(1)に定義される研究活動上の不正行為が行われていないことを確認すること。不正行為が認められた場合、審査対象外とする。

学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与の方針に基づき学位授与を決定する。

2. 審査基準

(1) 研究テーマの妥当性

明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）

① 研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査、実験、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。

② 先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。

(3) 論述・論旨の妥当性

修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

(4) 論文作成能力

修士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で、かつ、情報や文献の引用が適切であること。

(5) 独創性

研究内容に独創性が認められること。

3. 評価方法

「審査基準（6観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

4. 最終評価

優：優れた学位論文である。

良：概ね良好な学位論文である。

可：いくつかの問題はあるが、学位論文として認定しうる。

不可：学位論文としての水準に達していない。

また、最終試験については以下のとおり実施する。

最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目及び1ヵ国以上の外国語について行う（東京農業大学大学院学則第9条の2第2項）。

1. 評価基準

- (1)提出された学位論文の内容についての質疑応答
- (2)学位論文作成にあたってどのような研究を行ったかについての質疑応答
- (3)研究成果のさらなる発展可能性についての質疑応答
- (4)1ヵ国の外国語（学位論文の内容に関する英語による質疑応答や、学位論文の英文サマリー等）

※母語が英語の場合は、その他の言語とする。

2. 評価方法

「評価基準（4観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

3. 最終評価

優：優れた研究が行われ、独力でのさらなる研究の発展が期待できる。

良：概ね良好な研究が行われたと認められる。

可：不十分な点があるが、一定程度の研究が行われたと認められる。

不可：適切な研究が行われたとはいえない。

2. 博士後期課程

- (1) 博士後期課程に3年以上在籍すること。
- (2) 所定の授業科目について、17単位以上を修得すること。
- (3) 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(東京農業大学大学院学則第9条第2項及び別表1)

上記(3)における「博士論文の審査」は、専攻委員会（東京農業大学大学院学則第28条）が選出し、研究科委員会の承認を受けた審査委員（東京農業大学大学院学則第12条）が行う。審査委員会は、主査（専攻内の指導教員）1名及び副査（専攻内の指導教員1名以上、本学大学院で当該研究分野に精通する指導教員、指導補助教員又は大学院授業担当者のうちから1名以上）2名以上から構成し（なお、論文申請者の直接の指導者が主査になることはできないことを原則とするが、やむを得ず「指導学生の主査」となる場合は、「専攻主任と当該指導教員連名の理由書」を必要とし、事前に専攻主任会議の承認を得るものとする）、必要に応じて当該論文審査に相応しいその他の教員、ある学外審査委員を積極的に加えることで、審査の専門性、厳格性及び客観性を担保する。また、博士論文審査の一環として実施する博士論文発表会に、本専攻内外の教員及び学生等の聴講を認め、質疑応答を行うことで審査の透明性を確保する。

学位論文（博士後期課程）（以下、「博士論文」とする）の審査基準は以下のとおりとする。

学位論文審査基準

1. 基準（基軸）

学位論文審査に先立ち、東京農業大学研究倫理規程第2条(1)に定義される研究活動上の不正行為が行われていないことを確認すること。不正行為が認められた場合、審査対象外とする。

学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与の方針に基づき学位授与を決定する。

2. 審査基準

(1) 研究テーマの妥当性

申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

(2) 研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）

①研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、情報や資料の収集、調査、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切なものであること。

②先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連及び相違を明確に提示しつつ、研究が進められていること。

(3) 論述・論旨の妥当性

博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

(4) 論文作成能力

博士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で情報や文献の引用が適切であり、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。

(5) 独創性

研究テーマ、研究手法、導き出された結論等に独自の価値が認められ、当該研究領域及び社会に貢献する可能性がある優れた成果を提供していること。

(6) その他

国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、科学者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

3. 評価方法

「審査基準（7観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

(1)すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。

(2)「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。

(3)「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。

(4)「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

4. 最終評価

優：優れた学位論文である。

良：概ね良好な学位論文である。

可：いくつかの問題はあるが、学位論文として認定しうる。

不可：学位論文としての水準に達していない。

また、最終試験については以下のとおり実施する。

最終試験

最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目及び1ヵ国以上の外国語について行う（東京農業大学大学院学則第9条の2第2項）。

1. 評価基準

- (1) 先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答
- (2) 研究、調査あるいは実験方法等の再現性、適切性についての質疑応答
- (3) 研究、調査あるいは実験結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答
- (4) 1 か国以上の外国語（学位論文の内容に関する外国語による質疑応答、外国語論文又は学会発表等の実績等） ※「外国語」とは「母語以外の言語」とする。

2. 評価方法

「評価基準（4観点）」に対して、合格（A、B、C）、不合格（D）を判定する。

- (1) すべての観点で「A」評価の場合、最終評価は「優」とする。
- (2) 「B」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「良」とする。
- (3) 「C」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「可」とする。
- (4) 「D」評価が1つ以上あった場合、最終評価は「不可」とする。

3. 最終評価

優：優れた研究が行われ、独力でのさらなる研究の発展が期待できる。

良：概ね良好な研究が行われたと認められる。

可：不十分な点があるが、一定程度の研究が行われたと認められる。

不可：適切な研究が行われたとはいえない。

IV. 研究指導の方法と修了までのスケジュール

1. 国際農業開発学専攻

本専攻博士前期課程では、「研究指導のスケジュール」**資料8**のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「国際農業開発学特別演習Ⅰ」及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて研究計画を作成し、専攻内発表会で報告する。また、研究者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「特論科目」を履修する。

1年後期には、「国際農業開発学特別演習Ⅱ」及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて研究を進め、その1年目の進捗状況を報告する。また、研究者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」と「特論科目」を履修する。

2 年前期には、「国際農業開発学特別演習Ⅲ」及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて研究を進め、その中間成果を専攻内発表会で報告する。

2 年後期には、「国際農業開発学特別演習Ⅳ」及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、その成果を専攻内発表会で報告するとともに、修士論文として取りまとめる。

学生の研究倫理については、「研究倫理特講」（1 年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「国際農業開発学特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2 年次 1 月に修士論文の要旨を、2 月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査については、まず修士論文の発表会を行い、それにもとづき修士論文の成果及び発表内容を専攻内の審査会議において学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。その後、研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 8](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1 年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、国際的研究動向を踏まえた高度な専門的研究を進め、研究計画を立案し、専攻内発表会で報告する。また、研究者等として必要な研究倫理に関

する「研究科共通科目」、研究者等として必要な能力を修得するための「基礎科目」、及び高度な専門知識等を修得するための「特論科目」を履修する。

1年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において、その初年度の進捗状況を報告するとともに、学術雑誌へ論文を投稿する。

2年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、国際的研究動向を踏まえた高度な専門的研究を進める。

2年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、その専門的研究の中間成果を専攻内発表会で報告するとともに、学術雑誌へ論文を投稿する。

3年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、各専門分野を理解するとともに、それらの中から選んだ各自の研究テーマについて担当教員の指導を受けて、国際的研究動向を踏まえた高度な専門的研究を進める。

3年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、その専門的研究の最終成果を専攻内発表会で報告するとともに研究成果を博士論文として取りまとめる。

学生の研究倫理については、「研究倫理後期特論」（1年前期選択科目）を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

2. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料8](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「農業経済学特別演習Ⅰ」において、研究テーマを決め、研究計画書を作成する。また、研究者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

1年後期には、「農業経済学特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行う。「農業経済学特別演習Ⅱ」の結果、新たに必要になった追加の調査を行う。また、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行う。加えて、研究者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修する。

2年前期には、「農業経済学特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成する。

2年後期には、「農業経済学特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。

学生の研究倫理については、「研究倫理特講」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「農業経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に修士論文の要旨を、2月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い、修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料8](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において、自ら主体的に研究テーマを決め、研究計画書を作成する。また、研究者等として必要な研究倫理に関する「研究科共通科目」、高度な専門知識等を修得するための「特論科目」を履修する。

1年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において、指導課題に沿って最新情報を収集・検討し、データの解析などによる研究テーマと研究計画の最適化を行い、研究計画書を完成させ、研究の進捗状況について発表等を行う。また、研究者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修する。

2年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って予備調査を継続し、本調査を開始する。また、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行い、学術雑誌等への論文投稿準備を行う。

2年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って研究結果の解析をし、追加調査を行い、中間発表を行う。また、学術雑誌等への投稿論文の完成を目指す。

3年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って本調査を継続し、博士論文骨子の作成を行う。また、学会大会等で発表を行い、2報目の学術雑誌等への論文投稿を行う。

3年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って博士論文の作成を行う。

学生の研究倫理については、「研究倫理後期特論」（1年前期選択科目）を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査

基準に基づき審査（最終試験含む）したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

3. 国際アグリビジネス学専攻

本専攻博士前期課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 8](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1 年前期には指導教員及び副指導教員を決定し、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ」において研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究の背景・目的・重要性を明確にする指導を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

1 年後期には、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って最新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行い、研究に必要なデータ分析の基礎的学習を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修し、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行う。

2 年前期には、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成し、追加調査の必要性を検討し、データ分析実施する。

2 年後期には、「国際アグリビジネス学特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。

学生の研究倫理については、「国際食料農業科学研究科共通科目」の中で「研究倫理特講」（1 年次前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、研究指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究

指導を受けた上で、2 年次 1 月に修士論文の要旨を、2 月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査(最終試験含む)し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料(単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定)に基づき、修士の学位の授与及び博士前期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、「研究指導のスケジュール」資料 8のとおり研究指導を行う。

具体的には、1 年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「特別研究指導Ⅰ」において自ら主体的に研究テーマを決め、研究計画書を作成し、研究テーマに沿った予備調査を開始する。また、研究者・専門家として必要な研究倫理及び知的財産管理に関する「研究科共通科目」、高度な専門知識等を修得するための「特論科目」や「基礎科目」を履修する。

1 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅰ」において、指導課題に沿って最新情報を収集・検討し、調査データの解析などによる研究テーマと研究計画の最適化を行い、研究計画書を完成させ、研究の進捗状況について発表等を行う。また、研究者・専門家として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」を履修する。

2 年前期には、「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って予備実験を継続し本調査を開始する。また、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行い、英文雑誌等への論文投稿準備を行う。

2 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅱ」において、指導課題に沿って研究結果の解析をし、追加調査と分析を行う。また、英文雑誌等への投稿論文の完成を目指す。

3 年前期には、「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って調査やデータ分析を継続し、博士論文骨子の作成を行う。また、学術集会等で発表を行い、2 報目の英文雑誌等への論文投稿を行う。

3 年後期には、引続き「特別研究指導Ⅲ」において、指導課題に沿って博士論文の作成を行い、博士論文として完成させる。

学生の研究倫理については、「国際食料農業科学研究科共通科目」「研究倫理後期特講」

(1 年前期必修科目)を配当し、研究を遂行する上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」[資料 9](#)に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに、不正行為が行われていないことを確認する。

論文審査は専攻委員会で仮受理後、論文審査委員の選出を行い、研究科委員会において博士論文の受理可否及び論文審査委員について審議する。論文審査受理決定後、本審査を開始し、公開本人口頭発表会を行い、博士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査(最終試験含む)したうえで、博士論文の審査及び最終試験の結果について研究科委員会において報告し、博士論文の審査結果について審議する。

研究科委員会は専攻から提出された修了判定資料(単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定)に基づき、博士の学位の授与及び博士後期課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の博士論文は本学図書館にて公開し、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨はインターネットの利用により公表する。

4. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、「研究指導のスケジュール」[資料 8](#)のとおり研究指導を行う。

具体的には、1 年前期には、指導教員及び副指導教員を決定し、「食農技術学特別演習Ⅰ」あるいは「食農経済学特別演習Ⅰ」において研究テーマを決め、研究計画書を作成し、「食農技術学特別実験Ⅰ」において、研究テーマを推進していくための実験方法を身に付けるための予備実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修する。

1 年後期には、「食農技術学特別演習Ⅱ」あるいは「食農経済学特別演習Ⅱ」において、指導課題に沿って最新の知見や技術に関する情報の収集・検討に基づく、研究テーマと研究計画の最適化を行い、「食農技術学特別実験Ⅱ」において、遂行中の予備実験に加え、「食農技術学特別演習Ⅱ」の結果、新たに必要になった追加実験を行う。また、研究者・技術者等として必要な能力及び専門知識等を修得するための「基礎科目」や「特論科目」を履修し、中間発表を行い、指摘事項、問題点の解決方法について指導を行う。

2 年前期には、「食農技術学特別演習Ⅲ」あるいは「食農経済学特別演習Ⅲ」において、指導課題に沿って決定した研究テーマで修士論文の骨子を作成し、「食農技術学特

別実験Ⅲ」において、遂行中の実験に加え、研究テーマに必要な本実験を行い、追加実験・調査の必要性を検討し、実施する。

2年後期には、「食農技術学特別演習Ⅳ」あるいは「食農経済学特別演習Ⅳ」において、修士論文の完成と成果の発表を行う。また、「食農技術学特別実験Ⅳ」において、研究内容を精査し、不足の実験を行うとともに、再現性実験等を行う。

学生の研究倫理については、「研究倫理特講」（1年前期必修科目）を配当し、研究を遂行し、学術論文、学会発表を行う上で重要な倫理性について様々な視点から理解を促し、研究者としての倫理観を涵養する。また、「研究倫理規程」資料9に「研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。」と定め、指導教員は上記の研究指導の過程において、日頃から倫理教育を施すとともに不正行為が行われていないことを確認する。

学生は、以上のように「食農技術学特別演習Ⅰ～Ⅳ」「食農経済学特別演習Ⅰ～Ⅳ」及び「食農技術学特別実験Ⅰ～Ⅳ」を中心に必要な研究指導を受けた上で、2年次1月に修士論文の要旨を、2月に修士論文を専攻に提出する。

論文審査は専攻内で行い修士論文要旨が提出された後、論文審査委員会を設置し、修士論文審査委員を決定する。その後、修士論文の発表会を行い、修士論文の成果及び発表内容を学位論文審査基準に基づき審査（最終試験含む）し、修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

研究科委員会は専攻から提出された、修士論文の審査及び最終試験の結果を含む修了判定資料（単位取得状況確認、論文審査結果、最終試験結果、専攻最終修了判定）に基づき、修士の学位の授与及び修士課程修了について可否を諮り、その結果を学長に報告し決定する。

なお、修了が決定した学生の修士論文は本学図書館にて公開する。

キ 施設・設備等の整備計画

Ⅰ. 校地、運動場の整備計画

世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、138,152 m²の校地面積を有している。本学の教育環境については、建学の精神である「人物を畑に還す」を具現化することをテーマとし、「教育・学習に係る環境」、「生活の場としての環境」、「地球・地域に係る環境」といった側面から必要とされる機能を明確にしたうえ、「明快で機能的な空間計画」、「緑の連続的展開」を意識した整備方針に基づき、教育環境の維持・整備に努めている。

緑地等を設け、学生の憩いの場として確保しているほか、常磐松学生会館や食堂（2ヵ所）などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として 31,984 m²有しており、グラウンド（16,336 m²）、野球場（12,650 m²）、テニスコート 3 面（1,950 m²）等を設け、正課及び課外活動等に利用している。

世田谷キャンパスには、現在、4 学部（応用生物科学部、生命科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部）と 2 研究科（農学研究科、応用生物科学研究科）を設置しており、収容定員は 8,756 人（大学、大学院）となる。新研究科が設置された場合、完成年度の収容定員は 8,809 人（大学、大学院）となり、新設前と比較し 53 人増加するが、大学の校地基準面積 76,400 m²を上回るキャンパス敷地（校地面積 138,152 m²）を有することから、既設の専攻及び学部・学科との共用は十分に可能である。

Ⅱ. 校舎等施設の整備計画

1. 研究室等の整備計画

(1)国際農業開発学専攻

本専攻は、4 つの自然科学研究室と 2 つの社会科学系研究室に分かれている。4 つの自然科学系研究室は、教員エリア、大学院エリア、学部学生エリア、実験室を整備する。2 つの社会科学系研究室は、教員エリア、大学院エリア、学部学生エリア、演習室を整備する。各研究室には、博士前期課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置し、コンピュータ、プリンタ及び LAN 接続端子を完備している（博士前期課程学生用 46 席（収容定員 46 人）、博士後期課程学生用 8 席（収容定員 6 人））[資料 10](#)。

(2)農業経済学専攻

本専攻は、各研究室に教員エリア、大学院エリア、学部学生エリア、演習室、コンピュータ室を整備する。大学院エリアには博士前期課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置し、コンピュータ、プリンタ及び LAN 接続端子を完備している（博士前期課程学生用 16 席（収容定員 16 人）、博士後期課程学生用 6 席（収容定員 6 人））[資料 10](#)。

(3)国際アグリビジネス学専攻

本専攻は、5 つの研究室を配置し、各研究室ならびに大学院生共通居室には博士前期課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置（博士前期課程学生用 20 席（収容定員 20 人）、博士後期課程学生用 6 席（収容定員 6 人））[資料 10](#)し、実験結果の解析、口頭発表資料や論文作成等を集中できる環境を整えている。

本学が設備している情報教育センターや図書館のデータベース検索システム及び専門図書を学内専用LAN回線で個人デスクから調べることが可能である。また、自宅からでもSSL-VPN接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。

専攻で必要な機器に関しては、独自で購入することが可能であり、常に最新設備を利用できる環境を整えている。

(4)国際食農科学専攻

本専攻は、4つの研究室を配置し、各研究室には修士課程及び博士後期課程の学生用個人デスクを設置（修士課程学生用10席（収容定員10人）[資料10](#)）し、実験結果の解析、口頭発表資料や論文作成等を集中できる環境を整えている。

本学が設備している情報教育センターや図書館のデータベース検索システム及び専門図書を学内専用LAN回線で個人デスクから調べることが可能である。また、自宅からでもSSL-VPN接続でのリモートアクセスによる利用が可能である。

本キャンパス内には専門研究に必要な実験機器が備わっている。例えば、高度解析装置である、質量分析機器及び遺伝子増幅機器及び物実験動物室等が利用可能である。また、専攻で必要な機器に関しては、独自で購入することが可能であり、常に最新設備を利用できる環境を整えている。

2. 教室等の整備計画

講義室について、本研究科の時間割（案）[資料11](#)を作成し、大学院で優先して使用をしている1号館4～6階演習室部分の研究科設置後の平均稼働率は、前学期で29%（最大47%）、後学期で25%（最大50%）であり、「教室棟使用状況台帳（1号館4～6階演習室部分）」及び「実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）」と照らし合わせ、十分に授業が実施できることも確認している[資料12](#) [資料13](#)。

Ⅲ. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、世田谷、厚木、オホーツクの3キャンパスそれぞれに図書館を設置している。

本専攻の関連資料は、主に世田谷及び厚木キャンパスで所蔵しており、所蔵資料数は、図書349,735冊、学術雑誌18,514タイトル（うち、電子ジャーナル8,768種類）を有している。

1. 図書資料等の整備計画（学術雑誌等の具体名を含む）

(1)国際農業開発学専攻

国際農業開発学専攻に関連する図書・雑誌等は、日常的には主として下記の機関から

入手することができる。

施 設	機関名称
各研究室	熱帯作物学研究室 熱帯園芸学研究室 熱帯作物保護学研究室 農業環境科学研究室 農業開発経済学研究室 農村開発協力研究室
本学各キャンパス図書館	図書館（世田谷キャンパス） 農学部図書館（厚木キャンパス） 生物産業学部図書館（オホーツクキャンパス）
本学連携図書館	世田谷六大学コンソーシアム （国土館大学、駒澤大学、成城大学、昭和女子大学、東京都市大学） 国立国会図書館デジタルコレクション （図書館送信参加館内公開資料） 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所図書館

本専攻で必要とするのは、主として途上国及び国内の農業農村開発に関する、熱帯生物生産分野、熱帯農業環境分野、農業農村開発分野の資料である。

本学図書館の蔵書数は図書約 55 万冊・雑誌約 2,600 種類、電子媒体は電子ジャーナル約 7,300 種類・電子書籍約 5,000 タイトル・データベース約 12 種類であるが、世田谷図書館においては、基本的に国内で出版される全ての農学系図書資料を可能な限り購入している。そのため、邦文農学系関連資料については、十分な資料にアクセスできている。

一方、本専攻が必要とする、開発途上国に関する資料、とくに現地で発刊された英文・現地語の資料については、本学図書館による資料収集では不十分な状態であった。しかし、2019 年 10 月より、日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所図書館と本学図書館との間で共同利用が始まることとなった。アジア経済研究所図書館は、開発途上地域の経済、政治、社会等を中心とする諸分野の学術的文献、基礎資料、及び最新の新聞・雑誌を所蔵する専門図書館であり、これまで課題であった開発途上国の農村開発に

関する英文・現地語による農学系関連資料へのアクセスが可能となった。

さらに必要に応じて、各研究室で図書等の資料の充実化を図っている。

なお、本専攻が主として利用する学術雑誌は、以下のとおりである。

- ① Journal of International Society for Southeast Asian Agricultural Sciences
- ② African Journal of Agricultural Research
- ③ Plant Pathology Journal
- ④ Virus genes
- ⑤ Journal of Environmental Radioactivity
- ⑥ Applied Entomology and Zoology
- ⑦ Journal of Pest Science
- ⑧ Mycoscience
- ⑨ African Study Monographs Suppl.
- ⑩ Journal of Forest Research
- ⑪ Wetlands Ecology and Management
- ⑫ Journal of Material Cycles and Waste Management
- ⑬ International Journal of Development and Sustainability
- ⑭ 熱帯農業研究
- ⑮ 日本土壌肥料学
- ⑯ 日本草地学会誌
- ⑰ 地下水学会誌
- ⑱ 日本サンゴ礁学会誌
- ⑲ アフリカ研究
- ⑳ 開発学研究
- ㉑ 樹木医学研究
- ㉒ 農業経済研究
- ㉓ 農業経営研究
- ㉔ 農林業問題研究
- ㉕ 農業普及研究
- ㉖ 農村生活研究

本専攻の専門分野は多岐にわたる。必要に応じて関係機関を利用しながら、資料収集に関する研究環境を整えていく。

(2)農業経済学専攻

本専攻に関連する図書・雑誌等は、本学図書館の長年の収蔵によって十分に整備できているが、引き続き必要なものを収蔵していく。

分野別には、農業経済学、食料経済学、環境経済学を中心に整備していく。

なお、主な学術雑誌は、以下のとおりである。

- ① Agricultural Economics
- ② The American Economic Review
- ③ European Review of Agricultural Economics
- ④ Journal of Economic Literature
- ⑤ 農業経営研究
- ⑥ 農村生活研究
- ⑦ フードシステム研究
- ⑧ 歴史地理学

(3)国際アグリビジネス学専攻

本専攻に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって 55 万冊以上となっている。専攻に必要な図書に関しては、購入希望図書申し込みができ、蔵書を構築して行くことが可能である。さらに、先に述べたように最新の論文検索のデータベースに加え、電子ジャーナル及び電子ブック (<http://proquest.sunmedia.co.jp/tokyo-agri/manual.pdf>) の論文全文を入手することが可能である。

なお、主な学術雑誌は以下のとおりである。

- ① Journal of ISSAAS (The International Society for Southeast Asian Agricultural Sciences)
- ② Journal of agribusiness in developing and emerging economies
- ③ International food and agribusiness management review
- ④ Journal of agribusiness and rural development
- ⑤ Journal of Agribusiness and Rural Development Research
- ⑥ Applied Studies in Agribusiness and Commerce
- ⑦ Review of marketing and agricultural economics
- ⑧ Journal of the Academy of Marketing Science
- ⑨ Journal of international entrepreneurship
- ⑩ International entrepreneurship and management journal
- ⑪ Journal of entrepreneurship, management and innovation

- ⑫ 日本農業経営学会誌
- ⑬ 日本農業経済学会誌
- ⑭ 実践総合農学会誌

(4)国際食農科学専攻

本専攻に関連する図書・雑誌等は、本学の長年の蔵書構成によって 55 万冊以上できている。専攻に必要な図書に関しては、購入希望図書申し込みができ、蔵書を構築して行くことが可能である。さらに、先に述べたように最新の論文検索のデータベースに加え、電子ジャーナル及び電子ブック (<http://proquest.sunmedia.co.jp/tokyoagri/manual.pdf>) の論文全文を入手することが可能である。

なお、主な学術雑誌は以下のとおりである。

- ① American Society for Nutrition
- ② American Society of Plant Biologists
- ③ American Physiological Society
- ④ Food Technology
- ⑤ Nature Journals Online
- ⑥ Nature Open Access
- ⑦ Springer Online Journals Complete
- ⑧ Tropical Agriculture and Development
- ⑨ 日本食品保蔵科学会誌
- ⑩ 日本栄養・食糧学会誌
- ⑪ 農村生活研究
- ⑫ 農村計画学会誌
- ⑬ 日本食育学会誌

2. 電子リソースの整備計画

電子リソースについては、上記の図書資料と同様に新しい専攻に関する電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースを提供する。電子リソースは、SSL-VPNシステムによって学外環境からの利用を可能とする。常に最新情報を提供できるように拡充を図るとともに、利用者への講習会実施などを計画的に進めていく。

蔵書データは一般に公開されており、利用者は学内及び自宅のパソコンから検索が可能である。

3. 情報インフラの整備計画

利用者は大学が発行したアカウントで、図書館やパソコン自習室に設置しているパソコンからインターネット利用が可能となる。無線LANはほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込みパソコンにも対応する。また、図書館の所蔵・契約する資料の利便性を高めるため、図書館OPACとリンクリゾルバとの連携を実現する。

4. 他機関との協力体制と地域連携

従来からの図書館サービスである他機関への紹介状発行や国立情報学研究所のILLシステム活用による文献取寄せ・現物貸借で、迅速かつ広範囲なサービスを実現する。

地域連携として世田谷キャンパスでは、世田谷区に所在する大学で構成される「世田谷6大学コンソーシアム（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学）」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなどの大学間に特化したサービスを実現する。また、厚木キャンパスでは、神奈川県厚木市の大学と厚木市立図書館で構成される図書館間の地域連携も行っている。

5. 図書館施設の整備計画

世田谷キャンパスではアカデミアセンターの3階から7階を図書館フロアとして利用し、閲覧席数は985席、収納可能冊数は開架・自動書庫を合わせて100万冊余りを保有している。3階には新聞、一般雑誌を配置し、調査に必要な参考図書・統計書を配している。メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを配置して利用者からの相談・問合せに対応する。さらに①会話しながらの自学自習可能なコミュニケーションフロア②グループで学べるグループ室、学習室③研究成果の発表などが行えるプレゼンテーションルームを設置し、自主的に学び討議できる環境を提供する。また、本学は2021年に創立130年を迎え、長い歴史を誇る大学で多くの貴重な資料を所蔵している。これらの資料を管理・保管する大学史資料室も7階に配置している。

厚木キャンパスは、閲覧席数は196席、収納可能冊数は2014年度に収蔵スペースを拡充して10.6万冊になった。収納場所が拡充されたことに伴い農学部に必要な資料の更なる充実に力を入れている。

ク 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

1. 国際農業開発学専攻

本専攻では、社会科学及び自然科学の両分野を幅広く学修する4年間の学士課程教育

を基礎としながら、それぞれの専門分野における知識をより深めることが可能になる研究教育体制をととのえている。博士前期課程では、国際農業開発学における社会科学分野及び自然科学分野全般を広範囲に扱う必修の特論科目を配当するとともに、学士課程教育の基幹となっている研究室に対応した特論科目を設置して専門性の高い教育も同時におこなう。さらに博士後期課程では、主たる研究領域である研究室を中心とした研究指導と特論科目を配当し、高度に専門的な知識の習得が可能になる体制を整えている資料 14。

2. 農業経済学専攻

本専攻の博士前期課程では、4年間の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の課程教育を加えることで合計6年の研究活動を行うことで、より専門知識をもった学生の育成をめざしている。ただし、農業経済学に関してより専門性を高めることから、専攻の基礎となる国際食料情報学部食料環境経済学科と同名の研究室とはなっていない。一方で、研究のテーマ、指導体制の継続性は保たれており、専門的知識と技術を取得させる環境を確保する。また、博士後期課程ではさらに3年間の研究期間を設け、より専門性の高い研究能力を醸成し、社会問題を解決できる人物の育成を目指す資料 14。

3. 国際アグリビジネス学専攻

本専攻の博士前期課程では、4年間の国際バイオビジネス学科の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の課程教育を加えることで合計6年の研究活動を行うことで、より専門知識をもった学生の育成をめざしていることから、専攻の基礎となる国際食料情報学部・国際バイオビジネス学科と同名の研究室を設置する。このことにより研究のテーマ、指導体制の継続性を保つことで専門的知識と技術を取得させる環境を確保する。また、博士後期課程ではさらに3年間の研究期間を設け、より独創的でありかつ革新的な研究の展開を目指すことで、科学の分野でのオピニオンリーダーとなるような人物の育成を目指す資料 14。

4. 国際食農科学専攻

本専攻の修士課程では、4年間の学士課程教育を基礎として、さらに2年間の課程教育を加えることで合計6年の研究活動を行うことで、より専門知識をもった学生の育成をめざしていることから、専攻の基礎となる国際食料情報学部・国際食農科学科と同名の研究室を設置する。このことにより研究のテーマ、指導体制の継続性を保つことで専門的知識と技術を取得させる環境を確保する。また、博士後期課程ではさらに3年間の

研究期間を設け、より独創的でありかつ革新的な研究の展開を目指すことで、科学の分野でのオピニオンリーダーとなるような人物の育成を目指す資料 14。

ケ 入学者選抜の概要

I. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 国際食料農業科学研究科

(1) 博士前期課程

本研究科博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

国際食料農業科学研究科博士前期課程は、「実学主義」に基づいて農学・食品科学及び経済学・経営学・人文科学にわたる総合的なアプローチにより、食料・農業・環境領域での各国・地域の特性を活かした発展の実現に向けた課題の解決に取り組める国際的人材を育成します。そのため、本研究科では次のような学生を求めています。

- ① 食料農業科学とその国際的実践に関連した当該専攻分野における学修が可能な4年制大学卒業程度の学力を有している。
- ② 国内外のフィールドにおける学修や研究活動を可能にする基本的な語学力を有している。
- ③ 豊かな学びと人間関係の構築を可能にするコミュニケーション能力を有している。
- ④ 当該専攻分野に対する強い関心、研究者、教育者あるいは専門家として国際的視野に立って社会に貢献しようとする明確な問題意識と学修に対する強い意欲を有している。

(2) 博士後期課程

本研究科博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

国際食料農業科学研究科博士後期課程は、食料農業科学とその知見の現場への適応を通じて国際的視野に立った社会貢献に対する意義を理解し、専門分野における基礎的な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本研究科では次のような学生を求めています。

- ① 食料・農業・環境領域の当該専攻分野における修士課程又は専門職学位課程修了程度の学力を有している。

- ② 国内外のフィールドにおける学修や研究活動を可能にする基本的な語学力を有している。
- ③ 豊かな学びと人間関係の構築を可能にするコミュニケーション能力を有している。
- ④ 当該専攻分野に関する研究に対する強い関心を持ち、研究者、教育者あるいは専門家として研究成果を国内及び国際社会に還元し、貢献しようとする広い視野、明確な問題意識及び強い意欲を有している。

2. 国際農業開発学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

国際農業開発学専攻博士前期課程では、問題の解決を図るための論理的思考力と実践力、さらには異なる文化や習慣を理解し、農業開発及び国際協力などの分野ならびに国際社会の発展に貢献できる高度な専門家・研究者の養成を目指します。そのため、本専攻では以下のような学生を求めています。

- ① 国内外の農業開発、国際協力、環境問題に興味を持っている。
- ② 自然科学と社会科学の両領域にわたる基礎的な知識のレベル（4年制大学卒業程度）と、今後の知識修得への意欲を有している。
- ③ 異なる文化や社会に適応し、それらの場で十分なコミュニケーションをとることができる素質を有している
- ④ 国際協力の経験や社会人としての経験があり、それらの経験が本専攻の教育目標に合致している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

国際農業開発学専攻博士後期課程では、広範な学問領域を統合する総合的アプローチと実践的で国際的な視野を修得し、農業開発及び国際協力などの分野ならびに国際社会の発展に貢献できる高度な専門家・研究者の養成を目指します。そのため、本専攻では以下のような学生を求めています。

- ① 国内外の農業開発、国際協力、環境問題に興味を持ち、未解決の問題の解決にリーダーシップを発揮して取り組むことに強い意欲を有している。

- ② 自然科学と社会科学の両領域にわたる総合的な知識のレベル（修士課程又は専門職学位課程修了程度）と、今後の知識修得への意欲を有している。
- ③ 異なる文化や社会に適応し、それらの場で十分なコミュニケーションをとることができる素質を有している
- ④ 国際協力の経験や社会人としての経験があり、それらの経験が本専攻の教育目標に合致している。

3. 農業経済学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では、入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を以下のとおりとする。

農業経済学専攻博士前期課程は、農業経済学に対する深い理解の上に、専門分野における基礎的な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 経済学に関する4年制大学卒業程度の基本的な学力を有している。
- ② 専門領域における知識や研究方法の基本的な学力を有している。
- ③ 日本人は英語、外国人は日本語の基本的な語学力を有している。
- ④ 食料問題、農業問題、環境問題に強い関心を持ち、社会科学の方法によって問題解決に貢献しようとする強い意欲を有している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では、入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を以下のとおりとする。

農業経済学専攻博士後期課程は、農業経済学に対する深い理解の上に、研究者として協調性を有しながらも自立し、専門分野における高度な問題解決ができる人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。

- ① 専門領域において、修士課程又は専門職学位課程修了程度の知識や研究方法を修得している。
- ② 第二言語として英語または日本語のより高度な運用能力を有している。
- ③ 研究資料を得るためのコミュニケーション能力を有するとともに、それらを緻密に整理できる能力を有している。
- ④ 食料問題、農業問題、環境問題に強い関心を持ち、社会科学の方法によって率先して問題解決に貢献しようとする強い意欲を有している。

4. 国際アグリビジネス学専攻

(1) 博士前期課程

本専攻博士前期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

- 国際アグリビジネス学専攻博士前期課程は、アグリビジネス学に対する深い理解の上に、専門分野における基礎的な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。
- ① 一定の語学力と国内外のアグリビジネスに対する基礎知識を有している（4年制大学卒業程度）。
 - ② アグリビジネスの持続的発展への貢献に強い意欲を有している。
 - ③ 国際的なコミュニケーション能力の向上を目指している。

(2) 博士後期課程

本専攻博士後期課程では入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

- 国際アグリビジネス学専攻博士後期課程は、アグリビジネス学に対する深い理解の上に、専門分野における複雑な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本専攻では次のような学生を求めています。
- ① 一定の語学力とアグリビジネス学にかかわる基礎理論及び基本的研究手法を修得している（修士課程又は専門職学位課程修了程度）。
 - ② 新たな理論の開発やフィールド研究に取り組む意欲を有している。
 - ③ アグリビジネス学においてグローバルな貢献を目指している。

5. 国際食農科学専攻

(1) 修士課程

本専攻修士課程では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおりとする。

- 国際食農科学専攻修士課程は、国際食農科学に対する深い理解の上に、専門分野における基礎的な問題を自立的に解決できる人材を育成します。そのため、本研究科では次のような学生を求めています。
- ① 国際食農科学の当該分野における学修が可能な4年制大学卒業程度の学力を有している。

- ② 国内外における学修や研究活動を可能にする基本的な語学力を有している。
- ③ 豊かな学びと人間関係の構築を可能にするコミュニケーション能力を有している。
- ④ 国際食農科学の発展への貢献に強い関心、研究者、教育者あるいは専門家として社会に貢献しようとする明確な問題意識と学修に対する強い意欲を有している。

Ⅱ．入学資格

1．博士前期課程

博士前期課程及び修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、その

後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると当該研究科等が認めた者

- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- (11) 大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該研究科等の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2. 博士後期課程

博士後期課程に進学又は入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

Ⅲ. 入学者の選抜方法及び選抜体制

国際食料農業科学研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に示す学力・能力・意欲等を有する者を選抜するため、専攻独自の学力検査や口述試験等での総合的な評価や、研究計画書等の書類選考に加えた口述試験等、複数の選抜方法を設定している。

(1) 選抜方法

①一般試験（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

英語、専門科目の筆記試験に加え、志望動機と研究計画とを記載した書類をもとに行う面接試験及び筆記試験等により選抜

②学内推薦入試（博士前期課程農業経済学専攻、修士課程国際食農科学専攻）

本学学部 4 年生在学学生を対象に、志望動機と研究計画とを記載した書類をもとに行う口述試験により選抜

③社会人特別選抜入試（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

原則 3 年間の職業歴を有する者を対象に、志望動機と研究計画（博士後期課程においては研究業績書）をもとに行う口述試験により選抜

④国際協力経験者入試（博士前期課程国際農業開発学専攻、農業経済学専攻、国際アグリビジネス学専攻）

原則、2 年以上の国際協力経験を有する者を対象に、筆記試験（外国募）に加え、志望動機、研究計画書を記載した書類及び推薦書をもとに行う口述試験等により選抜

(2)選抜時期

①一般試験（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

7 月及び 1 月

②学内推薦入試（博士前期課程・修士課程）

5 月

③社会人特別選抜入試（博士前期課程・修士課程及び後期課程）

7 月及び 1 月

④国際協力経験者入試（博士前期課程国際農業開発学専攻、農業経済学専攻、国際アグリビジネス学専攻）

1 月

(3)長期履修制度の導入

職業等に従事しながら学習を希望するもの等に対する学習機会の一層の拡大を行うことで、社会人学生等の入学の促進と大学院教育及び研究の多様化を図るために長期履修制度を導入している。前述(1)の①、③及び④をその対象とし、受入れ指導教員に相談の上、出願書類と合わせて長期履修関連書類を提出することで、長期履修生として在籍することが可能となる。

①長期履修制度出願資格

下記のいずれかに該当する者

- ・企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ・協定締結されたダブルディグリープログラムを希望する者
- ・他機関が実施する事業・プログラムへの参加を希望する者
- ・その他、長期履修することが必要と認められた者

②履修期間（一旦許可された履修期間の変更は不可）

- ・博士前期課程・修士課程：4 年以内
- ・博士後期課程：6 年以内

(4) 選抜方法の広報

毎年発行される大学院案内、大学院学生募集要項、ポスター、大学院のホームページなどで周知する。また、学内向けについては教室棟や学部事務室の掲示板やインターネットを利用した学生への連絡ツールを使用して周知を行っている。

(5) 選抜体制

入学者の決定に係る事項（入学試験実施、合格者判定等）及び学生募集に係る事項（学生募集要項、入学手続、学生募集に係る広報等）については、専攻主任会議において協議し、学長が決定する。（東京農業大学大学院専攻主任会議規程第3条）

については、専攻主任会議において協議し、研究科委員会で審議の上、学長が決定する。（東京農業大学大学院研究科委員会規程）

また、入学者の決定及び学生募集に係る事項は、入学センターが実質的な部署として業務を担当している。

コ 管理運営

I. 学長の権限と責任

本学は2014年度、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（2014年8月29日付文部科学省高等教育局長及び同省研究振興局長通知）」を受けて、学内規則等の総点検を実施した。その折、主として以下の項目について、法律の趣旨に則った学部及び大学院の学則の一部改正を行い、2015年4月から施行している。

- (1) 学長の権限と責任の一致
- (2) 副学長の職務
- (3) 教授会及び研究科委員会の役割の明確化
- (4) 学生に対する懲戒手続きの策定

改正学則によって、学長は「本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する」（学部学則第4条の2）と規定され、管理運営の最高責任者と位置づけられた。また、副学長は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」（学部学則第4条の3）と、学部長は「学長を補佐し、各学部内の各学科及び附属施設を総括する」（学部学則第4条の4第2項）と各々規定された。また、研究科委員長は、「各研究科委員長は、学長の命を受け、当該研究科各専攻を総括する」（組織及び職制第48条第2項）と規定され、いずれも学長中心の管理運営体制を支える（補佐する）役割・職責であることを明確化した。

Ⅱ. 研究科委員会の役割

本大学院の研究科委員会は、研究科委員会規程第3条に「研究科委員会は、大学院学則第30条第2項に基づき、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの」と規定され、学長の諮問機関的な位置づけとされている。また一方で、研究科委員会規程第3条第4項には、「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、前項に規定する学長等の求めがない場合であっても、研究指導に関する事項について審議した結果を、学長等に対して伝えることができる」と規定され、同条第5項には「研究科委員会及び博士課程各研究科委員会は、研究指導に関する事項を審議する機関として、専門的な観点から責任を持って、学長に意見を述べなくてはならない」とも規定されている。研究科委員会も学部の教授会と同様に、単なる諮問機関に留まらない重要な機関であることが明記されている。

研究科委員会の役割に関しては、「東京農業大学大学院研究科委員会規程」において規定されており、その組織と審議事項は以下のとおりである。

【組織】(大学院研究科委員会規程第2条)

1. 研究科委員会は、当該研究科各専攻委員会の構成員全員をもって組織する。
2. 博士論文の審査に関する事項及び博士後期課程に関する事項を審議する各研究科委員会は、博士課程の指導教授をもって組織する。
3. 前項の規定による各研究科委員会は、農学研究科にあつては博士課程農学研究科委員会、応用生物科学研究科にあつては博士課程応用生物科学研究科委員会、生物産業学研究科にあつては博士課程生物産業学研究科委員会(以下「博士課程各研究科委員会」という。)と称する。
4. 学長及び副学長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
5. 必要あるときは、研究科委員会の構成員以外の職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

【審議事項】

1. 学生の入学、課程の修了
2. 学位の授与
3. 研究及び指導に関する基本方針
4. 学位論文の審査及び最終試験
5. 授業科目の編成及び担当
6. 指導教授及び指導准教授の教育研究業績審査及び選任
7. 当該研究科委員長の選出
8. 学生の賞罰

9. 学生の補導、厚生
10. 他の大学院との交流及び留学
11. 大学院学則の改正
12. 東京農業大学大学院研究科委員会規程の改正
13. 上記に掲げるもののほか、研究指導に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が随時定めるもの

Ⅲ. 全学審議会を中心とした教学運営

本学は、教育研究（学部及び大学院）に関する重要事項を審議する機関として「全学審議会」を設置している（大学学則第 5 条の 2）。学長が教育研究活動等に関する意思決定を行うにあたっては、この全学審議会を自ら招集し、議長となって、教授会または研究科委員会等に意見を聴く事項等を審議している。（東京農業大学全学審議会規程第 5 条）審議・承認された教授会または研究科委員会等に意見を聴くことが必要な事項については、教授会または研究科委員会からの意見（教授会または研究科委員会の開催）を待って学長が最終意思決定するというプロセスとなっている。

また、全学審議会には、教育研究全般の管理運営に資するための委員会（大学院関係委員会を含む）を設置することができるとなっており（全学審議会規程第 2 条の 2）、現在は、後掲する 24 の委員会を設置して活動している。各種委員会の活動は、前年度に行う活動計画の立案、計画に基づく予算請求、年度中間に行う進捗報告と計画補正、年度末の結果・実績報告という P D C A サイクルのもと行われ、委員会から提案の教育研究に関する改善提案は、全学審議会に報告・提案されることになっている。

東京農業大学全学審議会規程の主要な部分は以下のとおりである。

【組織】（全学審議会規程第 2 条）

1. 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院各研究科委員長
- (4) 各学部長
- (5) 農生命科学研究所長
- (6) 教職・学術情報課程主任
- (7) 図書館長
- (8) グローバル連携センター長
- (9) 「食と農」の博物館長

- (10) 学生部長（世田谷キャンパス）
- (11) 各学部から選出された教授 6 名
- (12) 事務局長
- (13) 教務支援部長

【審議事項】（全学審議会規程第 4 条）

1. 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
 - (2) 本大学全般にわたる重要な予算
 - (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止
 - (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
 - (5) 本大学名誉教授称号の授与
 - (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
 - (7) 学生定員の決定
 - (8) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
 - (9) 各学部各研究科間の連絡調整
 - (10) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
 - (11) 東京農業大学全学審議会規程の改正
 - (12) その他本大学の運営に関する重要事項

【各種委員会】（全学審議会規程第 2 条の 2）

1. 教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会
 - (1) 学部教学検討委員会
 - (2) 大学院教学検討委員会
 - (3) 国際化推進委員会
 - (4) キャリア戦略委員会（大学院・学部）
 - (5) 入学戦略委員会
 - (6) 地域連携戦略委員会
 - (7) 全学学生委員会
 - (8) ブランド戦略委員会
 - (9) 研究戦略委員会
 - (10) 研究施設利用計画委員会
2. 東京農業大学のビジョンに関する委員会
 - (1) 世田谷キャンパス整備検討委員会

- (2) 厚木キャンパス整備検討委員会
- (3) オホーツクキャンパス整備検討委員会
- (4) 管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
- (5) 事務組織検討委員会

3. 管理・安全に関する委員会

- (1) 生命倫理委員会
- (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
- (3) 人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
- (4) 動物実験委員会
- (5) 公的研究費適正管理委員会
- (6) 利益相反委員会
- (7) 研究倫理委員会
- (8) 化学物質安全利用委員会
- (9) キャンパス学生委員会

サ 自己点検・評価

本学では目まぐるしく変化する社会、急速に進歩する科学技術を背景とし、時代の要請に対する責務を果たすため 1993 年 4 月、学則第 2 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」及び「自己点検評価委員会を置くこと」を規定し、この規程に基づき 1994 年に自己点検を実施し、その結果をまとめて翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表した。また、1999 年に 3 回目の自己点検・評価を実施し、2000 年に「東京農業大学の現状と課題（2000 年版）」を公表するとともに、学部ごとに学外者による外部評価を実施し 2000 年 12 月に公表した。さらに 2004 年に認証評価機関による外部評価が義務付けられたことから、同年に 3 回 2 目の自己点検評価を行い、その自己点検・評価報告書を公益財団法人大学基準協会へ提出し、2006 年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2013 年 3 月 31 日まで）を受けた。

本学では、自己点検・評価報告書、認証評価結果及び改善報告書による評価や検討の結果を基礎に、建学の精神及び教育研究の理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学 F D・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。その後、2012 年に本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、外部評価として認証評価機関である公益財団法人大学基準協会に審査を 2012 年に申請し、翌年 2013 年 3 月に同協

会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2020年3月31日まで）を受けた。その後、同協会からの認証評価結果を受け、指摘事項を真摯に受け止め、指摘のあった事務所管の設置や各種方針の策定及び組織体制の見直しを図った。そして、外部評価の受審時のみ実施していた自己点検・評価を2013年以降は、毎年度実施することとし、その結果を大学ホームページに公表している。

本学では、内部質保証の推進に係る責任組織を「全学審議会^{資料 15}（議長：学長）」と定め、学部・研究科その他の組織における教育研究等に関する改革改善を行っている。毎年度実施する自己点検・評価については、社会的要請への対応を重点に置き、各研究科及び各学部学科においては、卒業認定・学位授与の方針の具現を中心に点検している。また、各研究科及び各学部学科独自の目標を設定し、それらについては、客観的根拠に基づく評価を行うこととしている。それらの結果については、副学長を委員長とする全学自己点検評価委員会^{資料 16}においてPDCAサイクルの構築を進めている。

2019年度には、公益財団法人大学基準協会に3回目の第三者評価を受審し、2020年3月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2027年3月31日まで）を受けた。

シ 情報の公開

大学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとするステークホルダーに広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然の責務である。本学では、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、2005年4月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程^{資料 17}第4条第1項第2号」に基づき、大学ホームページを通じ、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び「監事による監査報告書」を過去3ヵ年に亘り公開している。

さらに、本学は公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」に基づき、本学における教育研究の諸活動等を大学ホームページにて公表している^{資料 18}。

ス 教育内容等の改善のための組織的な研修等

I. 全学的なFDに関する取組み

1. これまでの取組み

本学のFD活動は、これまで、東京農業大学学則第2条の2第3項及び東京農業大学大学院学則第2条の2第3項の規定に基づき設置されている「全学自己点検評価委員会」が、教学運営の中心組織である各研究科、各学部各学科及び教学関連部署における1年間の教育活動を自己点検する過程の中で行われてきた。2014年度からは、全学審議会の基に「教学検討委員会」を設置し、大学院、学部学科等の教学運営に特化した問題点・課題点の議論を行い、具体的な改善・活動計画を提案できる体制を整備した。さらに、2017年度からは、「大学院教学検討委員会」を新たに単独設置し、大学院の教育研究運営の諸課題に対する集中審議を行っている。

参考までに「東京農業大学大学院教学検討委員会内規」を以下に示す。

【東京農業大学大学院教学検討委員会内規】

(趣旨)

第1条 この内規は、東京農業大学全学審議会規程第2条の2に基づき、東京農業大学大学院教学検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大学院各研究科の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関する事項
- (2) 教育研究の改善に関する事項
- (3) 教育研究の企画立案並びに実施に関する事項
- (4) 教育研究に関する調査並びに研究に関する事項
- (5) ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事項
- (6) 学長が諮問する事項
- (7) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院研究科委員長
- (2) 専攻主任から選出された者 6名
- (3) 教務支援部長
- (4) 厚木キャンパス事務部長
- (5) オホーツクキャンパス事務部長
- (6) 企画広報室長
- (7) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に、学長が指名するオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、農学研究科委員長がその任にあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、応用生物科学研究科又は生物産業学研究科委員長がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会又はワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 専門委員会又はWGに関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(幹事・事務)

第9条 委員会の幹事及び事務は、教務支援部学務課、厚木キャンパス事務部学生教務課、オホーツクキャンパス事務部学生教務課が行う。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、全学審議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 東京農業大学大学院教学検討委員会運営要綱は、廃止する。

2. 学内PDCA

本学のFD活動の根幹にあるのは、2013年7月に打ち出された学長方針「NEXT125」である。創立125周年となる2016年度までに、オール農大で「農大らしい農大」の実現を目指して以下の方針が示された。

【学長方針 NEXT125】

- (1) 教育で評価される農大
- (2) 研究で評価される農大
- (3) 地域に貢献する農大
- (4) 社会・産業に貢献する農大
- (5) 世界に愛される農大
- (6) 学生に愛される農大
- (7) 卒業生に愛される農大

引続き、2015年9月に、この学長方針をさらに具体化するものとして、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」が策定され、教学検討委員会をはじめとする全学審議会傘下の委員会等が中心となって、以下の項目が示された。

【東京農業大学の基本方針】

- (1) 教育組織（教育改革）
- (2) 教育（建学の精神・教育研究の理念）
- (3) 大学院教育（教育の高度化）
- (4) 入試戦略（ブランド化）
- (5) 海外戦略（グローバル化）
- (6) 研究戦略（重点分野）
- (7) 学生支援（満足度）
- (8) 社会貢献（社会的責任）
- (9) キャンパス環境整備（満足度）
- (10) 管理運営（内部統制・危機管理）

さらに、「第2期中期計画 N2018 (2015～2018)」の自己点検・評価等を検討し、「学長方針による具体策」を取り入れた新たな「第3期中期計画 N2022 (2019～2022)」が策定され、設定された以下の項目に対し、全学審議会に設置された大学院教学検討委員会をはじめとする委員会等により、現状の検証と具体的なアクションプランを計画し、実行に移しているところである。

- (1) 内部質保証
- (2) 教育研究組織
- (3) 教育課程・学習成果
- (4) 学生の受入れ
- (5) 教員・教員組織
- (6) 学生支援

- (7) 教育研究等環境
- (8) 社会連携・社会貢献
- (9) 管理運営

具体的には、全学審議会の議長である学長が、傘下の下記の委員会等に対して年間の活動計画の立案、中間の進捗報告、年度末の最終成果報告を求め、それらを研究科委員会、教授会等で報告している。ここで示された具体的な実行プランは次年度予算編成の中で検証され、予算化のもと現実の施策として展開されている。この一連の流れの中でいわゆる「学内PDCA」を機能させている。

【全学審議会傘下の教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する各種委員会】（全学審議会規程第2条の2）

- (1) 学部教学検討委員会
- (2) 大学院教学検討委員会
- (3) 国際化推進委員会
- (4) キャリア戦略委員会（大学院・学部）
- (5) 入学戦略委員会
- (6) 地域連携戦略委員会
- (7) 全学学生委員会
- (8) ブランド戦略委員会
- (9) 研究戦略委員会
- (10) 研究施設利用計画委員会

3. FDの具体的取組み

本学で現在行われているFD活動の主なものは以下のとおりである。

(1) 教職員の任期制採用制度（任期中の目標達成評価制度）

本学では、2007年度から、新規専任教員の採用形態を「任期制」としている。候補者に対して5年間の任期付き採用を行い、その間で当初計画する目標設定をクリアすることを採用条件にしている。5年間の毎年度2回（年度当初と年度末）、所属の学科長との個別面談により、当初設定の目標の進捗・達成状況を確認する。目標設定には教育改善に係る以下の業績の有無も審査対象となっており、新規専任教員には、任期中、個人レベルでのFD活動の実行が求められている。

- 1) 教科書の執筆
- 2) 授業改善に関する著書・論文・啓蒙書等
- 3) FDへの受講参加

4) 個人的に行っている教授法の工夫

(2) 授業評価制度とシラバス充実

本学では「授業評価アンケート」制度が導入されて約 20 年が経過する。2006 年度には、学生の利便性向上を図る一方で、アンケート実施に伴う教員の負担軽減を図ることを目的に Web による授業評価システムを構築した。その後、2014 年度からは、学生からの回収率を高め、実質的な授業改善の手段とするためにマークシートによる形式に変更し、集計結果の各学科・各教員へのフィードバック、学生への開示、評価の低い教員からの改善計画書の提出の義務化などの改善を行っている。

さらに 2015 年度からは、授業評価アンケートの実施と同時に、「学生の学修時間に関するアンケート」も行い、学生の学修実態の把握と同時に、アンケート結果との関連の分析を行うなど、学生の学修に影響を及ぼす要因の調査等も継続的に実施している。

また、この授業評価アンケートの改善とともに、シラバスの充実にも取り組み、以下の項目を学生に明確に示すことを全学全教員が実施している。

- 1) 授業概要の明示 (400 字)
- 2) 到達目標の明示 (400 字)
- 3) 取扱う領域の明示 (15 字)
- 4) アクティブラーニングを資料した授業の手法 (15 文字)
- 5) 授業の進行 (テーマ、内容、準備しておく事項) の明示 (235 字)
- 6) 教科書及び資料の明示 (75 字)
- 7) 授業をより良く理解するために便利な参考書、資料等の明示 (75 字)
- 8) 前提として履修してほしい科目の明示 (45 字)
- 9) 学んだこと活用できる領域の明示 (45 字)
- 10) 評価方法 (レポート・小テスト・定期試験・課題等のウエイト) の明示 (各 45 字)
- 11) その他の注意事項 (400 字)
- 12) オフィスアワーの明示

なお、シラバス作成の工程には、授業担当者以外の第三者チェックの工程も含まれており、各学部各学科がカリキュラム体系と授業内容の整合を自ら検証する作業も行っている。

(3) 自己教育評価制度

本学では、各教員が 1 年間の教育研究活動を自己点検する「自己教育評価制度」を実施している。対象教員は、嘱託教員、特任教授を除く全専任教員 (任期制教員を含む) であり、大学院の指導教員としての資格を持つ教員は、大学院内の活動結果をも踏まえ

て、毎年度の2月末までに独自のWebシステムを介して、自己教育評価に関する自己点検を行っている。点検項目は、以下の8項目、全76問となっている。

【自己点検項目】

- 1) 授業における学生教育
- 2) 研究指導における学生教育
- 3) 研究室及び課外活動等における学生教育
- 4) 大学の管理・運営等への参画
- 5) 学内外における諸活動
- 6) 公的研究費に適正執行に関する取組み
- 7) 研究者倫理教育
- 8) その他の特筆すべき教育活動

(4) 学内教育改革推進プロジェクト活動

2019年度の募集テーマ、採択件数

大学全体（大学院を含む）で取り組むFD活動とは別に、各部門、各部局を横断したグループ等により行うFD活動を支援するため、2015年度から「教育改革推進プロジェクト」を立ち上げ、公募によるFD活動が展開されている。教学面において各部門・部局が共通に抱える問題の解決に向け、あるいは、各部門・部局が行う独自のFD活動の学内展開を支援するための学内プロジェクト活動である。各プロジェクトには、3年間を限度に予算的な支援を行う一方、年度ごとに実績報告の提出を義務付け、その内容を学内に公開している。

2019年度は、新規の募集は行わず、2018年度に実施した以下の課題（12件）の継続について審査し、すべての課題が採択された。

【2019年度の採択テーマ】

①『「実学主義型」アクティブラーニング』（「山村再生プロジェクト」）による学生主体の教育プログラムの達成

②体験型課題発見・解決力育成プログラム

③「教育で評価される東京農業大学」を目的とした4者間による360度評価（多面評価）－農大の過去、現在、未来の可視化－

④実習教育と演習教育の再構築と評価の利用－農学的教養教育推進の第2フェーズ－

⑤農大ネットワークと数値実験を活用したフィジックス教育・研究用アプリ開発とそれを適用した講義システムの構築

⑥サイエンスカフェの開催による人材育成の推進

- ⑦造園学教育のグローバル化による大学院改革
- ⑧聴覚障がいを持つ学生に対する教育手法開発と環境整備パート3
- ⑨農林水産省 農業女子プロジェクト「新たなワークスタイルを提案する kawaii 農業女子育成プロジェクト」
- ⑩農学部改組に伴う植物園の学生教育推進と活用
- ⑪オール農大留学（受入・派遣）スタートアップ支援講座
- ⑫聴覚障がいを持つ学生に対する教育手法開発と環境整備パート1（食品安全健康学科）

(5) 学内の教育改善プロジェクト

各部門、各部局を横断するグループが取り組むFD活動の他にも、学部ごとの特色ある教育の推進に寄与することを目的として、学部長のガバナンスのもとで学部学科が一体となって展開する学部教育の改善・特色化に繋がる取り組みを、2017年度から、「学部の教育改革プロジェクト」として立ち上げている。このプロジェクトは3年間の計画を予算補助するものであり、年度ごとの実績報告書の提出を義務付け、当該年度の成果を検証しながら継続の可否等を決定している。

最終年度である2019年度は、5学部から以下のテーマに基づく学部FD活動が展開されている。

【農学部】学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（人間力・学士力編）～

【応用生物科学部】

課題(1) 学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（人間力・学士力編）～

課題(2) 学生の基礎学力向上のためのアセスメントツールの導入～デュプロマポリシーの確かな実現に向けて（理系基礎力編）～

【生命科学部】学生の総合的能力向上を目指した取組

【地域環境科学部】G-T E L P（英語の外部試験）を用いた英語能力の測定と評価

【国際食料情報学部】T O E I Cを通じた英語力の正確な測定と追跡調査及び英語教育と学習意欲を相乗的に高める取組み

(6) 学内FD研修会（フォーラム）活動

FDに関する学内の認識・理解を深めるため、また、教学検討委員会・大学院教学検討委員会の傘下にあるWGの活動報告会の機会として、「学内FDフォーラム」を2015年度から定期的開催している。

(7) FD関連団体への加入、情報収集

その他、学外との交流連携を推進するため、大学全体として全国私立大学FD連携フォーラムと世田谷6大学コンソーシアム、私立大学連盟へ加盟し、FDネットワークの構築や研究、情報収集に努めている。

Ⅱ．大学院研究科におけるFDに関する取組み

1．教育評価制度

大学院研究科では、学部で先行実施された「授業評価アンケート」を、「教育評価アンケート」に形式を変更して2012年度から導入している。アンケート内容は学部のもとは異なり、以下を調査項目としている。

【指導系アンケート】

- (1) コミュニケーション頻度
- (2) コミュニケーションの状況
- (3) 研究活動への理解
- (4) 研究の方向付け支援
- (5) 指導の満足
- (6) 研究実施支援
- (7) 研究生活支援
- (8) 経験・機会支援
- (9) 就職のアドバイス
- (10) 年間の達成・満足
- (11) 年間の学問的成長
- (12) 自身の努力
- (13) 進学への満足

【授業系アンケート】

- (1) 講義回数について
- (2) 休講の連絡について
- (3) 休講の補講について
- (4) 講義の満足
- (5) 講義の満足の理由

アンケート結果については、質問項目毎、各専攻別に集計のうえ研究科（委員長）としての分析コメントを入れるとともに、全体の総評を加えた上で教育評価報告書としてまとめ、研究科内各専攻にフィードバックしている。教育評価報告書については、学内ネットワーク（学生ポータルサイト）により、研究科の院生全員にも公開し、次年度の

研究指導、授業実施の改善に繋げている。

また、各専攻に対して、この教育評価報告書をもとに、課題となる項目を抽出し具体的な改善策をとりまとめた「改善報告書」の提出を義務付け、研究科内で確認している。

なお、この教育評価アンケートの実施とともに、大学院シラバスの充実にも取り組んでおり、現在、学区部同様の項目をシラバスに掲載している。

2. 大学院研究科内の委員会活動とWG活動

前掲の大学院教学検討委員会の傘下に、専攻から選出された委員で構成する「FD専門委員会（WG）」が設置されている。優先順位を付しながら、研究科内に必要なFD課題に対する検討が2015年度から開始されている。2020年4月現在、以下のWGが具体的な活動を展開している。

【FD専門委員会】

(1) 一貫教育WG

大学院におけるより高度な研究と教育を実現するため、学部に入学時から大学院進学を奨励する学部大学院一貫教育制度を検討する。他大学院での取り組み事例の情報収集などを踏まえ、本学で実行可能な形態等について提案する。

(2) GPAに関するWG

大学院でもGPAを導入する場合の適切な評価基準の設定と、学生の学びを推進する評価制度の実施案を策定し、評価基準に標準的なルールを検討すると同時に、GPAを活用した諸施策に関する具体案についても提案する。

(3) 学生研究支援WG

現行の支援制度（海外発表支援プログラム、総研の後期課程研究支援制度、その他学会発表等の機会拡大に繋がる取り組みなど）の検証と改善提案（新規の研究支援制度の提案を含む）を検討する。

(4) ナンバリングWG

教育課程に対する研究科共通のナンバリング構成図を検討する。

Ⅲ. 全学的なSDに関する取組み

本学は、各種の人事制度や職種別、業務別等の研修の実施を通じて、教職員の資質向上に資するための取組みを実施しており、教員に関しては、自らが率先して自己研鑽を積むことを前提に、以下の研修等を通じて自身の資質向上に努めている。

(1) 新規採用教員研修会

新規採用教員に対して、新年度4月に、本学の教育研究の理念・体制、教員に求められる資質、学生指導、研究倫理等に関する研修会を以下のとおり実施している。

1) 学長、副学長等による全体研修

- ① 大学のビジョン
- ② 教育・研究者としてのあり方、任期制の趣旨、各職階の役割
- ③ 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）、学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- ④ 大学院研究科の理念、教育方針、概要
- ⑤ 競争的資金の獲得、研究費の適正執行、社会貢献・地域連携・産学連携

2) 学部長による学部別研修

- ① 学部学科の理念・教育方針
- ② 学生教育のあり方、教育評価・授業評価
- ③ 入試制度、学生キャリア指導、教育後援会・校友会の支援、課外活動の意義、顧問の役割
- ④ 事件・事故・天災への対応
- ⑤ 農場、演習林等の付属施設の概要

(2) スタッフ（事務職員）研修

事務職員に関しては、法人全体で年間を通じた組織的な研修を実施しており、職階別の各種研修への参加を通じて、自身の資質向上や専門能力の開発に努めている。スタッフ研修の主な内容は以下のとおりである。

1) 若手職員（採用後7年前後の職員）対象の研修

- ① 日本私立大学連盟主催キャリアディベロップメント研修
- ② 私立大学情報教育協会主催職員研修
- ③ 世田谷6大学コンソーシアム合同SD研修
- ④ 本法人主催（他大学と合同開催）新入職員基礎研修
- ⑤ 本法人主催新入職員合宿研修
- ⑥ 本法人主催新入職員フォローアップ研修
- ⑦ 本法人主催タイムマネジメント研修
- ⑧ 本法人主催ビジネス文書研修
- ⑨ 本法人主催英語力強化研修
- ⑩ 本法人主催学校法人会計基礎研修

2) 中堅職員（採用後10年前後の職員）対象の研修

- ① 日本私立大学連盟主催業務創造研修
- ② 私立大学庶務課長会主催合宿研修
- ③ 日本能率協会主催大学SDフォーラム

④ 本法人主催中堅職員研修

3) 管理職（課長・課長補佐相当職）対象の研修

① 日本私立大学連盟主催アドミニストレータ研修

② 私立大学庶務課長会主催合宿研修

③ 日本能率協会主催大学SDフォーラム

④ 本法人主催管理職研修

⑤ 本法人主催働き方改革関連法研修

この他、全教職員を対象とした業務別の各種講習会・研修会を定期的に開催し、各種業務の勉強会及び個々の資質能力向上に向けた機会を提供している。業務別研修の主な内容は以下のとおりである。

1) 公的研究費適正執行等説明会（年2回定期的に開催）

2) ハラスメント講習会（年2回程度不定期に開催）

3) 障がい学生支援対策講座（年2回程度不定期に開催）

設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学 国際食料農業科学研究科)

資料目次

- 資料1 持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策(付表)
(持続可能な開発目標（SDGs）推進本部)
- 資料2 JICA 農業・農村開発に関するポジションペーパー（2013.3.13 国際協力機構 農村開発部）
- 資料3 一般法人の農業参入の動向（農林水産省経営局）
- 資料4 世界食料農業白書2017年報告（要約版）（国連食糧農業機関／訳：公益社団法人 国際農林業協働協会）
- 資料5 ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【国際農業開発学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【農業経済学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【国際アグリビジネス学専攻博士前期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【国際食農科学専攻修士課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【国際農業開発学専攻博士後期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【農業経済学専攻博士後期課程】
ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表【国際アグリビジネス学専攻博士後期課程】
- 資料6 学校法人東京農業大学職員就業規則
- 資料7 履修モデル【国際農業開発学専攻博士前期課程】
履修モデル【農業経済学専攻博士前期課程】
履修モデル【国際アグリビジネス学専攻博士前期課程】
履修モデル【国際食農科学専攻修士課程】
履修モデル【国際農業開発学専攻博士後期課程】
履修モデル【農業経済学専攻博士後期課程】
履修モデル【国際アグリビジネス学専攻博士後期課程】
- 資料8 研究指導のスケジュール【国際農業開発学専攻博士前期課程】

研究指導のスケジュール【国際農業開発学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【農業経済学専攻博士前期課程】
研究指導のスケジュール【農業経済学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【国際アグリビジネス学専攻博士前期課程】
研究指導のスケジュール【国際アグリビジネス学専攻博士後期課程】
研究指導のスケジュール【国際食農科学専攻修士課程】

資料 9 東京農業大学／研究倫理規程

資料 10 研究室見取り図【国際農業開発学専攻】

研究室見取り図【農業経済学専攻】

研究室見取り図【国際アグリビジネス学専攻】

研究室見取り図【国際食農科学専攻】

資料 11 時間割表【国際農業開発学専攻博士前期課程】

時間割表【国際農業開発学専攻博士後期課程】

時間割表【農業経済学専攻博士前期課程】

時間割表【農業経済学専攻博士後期課程】

時間割表【国際アグリビジネス学専攻博士前期課程】

時間割表【国際アグリビジネス学専攻博士後期課程】

時間割表【国際食農科学専攻修士課程】

資料 12 教室等使用状況台帳（1号館4～6階演習室部分）

資料 13 実験室等使用状況台帳（サイエンスポート）

資料 14 基礎となる学部等との関連図【国際農業開発学専攻】

基礎となる学部等との関連図【農業経済学専攻】

基礎となる学部等との関連図【国際アグリビジネス学専攻】

基礎となる学部等との関連図【国際食農科学専攻】

資料 15 全学審議会規程

資料 16 全学自己点検評価委員会規程

資料 17 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

資料 18 東京農業大学ホームページによる情報公表の項目

以上

持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策(付表)

1 あらゆる人々の活躍の推進

持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策(付表)				
国内の施策				
一億総活躍プランに関するSDGs:1(貧困)、4(教育)、5(ジェンダー)、8(経済成長と雇用)、10(格差)、12(持続可能な生産と消費)等				
「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて以下の取組を進める。				
施策概要		ターゲット	指標	関係省庁
一億総活躍社会の実現：働き方改革	働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題であり、最大のチャレンジ。同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働時間抑制等の長時間労働是正、65歳以降の継続雇用・65歳までの定年延長企業の奨励等の高齢者就労促進に取り組み、多様な働き方の選択肢を広げる。	8.5	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標	内閣官房他
(雇用)				
長時間労働の是正	「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、法規制の執行を強化するとともに、労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。	8.5	週労働時間49時間以上の労働者割合	厚生労働省
一億総活躍社会の実現：夢をつむぐ子育て支援	「希望出生率1.8」の目標を掲げ、一人でも多くの若者たちの結婚や出産の希望を叶えとともに、安心して子供を産み育てることができる社会、子供たちの誰もが頑張れば大きな夢をつむいでいくことができる社会を創り上げる。	4, 5, 8, 10	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標	内閣官房他
(子ども)				
子供の貧困対策の推進	「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)に基づき、総合的に子供の貧困対策を推進する。	1.2	「子供の貧困対策に関する大綱」に定められた指標	内閣府他
(若者)				
若年者雇用対策の推進	「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(平成27年成立)の着実な施行により、若者の雇用の促進を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備する。	8.5	若年層(25-34歳)の不本意非正規割合	厚生労働省

(女性)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月閣議決定)に基づき、以下を重点分野として、女性活躍の推進体制の強化等を進める。 ①男性中心型労働慣行等の変革 ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ④地域・農山漁村・環境分野における男女共同参画の推進 ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進 ⑥生涯を通じた女性の健康支援 ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶 ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	5	「第4次男女共同参画基本計画」の12の重点分野と推進体制の整備・強化における71の成果目標の達成状況	内閣府他
(教育)				
初等中等教育の充実	教育の機会均等を図るため、義務教育段階の就学援助や高校生等への修学支援に取り組む。また、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、新たな時代に求められる資質・能力を育成する観点から学習指導要領を改訂、実施しそのために必要となる教員の資質能力の総合的な向上及び教職員等の指導体制の充実に取り組む。	4.1	①後期中等教育卒業率 ②国際的な学力調査における習熟度レベルの低位層の減少 ③児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善	文部科学省
幼児教育の充実	幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障することは重要であるため、幼児教育の無償化を段階的に推進していくとともに、その質の向上に取り組む。	4.2	①幼稚園等の就園率 ②保育料が無償である子どもの割合	文部科学省 他
高等教育の充実	高等教育機関における高度人材育成の重要性に鑑み、意欲と能力のある学生の進学機会を確保するため給付型奨学金制度の創設等による経済的支援の充実を図るとともに、大学・専門学校等における社会人の学び直し機能の強化に取り組む。	4.3	①高等教育段階への進学率 ②各大学において、パートタイム形式によって大学教育を受ける機会を広く認める制度や、社会人等の学修の機会を拡充するための制度の普及 ③大学・短期大学、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 ④奨学金の希望及び受給の状況	文部科学省

キャリア教育・職業教育の充実	社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。	4.4	①中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善 ②大学・短期大学、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善	文部科学省
特別なニーズに対応した教育の推進や男女共同参画を推進する教育・学習の機会の提供	共生社会の形成に向けて、障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、教育内容・方法の改善充実などを図る。また、男女共同参画社会の形成に向けて、学校・家庭・地域などにおいて男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実などを図る。	4.5	①幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率 ②高等教育機関に在籍する障害のある学生の数	文部科学省
一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障	介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めることにより、希望する介護サービスを利用でき、介護に不安なく取り組み、介護と仕事を両立でき、健康を長い間維持するなど安心して生活できる社会を創り上げる。	3, 8, 10	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標	内閣官房他
(障害者)				
障害者基本計画(第3次)に規定する施策の推進	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための次の次に掲げる施策等の一層の推進を図る。 ①生活支援に関する施策 ②保健・医療に関する施策 ③教育、文化芸術活動・スポーツ等に関する施策 ④雇用・就業、経済的自立の支援に関する施策 ⑤生活環境に関する施策 ⑥情報アクセスバリエーションに関する施策 ⑦安全・安心に関する施策 ⑧差別の解消及び権利擁護の推進に関する施策 ⑨行政サービス等における配慮に関する施策 ⑩国際協力に関する施策	3, 4, 8, 10, 11, 16	障害者基本計画関連成果目標の達成状況	内閣府他

公共交通機関のバリアフリー化の推進	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインを考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化を推進する。	11.2	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくフォローアップ状況	国土交通省
障害者雇用の推進	「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、法定雇用率（2.0%）を達成していない企業に対して、その達成に向けた指導等を行うとともに、障害者の希望や特性に応じた職業紹介、定着支援等を行う。	8.5	民間企業における障害者の実雇用率	厚生労働省
(差別の解消)				
「心のバリアフリー」の推進	外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組むこと等により、「心のバリアフリー」を推進し、国籍や障害の有無等にかかわらず相互に尊重し合う共生社会を実現する。	10.3	法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動の実績	法務省

(雇用)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
労働災害防止対策の推進	第12次労働災害防止計画（平成25年策定）に基づいて労働災害防止対策等の取組を進め、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現を図る。	8.8	①労働災害による死亡者の数 ②労働災害による死傷者（休業4日以上）の数	厚生労働省

(教育)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育の推進	ESD国内実施計画や環境教育等促進法に基づき、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、発達段階に応じた適切な教育が実践されるよう、ESDや環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していく。学校教育におけるSDGsに関する学習等を通じ、子供たちに持続可能な社会や世界の創り手となるための必要な資質・能力が育成されるよう、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実に推進する。	4.7	ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育の着実な実施	外務省、文部科学省、環境省
外国人留学生の受入	優秀な外国人留学生の受入を促進するため、奨学金等の経済的支援の充実等に取り組んでいる。	4.b	留学生30万人計画の実現	文部科学省

障害者の職業訓練	「第3次障害者基本計画」に基づき、障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の態様に応じた多様な委託訓練等を実施する。	4.5	①障害者職業能力開発校の修了者における就職率 ②障害者委託訓練修了者における就職率	厚生労働省
(消費者)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
消費者基本計画の推進	消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)に基づく消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、平成28年7月19日改定)に盛り込まれた、次に掲げる施策の推進を図ることにより、消費者基本計画を着実に推進する。また、工程表については、施策の進捗状況や消費者を取り巻く状況の変化を踏まえ、1年に1回は改定する。その際には、国連消費者保護ガイドラインにおける持続可能な消費の促進についての理念等を踏まえるものとする。 ①消費者の安全の確保 ②表示の充実と信頼の確保 ③適正な取引の実現 ④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 ⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備 ⑥国や地方の消費者行政の体制整備	12.3, 12.8	「消費者基本計画工程表」フォローアップ状況	消費者庁
国外の施策	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
(女性の活躍推進)	女性の活躍推進のための開発戦略	5	①グローバル指標(5.1.1)性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか ②人材育成を行った女性行政官等の数 ③教育支援により裨益した女子生徒の数 ④ジェンダー分野(開発協力)における支援実績	外務省 JICA

女性・平和・安全保障に係る行動計画	「女性・平和・安全保障に関する行動計画（平成27年策定）」に基づき、国内外における女性の意志決定への参加を促し、女性の人権やジェンダーの視点を平和・安全保障の課題に盛り込む。	5.2, 5.5	グローバル指標(5.1.1) 日本が支援している国において、性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニタリングするための法律の枠組みが制定されているかどうか	外務省 JICA他
国際女性会議(WAW)を通じて女性の活躍推進	「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を開催し、国内外における女性の活躍促進のための取組について議論を行う。	5.5	グローバル指標(5.5.1, 5.5.2) 国内外において、経済分野及び政治分野における女性参画の状況	外務省
〔教育〕 施策概要 ターゲット 指標 関係省庁				
平和と成長のための学 びの戦略	教育支援分野の課題別政策（平成27年9月策定）に基づき、①包括的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を基本原則とし、途上国のSDG4達成を支援していく。	4	①グローバル指標(4.1.1) (1)読書、(2)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと)(a)2～3学年、(b)小学校修了、(c)中学校修了 ②教育分野(開発協力)における支援実績	外務省 JICA
官民協働プラットフォームを活用した日本型教育の海外展開	「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」(EDU-Port ニッポン)の下、諸外国との強固な信頼・協力関係の構築、日本の教育機関の国際化、教育産業等の海外進出の促進を図るため、国別・分野別分科会、国際フォーラムの開催に加え、パイロット事業を実施し、教育の海外展開モデルの形成を実現する。	4.1, 4.2, 4.3	諸外国のニーズに応じて形成した日本型教育の海外展開モデルの案件数(2020年度までに10件)	文部科学省

2 健康・長寿の推進

特に関連が深いと思われるSDGs:3(保健)等

国内の施策

施策概要			
「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて以下の取組を進める。		ターゲット	指標
関係省庁			
一億総活躍社会の実現:安心につながる社会保障	介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めることにより、希望する介護サービスを利用でき、介護に不安なく取り組み、介護と仕事を両立でき、健康を長い間維持するなど安心して生活できる社会を創り上げる。	3, 8, 10	「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標
健康づくり・生活習慣病対策の推進	企業・民間団体・自治体相互の連携により、「健康増進法」に基づく「健康日本21(第二次)」を着実に実施し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等を図る。	3.5, 3.a	①生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者割合の減少 ②成人の喫煙率の減少
			内閣官房他 厚生労働省

施策概要			
(健康・長寿の推進)		ターゲット	指標
関係省庁			
国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画の推進	「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づき、国内の感染症対策に係る体制(感染症危機管理体制強化、感染症研究体制推進他)が強化された社会を目指す。	3.d	本計画に基づく施策毎の成果目標の達成状況
薬剤耐性(AMR)対策アクションプランの推進	薬剤耐性の発生をできる限り抑えるとともに、薬剤耐性菌等による感染症のまん延を防止するため、6つの分野(普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、他)の対策を推進する。	3.3	アクションプランの成果指標
感染症対策に資する研究開発の推進	第5期科学技術基本計画(平成28年1月)や「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月)」等に基づき、アジア・アフリカの海外研究拠点において、相手国機関と協力し、現地で蔓延する感染症の病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を推進し、感染制御に向けた予防や診断治療に資する新しい技術の開発や高度専門人材の育成を図る。また、アフリカにおける「顧みられない熱帯病(NTDs)」対策として、我が国とアフリカ諸国の大学等研究機関において、NTDsの予防、診断、創薬、治療法の開発等を行い、成果の社会実装を目指すとともに、共同研究を通じてアフリカの若手研究者の人材育成を行う。	3.3, 3.b	①感染症病原体の疫学研究、及び得られた病原体(インフルエンザ・デング熱・下痢症感染症・薬剤耐性菌等)の治療薬、迅速診断法の研究開発等の推進 ②「顧みられない熱帯病(NTDs)」に係る研究開発の推進
			内閣官房他 文部科学省

がん対策の推進	「がん対策基本法」の下、がん対策推進基本計画を策定し、「がんによる死亡者の減少」「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目標として、がん医療、がんに関する相談支援と情報提供等の施策を推進している。	3.4	心臓血管病、癌、糖尿病、又は慢性的の呼吸器系疾患の死亡数	厚生労働省
肝炎総合対策の推進	「肝炎対策基本法」及び同法により策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、以下の取組を推進している。 ①B型・C型肝炎に対する抗ウイルス療法に対する医療費助成 ②肝炎ウイルス検査の促進 ③医療提供体制の整備 ④肝炎に関する正しい知識の普及啓発 ⑤肝炎に関する研究の推進 また、B型肝炎ワクチンの定期接種を行っている。	3.3	10万人当たりのB型肝炎ウイルス感染者数	厚生労働省

国外の施策				
(公衆衛生危機への国際的対応力の強化、開発途上国の保健システム強化を通じたUHCの実現)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
平和と健康のための基本方針に基づく支援の実施	日本政府はSDGsにおける保健目標達成支援を念頭に、2015年9月、「平和と健康のための基本方針」を策定。同方針に基づく国際協力の実施により、ゴール3を中心としたSDGsの履行に貢献する。	2.1, 2.2, 3, 5.6	「平和と健康のための基本方針」に例示された施策のうち主たるものの実施状況	外務省他
「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」の履行促進	G7諸国がG7伊勢志摩サミットで示した「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」の履行を促進し、ゴール3を中心としたSDGsの履行に貢献する。	3, 2.1, 2.2, 5.6, 9.5	「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に示された施策のうち主たるものの実施状況	外務省他
グローバル・ヘルス・アクセス・アキテクチャーの強化・仕組みの構築への人的関与	公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためのグローバル・ヘルス・アクセス・アキテクチャー(国際保健の枠組み)の強化に貢献すべく、関連の国際的議論に人的な貢献を行う。	3d	国連等における関連会議等への人的な貢献	外務省他
WHOの緊急対応部局の拡充及び緊急対応活動への支援	感染症のアウトブレイクや緊急事態への初期対応を迅速に行うための緊急対応基金(CFE)への拠出や、WHOの健康危機対応及び備えにかかる活動への支援を通じて、世界各国の公衆衛生危機への対応及び備えを強化する。	3d	①国際保健規則(IHR)コアキャパシティを達成した国の数 ②CFEの適切な資金運用にかかる監査結果	厚生労働省
公衆衛生危機への対応強化のための世界銀行のパンデミック緊急ファシリティ(PEF)への支援	パンデミック発生時に保険メカニズムを活用して迅速な資金動員を行う枠組みであるPEFについて、資金拠出を行ったうえで主要ドナーとして基金運営に参画し、公衆衛生危機対応の強化・迅速化に貢献していく。	3d	PEFの適切な資金運用にかかる監査結果	財務省

世銀との連携によるUHCの推進、公衆衛生危機への備え・予防	TICAD VIで日本が世銀等と策定・公表したアフリカにおけるUHC推進のための政策枠組み「UHC in Africa」の途上国における実施を支援し、その進捗状況等をフォローするための国際会議を世銀・WHOと東京で共催するなど、途上国におけるUHC推進と公衆衛生危機への備え・予防に向けた支援を世銀やWHOと連携しながら実施していく。	3.8, 3.c	世銀とWHOによるUHC進捗のモニタリング結果、及び公衆衛生危機への備え・予防にかかるWHOの合同外部評価	財務省
-------------------------------	---	----------	---	-----

(感染症対策)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画の推進	「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づき、感染症危機時に様々な国際機関が連携し、迅速・効果的に対応できる仕組み（開発途上国感染症対策強化、国際感染症対応人材育成・派遣他）が構築された国際社会を目指す。	3.d	本計画に基づく施策毎の成果目標の達成状況	内閣官房他
薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの推進	WHOにおける薬剤耐性（AMR）に対する取組等を支援し国際的な政策を推進するとともに、官民の更なる協調により、特にアジア太平洋地域を中心とした国際保健協力を推進する。	3.3	本アクションプラン目標6に記載の評価指標の達成状況	内閣官房他
開発途上国の感染症対策に係る官民連携会議	日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となり、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策に一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓を目指す。	3.3, 17.7	官民一体となった国際的な感染症対策への貢献と医療業界等の新たな市場開拓へ向けての検討状況	内閣官房他
感染症対策に資する研究開発の推進	第5期科学技術基本計画（平成28年1月）や「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月）」等に基づき、アジア・アフリカの海外研究拠点において、相手国機関と協力し、現地で蔓延する感染症の病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を推進し、感染制御に向けた予防や診断治療に資する新しい技術の開発や高度専門人材の育成を図る。また、アフリカにおける「顧みられない熱帯病（NTDs）」対策として、我が国とアフリカ諸国の大学等研究機関において、NTDsの予防、診断、創薬、治療法の開発等を行い、成果の社会実装を目指すとともに、共同研究を通じてアフリカの若手研究者の人材育成を行う。	3.3, 3.b	①感染症病原体の疫学研究、及び得られた病原体（インフルエンザ・ Dengue 熱・下痢症感染症・薬剤耐性菌等）の治療薬、迅速診断法の研究開発等の推進 ②「顧みられない熱帯病（NTDs）」に係る研究開発の推進	文部科学省

(アジア地域の高齢化への対応)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
アジア健康構想の推進	平成28年7月に健康・医療戦略推進本部決定された「アジア健康構想に向けた基本方針」に基づき、民間介護事業者の事業展開を軸とした制度設計、人材育成、技術供与等相互互恵的かつ持続可能な取組を推進する。	3.8, 3.c, 4.7	日本的介護の教育及び実践的拠点をアジア諸国に展開	内閣官房他

3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

特に関連が深いと思われるSDGs:2(食料)、8(経済成長と雇用)、9(インフラ、産業化、イノベーション)、11(持続可能な都市、人間居住)等 国内の施策			
(戦後最大の名目GDP600兆円)	施策概要		関係省庁
	ターゲット	指標	

(戦後最大の名目GDP600兆円)		施策概要	ターゲット	指標	関係省庁	
希望を生み出す強い経済		「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて以下の取組を進める。				
		①多様な人材力の発揮(社会的損失の解消、就労支援、教育等)を支援する。				
		②(1)産学官を糾合した司令塔の下で研究開発・産業化戦略の策定、ビジネス・モデルの創出を進め、第4次産業革命を推進する。				
		②(2)第4次産業革命に対応するため、サイバーセキュリティを確保するとともにIT利活用の徹底を進める。				
		②(3)第4次産業革命時代に対応した規制・制度改革を進め、「攻めの経営」を促進する。				
		③(1)大学改革、研究開発法人の機能強化、及び世界レベルの産学連携の実現等を推進する。				
		③(2)地方も含めベンチャー企業の発掘を強化し、世界市場へ繋げていく一貫通貫の体制を構築する。				
		④(1)第4次産業革命の時代に対応出来る人材を育成するため、ITを活用した教育、数理・情報教育の強化等を進める。				
		④(2)優秀な外国人材を我が国に呼び込むため、魅力的な受け入れの仕組みや環境を整備する。				
		8, 9, 11 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標				内閣官房他

⑤(1)多様な公的保険外サービスを創出しつつ、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上を図っていく。 ⑤(2)省エネ・再エネ・資源などエネルギー・環境分野の取組の強化により、経済成長と温室効果ガスの排出抑制を併せて実現する。 ⑤(3)スポーツで収益を上げ、その収益をスポーツへ再投資する自律的好循環モデルの形成、新たなスポーツ市場の創出等により、スポーツ産業を成長させる。 ⑤(4)住宅が資産として評価される既存住宅流通市場を形成する。また、次世代住宅の普及を促進する。 ⑤(5)「ロボット新戦略」の実現実行と進化を図るとともに、中堅・中小企業等へのロボット導入の加速や、研究開発・実証実験のための環境整備等を進める。	
⑥TPPを含む経済連携交渉、投資協定の締結・改正を推進し、グローバルな経済活動の基盤を整備する。	
⑦意欲ある個々の事業者による生産性向上に向けた挑戦を、国、事業者団体、地域の中小企業団体・地域金融機関等の支援機関により後押ししていく。	
⑧生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化を図り、農林水産業における生産性の徹底した向上と輸出力の強化を実現する。	
⑨「観光先進国」の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、総合的・戦略的に取り組む。	
⑩公的サービス・資産の民間開放を推進する。	
⑪地域中小企業等の海外展開を後押しするとともに、経営基盤の強化を図りつつ、身近な地域の相談体制の整備を推進する。	
⑫地方創生の本格展開を図ることにより、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。	
⑬社会資本整備の推進、災害に強くなやかな国づくり、持続的な都市構造への転換、公共施設の整備・運営へのPPP/PFIの推進等を図る。	
⑭過去最大の企業収益を賃金にも回していくことを通じ、消費が拡大し、更なる企業収益の増加につながるという経済の好循環を確実なものとしていく。	

(新たな有望市場の創出や地域の活性化)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
開業率・廃業率10%の達成	日本再興戦略2016に示した「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%)になることを目指す。」という目標の達成に向けて着実に取り組んでいく。	8.3	①開業率・廃業率の数値 ②「起業活動指数」における数値目標	経済産業省
農林水産業の成長産業化	担い手への農地集積・集約化、法人化の推進、新規就農の促進、先端技術を活用したスマート農業の推進などによる農業生産現場の強化を図るとともに、6次産業化の推進等により、バリューチェーンの連結を行うなど新たな価値の創造と需要の開拓を支援する。	2.3, 8.1, 8.2, 9.5	①担い手に利用される農地面積の割合 ②法人経営体数 ③40代以下の農業従事者数 ④自動走行トラクターの遠隔監視による無人走行 ⑤6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模	農林水産省
	森林資源を循環利用しつつ、CLT(直交集成板)等の新たな木材需要の創出、国産材による安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。		国産材の供給量	
	漁業・養殖業の持続可能かつ収益性の高い操業体制への転換や、水産物の加工・流通・消費の拡大を促進する。		漁業・養殖業における1経営体当たりの生産額	
	日本型直接支払制度により、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に関する地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動等の継続的な実施、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する。		①地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止	農林水産省
農山漁村の振興	関係府省との連携の下、農林水産業を軸に観光、教育、福祉等多様な分野の連携を深め、都市と農山漁村の交流を戦略的に推進する。特に、訪日外国人旅行者を農村へ呼び込むための外国人旅行者の受入体制整備やプロモーション促進、農村での宿泊による農業体験等の取組を推進する。	2.3, 2.4, 4.7, 8.9, 11.a	都市と農山漁村の交流人口	
	世界農業遺産、日本農業遺産の認定を推進し、伝統的な農林水産業の保全、認定を活用した農作物の高付加価値化、観光の誘致、企業との連携を図る。		世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域数	
「明日の日本を支える観光ビジョン」の推進	平成28年3月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定した「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を実施する。	8.9	①訪日外国人旅行者数 ②訪日外国人旅行消費額等	国土交通省

(生産性向上)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
総合物流施策大綱の推進	総合物流施策大綱(2013－2017)(平成25年6月閣議決定)に基づき、「①産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現」、「②さらなる環境負荷の低減に向けた取組」、「③安全・安心の確保に向けた取組」を推進する。	8.2. 13.2	「総合物流施策大綱」に基づくフローアップ状況	国土交通省
i-Constructionの推進 (建設現場の生産性向上)	「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的な生産性向上を目指す。	8, 9	①建設生産プロセスにおいて活用する3次元データのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化実施状況 ②最先端技術を反映した制度・基準の整備・運用、データ活用や人材育成策など、具体的方針策定状況	国土交通省
(科学技術イノベーション・高度人材育成)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保	第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)等に基づき、若手研究者の育成、女性研究者や海外からの優れた研究者の活躍促進等を通じて、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保に取り組む。	9.5	グローバル指標(9.5.2) 100万人当たりの研究者	文部科学省
(持続可能な都市)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
「環境未来都市」構想の推進	環境・社会・経済的価値を創造する「環境未来都市」構想を推進し、国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援により、自律的で持続可能な都市の実現を図る。	11.a	「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを年1回開催する。	内閣府
(ビジネスと人権)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定	人権理事会決議17/4及び本決議に基づき設立された作業部会による提言等に基づき、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」を策定する。	8	ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定の進捗状況	外務省他

国外の施策				
(科学技術イノベーションや研究開発の促進、産業人材育成)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
科学技術イノベーションの戦略的国際展開	第5期科学技術基本計画(平成28年1月)に基づき、世界各国との科学技術協力や国際機関への協力を推進する。また、地球規模課題の顕在化などに対応し、我が国の優れた科学技術と外交とを連携させる「科学技術外交」の観点から、SATREPS等の国際科学技術協力事業を通じて、国際共同研究を行う。	17.6	①グローバル指標(17.6.1) 各国間における科学技術協力協定及び計画の数(協力形態別) ②SATREPS及びSICORPの実施件数	外務省、 文部科学 省、JICA
国際農林水産業研究の推進	国際農林水産業研究の推進のため、国際農業研究協議グループ(CGIAR)の理事会を通じて国際農林水産業研究の方針決定等に関する貢献、CGIARの研究に関する人的・知的貢献、CGIARへの拠出を通じて研究を推進する。	1.1, 2.1, 2.3, 2.4, 2.a, 9.5	CGIAR研究機関での邦人研究者数	外務省、農 林水産省
(成長市場の創出)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
産業人材育成支援	【アジア】 2015年に発表した「産業人材育成協力イニシアティブ」に基づき、熟練技術者、エンジニア、研究開発人材、ミドル・マネージメント人材、行政官等の育成及び理数科教育の拡充等を通じ、2015年度～2017年度の3年間で、アジア地域において4万人の産業人材の育成を官民連携も活用しながらオールジャパンで推進する。	8.2, 9.b, 10.b	2015年度～2017年度の3年間で、アジア地域において4万人の産業人材育成を実施する。	外務省、 JICA他
	【アフリカ】 ①ABEイニシアティブを通じて、2013年からの5年間で1,000人のアフリカの若者に対し、日本の大学や大学院での教育に加え、日本企業でのインターンシップの機会を提供する。 ②ABEイニシアティブ2.0を通じて、2016年から2018年までの3年で併せて1,500名の高等人材・現場人材を育成する。	8.2, 9.b, 10.b	①ABEイニシアティブを通じて、2018年までに1,000人のアフリカの学生を招聘する。 ②ABEイニシアティブ2.0を通じて、2018年までに1,500名の高等人材・現場人材を育成する。	外務省、 JICA他
(食料システム強化)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
途上国の食料システム強化	世界の食料安全保障や途上国の経済成長等に貢献するとともに、企業の経済活動を拡大するため、官民連携による、栄養改善事業の国際展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」及びアフリカの栄養改善のための実践活動を加速化する「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」の取組を推進するとともに、途上国等におけるフードバリューチェーンの構築(農業生産から製造・加工、流通、消費に至るまでの各段階の付加価値をつなぐこと)を促進する。	2.1, 2.2, 2.3, 2.4, 2.a, 12.3	①栄養改善事業推進プラットフォームに関連するセミナー参加社・団体数 ②二国間政策対話を含む官民ミッション派遣国の数 ③FVCに関連する事業の数	外務省、 農林水産 省、JICA

4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

特に関連が深いと思われるSDGs:2(食料)、6(水と衛生)、9(インフラ、産業化、イノベーション)、11(持続可能な都市、人間居住)				
国内の施策				
(インフラ)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国土強靱化の推進	「国土強靱化基本計画」(平成26年6月閣議決定)及び「国土強靱化アクションプラン」の着実な推進を図るとともに、地方公共団体における地域計画の策定・実施の支援や、民間における国土強靱化に資する取組の促進を行う。	1.5, 9.1, 11.5, 11.b, 13.1	①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定されたKPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数	内閣官房
社会資本整備重点計画の推進	「第4次社会資本整備重点計画」(平成27年9月閣議決定、計画期間:2015～2020年)においては、厳しい財政制約の下、中長期にわたって持続可能な社会資本整備の実現を図るため、「機能的・生産性を高める戦略的インフラマネジメント」の構築を図ることとしている。具体的には①切迫する巨大地震や激甚化する気象災害、②加速するインフラ老朽化、③人口減少に伴う地方の疲弊、④激化する国際競争という4つの構造的課題に対応するため、社会資本のストック効果の最大化を図ることを基本理念とし、「既存施設の有効活用(賢く使う)」や「集約・再編」を進めながら、ストック効果の高い事業に「選択と集中」を徹底することとしている。	9	「第4次社会資本整備重点計画」に基づくフォローアップ状況	国土交通省
住生活基本計画(全国計画)の推進	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月閣議決定)に基づき、若年世帯・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活を実現し、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定を確保する。	11.1	「住生活基本計画(全国計画)」に基づくフォローアップ状況	国土交通省
「コンパクト+ネットワーク」の推進	国土形成計画(平成27年8月閣議決定)で示された国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成に向けて、また、人口減少や高齢化が進む中にも、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能確保し、高齢者等の住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成(「コンパクト・プラス・ネットワーク」)を推進する。	11.2, 11.3, 11.a	①立地適正化計画を作成する市町村数 ②地域公共交通再編実施計画認定総数	国土交通省

農業生産基盤の整備	農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進し、農業競争力の強化を図る。	2.3, 2.4, 9.1	①基盤整備着手地区における生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 ②畑の区画整理・排水改良の着手面積 ③畑地かんがい施設の整備着手面積 ④水田の汎用化整備の着手面積	農林水産省
	基幹的な農業水利施設の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施するとともに、老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等の適時・的確に実施することで、国土の強靱化を図る。		更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合	
東日本大震災からの復興	2020年度までの間、地震・津波被災地域においては、災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、インフラの復興、コミュニティ形成や産業・生業の再生等を進める。2020年度以降も福島復興・再生に国が前面に立って取り組む。	8.1, 8.9, 11.5	①2020年の東北6県の外国人宿泊数を150万人泊にする ②「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」	復興庁

(水資源)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
健全な水循環の構築に向けた取組の推進	「水循環基本計画」(平成27年閣議決定)に基づき、流域において関係する行政、事業者、団体等がそれぞれ連携して活動する「流域マネジメント」の取組を全国各地で推進する。	6.5	水循環に関する施策の効果に関する評価	内閣官房
水資源開発施設の建設・維持管理による安定的な水資源の供給	水資源開発促進法に基づき水資源の開発、利用のための施設の新築、改築、管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図る。	6.1, 6.4, 6.5	水需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の事情に即して安定的な水の利用を可能にする。	国土交通省
汚水処理の普及促進	水環境改善のため、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。	6.2, 6.3	汚水処理人口普及率	国土交通省

国外の施策				
(質の高いインフラ)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
質の高いインフラ投資の推進	2015年5月に安倍総理から発表された「質の高いインフラパートナーシップ」及び2016年5月のG7伊勢志摩サミット直前に安倍総理から表明された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づき、各国・国際機関と協働しつつ、民間の更なる資金・ノウハウを呼び込み、質・量ともに十分なインフラ投資の実現を目指す。	1.5, 6.3, 6.5, 6.a, 7.b, 9.1, 9.2, 9.4, 9.a, 11.1, 11.2, 11.3, 11.5, 11.6, 11.7, 11.a, 11.b	①グローバル指標(9.a.1) インフラへの公的国際支援の総額(ODAその他公的フロー) ②海外インフラ受注実績	内閣官房、総務省、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、JICA
(防災)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
仙台防災協カイニシアティブの推進	2015年3月、第3回国連防災世界会議において、安倍総理より表明した仙台防災協カイニシアティブに基づき、2015年～18年の4年間で、40億ドルの資金協カと、各国の防災を牽引していく行政官及び地域の防災リーダー4万人の人材育成を行う。	1.5, 11.5, 11.b	①グローバル指標(1.5.1) 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、被災者数 ②グローバル指標(11.5.2) 災害による甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断を含む、グローバルなGDPに関連した直接的な災害経済損失	外務省、財務省、国土交通省、JICA他
「世界津波の日」の普及啓発	国内外における津波防災訓練の実施を促し、防災意識の一層の向上を図ることを目的として、津波防災関係のイベントを開催し、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発に取り組む。	1.5, 11.5, 11.b	①グローバル指標(1.5.1) 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、被災者数 ②津波防災関係のイベントの開催状況	内閣官房、内閣府、外務省、国土交通省、JICA他
(文化遺産の保護)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
文化遺産国際協カ	文化遺産国際協カ推進法(2006年施行)を踏まえ、特に途上国において存続の危機に瀕する文化遺産を保護するため、ユネスコ等と協カしつつ、必要な修復事業の実施や人材育成等への支援を行う。	11.4	文化遺産の保全を対象とした国際協カ事業の件数	外務省、文部科学省

5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

特に関連が深いと思われるSDGs:7(エネルギー)、12(持続可能な生産と消費)、13(気候変動)				
国内の施策				
(エネルギー)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立に向け、今年5月にFIT法の改正を行ったところ。併せて、低コスト化・高効率化のための技術開発などの施策を通じて導入拡大に取り組んでいる。	7.2, 13.3	①2030年に再生可能エネルギーの導入量を22～24%とする。 ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。	経済産業省、環境省
徹底した省エネルギーの推進	長期エネルギー需給見通しや地球温暖化対策計画を踏まえ、産業、業務、家庭、運輸各部門における施策を通じて、規制と支援を両立させ、徹底した省エネルギーを推進していく。	7.3, 13.3	①エネルギー消費効率(最終エネルギー消費量/実質GDP) ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。	経済産業省、環境省
エネルギー科学技術に関する研究開発の推進	エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月)等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入加速、徹底した省エネルギーの実現に向け、関係省庁等とも連携して、研究開発を推進している。	7.2, 7.3	創・蓄・省エネルギー等に係る革新的な技術の研究開発を推進	文部科学省
農山漁村の振興のための再生可能エネルギー活用の推進	農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化を図る。	7.2, 9.4	再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組の件数	農林水産省
(気候変動対策)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
気候変動対策の推進	緩和については、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る。	13.2, 13.3	2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。	内閣官房、経済産業省、環境省他
	適応については、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)を着実に実施するとともに、気候変動適応情報プラットフォームの構築・運用や、地方公共団体への支援等を行う。		気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	

農林水産業における気候変動対策	①「地球温暖化対策計画」の推進に向け、森林吸収源対策や土づくりの推進など農林水産分野における気候変動対策を実施・推進する。 ②気候変動の影響が特に大きい項目への対応など、「農林水産省気候変動適応計画」に示された気候変動への適応策を推進する。	2.4, 13.3, 15.2	①我が国の温室効果ガスの排出量 ②農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県の数	農林水産省
環境科学技術に関する研究開発の推進	地球温暖化対策計画（平成28年5月）等を踏まえ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)を通じて気候変動枠組条約(UNFCCC)の議論への貢献や、国内外の気候変動対策への社会実装につなげるため、気候変動の予測からそれをもたらすリスクに係る情報の創出までの研究に取り組むとともに、地球観測に関する政府間会合(GEO)の枠組を通じ、衛星や船舶等による地球観測データの活用を推進している。	13.1	気候変動メカニズムの解明、気候変動予測モデルの高度化、適応策策定に資する気候変動影響評価等に関する研究開発及び地球観測データの利活用を推進	文部科学省

(持続可能な生産消費形態の確保)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
循環型社会の構築	循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、各種リサイクル法に基づく取組を実施しているほか、第三次循環型社会形成推進基本計画(2013年5月閣議決定)において、物質フロー指標(「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」)を、目標を設定する指標として定め、毎年度進捗状況の点検を行う。	12.2, 12.5	①資源生産性(=GDP/天然資源投入量) ②循環利用率(=循環利用量/循環利用量+天然資源投入量) ③一人一日当たりのごみ排出量 ④一般廃棄物のリサイクル率	経済産業省、環境省
省エネルギー型資源循環システムの構築支援	国内における製品製造プロセスと再資源化プロセスの連携による資源リサイクルの効率化・高度化を図る実証事業等により、省エネルギー型資源循環システム構築支援を行う。	12.2, 12.5	資源リサイクルの効率化・高度化を図る実証事業の件数	経済産業省
ESG投資の促進等による環境に配慮した事業活動の推進	企業による環境情報の開示が企業と投資家の対話を促し、更なる環境に配慮した事業活動につながるという好循環を作り出すため、情報開示基盤整備、グリーンファイナンス、エコリース、ESG投資促進などに取り組む。	12.6	持続可能性に関する報告書を発行する企業の数	環境省

グリーン購入の促進	国及び独立行政法人等の各機関は、特定調達品目ごとの具体的な調達目標等を定めた方針を作成・公表し、これに基づく環境物品等の優先的調達を推進する。	12.7	国等の特定調達物品等の調達率	環境省
食品ロス削減・食品リサイクルの促進	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく、食品廃棄物等の発生抑制・減量、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等の取組を推進する。	12.2, 12.3, 12.5	①SDGs小目標12.3に対応する新たな指標(関係省庁と今後検討) ②業種別の再生利用等実施率 ③国産原料由来のエコフィードの生産量目標	消費者庁、 農林水産省、 環境省
	家庭等から排出される食品ロス削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体を中心となった食品ロス削減に向けた取組の促進や、食品ロス問題の認知向上等のための消費者向けの情報提供を行う。		消費者意識基本調査による「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」	
消費者教育における消費者市民社会の理念等の普及	「消費者基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づき、消費者教育推進会議の下に設置した消費者市民社会普及ワーキングチームの検討を踏まえ、無関心層への消費者市民社会の理念等の普及啓発を推進する。	12.8	消費者市民社会の理念の普及・インフラットの作成・配布・活用状況	消費者庁、 文部科学省
倫理的消費の普及啓発	「消費者基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づき、倫理的(エシカル)消費について、「倫理的消費」調査研究会における検討や「エシカル・ラボ」を開催し、国民の理解を促すための普及啓発を推進する。	12.8	倫理的(エシカル)消費の認知度	消費者庁
国土交通省環境行動計画の推進	政府の「環境基本計画」を踏まえ、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の分野における国土交通省の環境配慮方針である国土交通省環境行動計画に基づいた施策の推進を図る。	12, 13, 14	「国土交通省環境行動計画」に基づくフォローアップ状況	国土交通省

国外の施策				
(エネルギー)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
省エネルギー・再生可能エネルギー分野における国際展開の推進	ASEANにおけるエネルギー管理士制度の整備や運用能力向上のためのトレーニングシステムの構築支援等、我が国がこれまでに蓄積した政策立案経験や先進的技術の活用を通じ、2020年度までに新興国におけるエネルギー政策体系の構築を図る。	7.1, 7.2, 7.3, 7.a	①2020年度までに、ASEAN内の省エネ及び再エネ関連法制度未導入国において、法制度を導入する。 ②2020年度までに、ASEAN4カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）において、エネルギー管理対象工場・事業者数に対するエネルギー管理士のカバー率を100%に引き上げる。	経済産業省
	途上国において、省エネ・再エネを含む低炭素で安価かつ信頼できる現代的エネルギーの供給とアクセス向上を図るための支援を推進する。	7.1, 7.2, 7.3, 7.a, 7.b	2017年度から2021年度までの5年間で、途上国で現代的エネルギーの安定的供給とアクセス向上に資する2,000人の人材育成を行う。	JICA
(気候変動対策)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
気候変動対策（緩和）の推進	気候変動対策に係る国際交渉に取り組みとともに、二国間クレジット制度（JCM）、コベネフィット型環境汚染対策、温室効果ガス観測衛星による地球環境観測、研究ネットワーク等の途上国支援の推進を図る。	13.a, 13.b, 7.2	2020年における1.3兆円の支援実施とのコミットメント（ACE2.0）実現に向けた対途上国支援の着実な実施	外務省、経済産業省、環境省、JICA他
気候変動対策（適応）の推進	気候変動の影響への適応計画（平成27年11月閣議決定）の基本戦略のひとつである国際協力に基づき、二国間協力においては、気候変動適応計画等の政策策定支援及び気候変動影響評価支援を行うとともに、多国間においても適応にかかる国際的なネットワークを通じて適応に関する知見の共有や人材育成支援等を行う。	13.1, 13.2, 13.3, 11.b	気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画（国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む）の確立又は運用を報告している国の数	外務省、環境省、JICA他

環境科学技術に関する研究開発の推進	地球温暖化対策計画(平成28年5月)等を踏まえ、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)を通じて気候変動枠組条約(UNFCCC)の議論への貢献や、国内外の気候変動対策への社会実装につなげるため、気候変動の予測からそれをもたらすリスクに係る情報の創出までの研究に取り組むとともに、地球観測に関する政府間会合(GEO)の枠組を通じ、衛星や船舶等による地球観測データの活用を推進している。	13.1	気候変動メカニズムの解明、気候変動予測モデルの高度化、適応策策定に資する気候変動影響評価等に関する研究開発及び地球観測データの活用を推進	文部科学省
太平洋自然災害リスク保険への支援	PCRAFIは地震や台風等による大規模自然災害が発生した際、一定の推定損害額を超えた場合に迅速に保険金が支払われる保険メカニズムを活用したプログラム。2013年、日本は世界銀行と共に本プログラムを立ち上げ、引き続き、ドナー国からの拠出金に頼ることなく太平洋島嶼国自らが保険料を支払うことを主眼とした新たなファシリティの設立・運営を支援する。	13.1	グローバル指標(13.1.1) 国レベルや地方レベルでの防災戦略を持つ国の数	財務省

(持続可能な消費と生産確保)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国連持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)基金への拠出等	10YFPの6つのプログラムのうち、「持続可能なライフスタイルと教育」プログラムの共同リード国を務めるとともに、10YFP基金への拠出等を通じ、開発途上国において、具体的な取組支援事業を実施する。	12.1	開発途上国における具体的な取組支援事業の実施数	環境省
アジア太平洋地域における循環型社会構築支援	アジア太平洋3R推進フォーラムでの議論や、廃棄物処理・3Rに係る二国間協力や、アジア太平洋3R白書による情報・データ整理を通じ、同地域において3Rを通じた廃棄物問題の改善と環境負荷低減、循環型社会構築を図る。	12.2, 12.5, 11.6	循環型社会構築に向けた国際協力の案件数	環境省
省エネルギー型資源循環システムの構築支援	我が国企業が有する高効率な処理技術等と政府間協力や自治体間連携をパッケージで提供することにより、省エネルギー型資源循環システム構築支援を行う。	12.2, 12.5	省エネルギー型資源循環システム構築支援の案件数	経済産業省

6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

特に関連が深いと思われるSDGs:2(食料)、3(保健)、14(海洋)、15(生物多様性)

国内の施策

(環境の保全)		施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
化学物質対策	化学物質対策	化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法を適切に施行し、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行準備を進めるとともに、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)や化学物質に関する未解明の問題への対応等を実施する。	3.9, 6.3, 12.4	①環境基準等の達成率 ②環境調査・モニタリングの実施状況 ③POPs等、長期モニタリング物質の濃度傾向 ④PRTR対象物質の排出量及び移動量 ⑤化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価の実施状況	経済産業省、環境省
	大気汚染対策	全国の大気汚染状況の監視するとともに、工場・事業場などの固定発生源や自動車等の移動発生源からの排出抑制対策、アスベスト飛散防止対策を推進している。	3.9	環境基準等の達成率	環境省
	海洋ごみ・海洋汚染対策	①マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法等に基づき、実態把握のための調査・研究、発生抑制対策、回収・処理等を推進する。 ②海洋汚染等防止法に基づき、廃棄物の海洋投入処分量の削減に向けた取組等を進める。また、日本周辺海域等の汚染状況等を把握することを目的に海洋環境のモニタリングを実施する。 ③閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海)において、COD、全窒素、全りんに係る汚濁負荷量の総量削減を継続的に実施する。	14.1	①海洋汚染等防止法の適切な執行:陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン) ②閉鎖性海域における汚濁負荷量の総量削減:閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)	環境省他

(生物多様性・海洋・陸上資源)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
海洋科学技術に関する研究開発及び海洋調査の推進	海洋基本計画(平成25年4月)及び第5期科学技術基本計画(平成28年1月)に基づき、水海域、深海底、海底下を含む海洋の調査・観測技術等、海洋の適切な開発、利用及び管理を支える海洋科学技術を継続して強化するとともに、海洋調査を戦略的に推進する。	14.2, 14.3	Ecosystem-based approachesの推進や海洋酸性化を把握するための海洋観測網の充実(アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイルング数)	文部科学省

水産資源の持続的利用 の推進	①適切な資源管理措置の策定・実施のため、資源に関する調査研究の充実と外国政府・国際機関との共同研究等を推進する。 ②多様な海洋生物と共存した水産資源の利用を図るため、藻場・干潟等の管理・回復等の推進、混獲回避のための技術向上、海洋保護区の適切な設定・管理を推進する。 ③多種多様な我が国周辺水域資源の適切な保存・管理のため、漁業者による資源管理計画に基づく資源管理を推進する。 ④マングロ類等の国際資源の適切な保存管理のため、各地域漁業管理機関における資源評価の精度向上、過剰漁獲能力の削減などを推進する。	14.5, 14.c	①我が国周辺水域の資源水準の状況 ②藻場・干潟の保全・創造面積 ③資源管理計画数 ④多国間漁業協定数	農林水産省
農林水産業における生物多様性の保全	生物多様性の保全及び持続可能な利用と、動植物の遺伝的多様性維持のための遺伝資源の収集及び保存などを推進する。	2.5	農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数	農林水産省
持続可能な森林経営の推進	①森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林資源の循環利用を確立するとともに、多様で健全な森林の整備及び保全等を総合的かつ体系的に推進する。 ②林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成を行うこととし、面的なまとまりをもった施策の確保や低コストで効率的な作業システムの普及・定着等の施策を推進する。	15.2	グローバル指標(15.2.1) 持続可能な森林管理における進捗 ①森林面積 ②森林蓄積 ③法的に保護されている森林面積 ④森林における実施のための具体的な計画が策定されている面積	農林水産省
生物多様性の保全	平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき、希少な野生動植物の保護、外来生物による生態系等への被害の防止、陸域及び海域の保護地域の拡充・管理の推進、並びに遺伝資源のアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の早期締結と実施などに取り組む。	14.5, 15.1, 15.5, 15.6	①陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所の割合(保護地域、生態系のタイプ別) ②海域に関する保護領域の範囲 ③利益の公正かつ衡平な配分を保証するための法的、行政的及び政策的枠組みを持つ国の数 ④環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を表す数値。	環境省

国外の施策					関係省庁	
(環境の保全)	施策概要	ターゲット	指標			
下水道分野の国際展開の推進	「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。	6.3, 6.a	受注実績			国土交通省
化学物質対策	国際会議などを通じ、化学物質に関する国際的枠組みであるSAICMや個別条約の議論について積極的に貢献する。特に水銀に関する水俣条約を踏まえた国際協力を推進する。	3.9, 6.3, 12.4	それぞれの関連する協定に要求された伝達情報において、約束や義務に適した有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国籍環境協定に対する締約国の数			経済産業省、環境省
大気汚染・水環境対策	①日中韓の政策対話や日中の都市間の協力等の国際的な連携を通じて、大気汚染対策に取り組む。 ②アジア水環境改善モデル事業やアジア水環境パートナーシップを実施することで、現地における技術の普及促進、水環境ガバナンスの強化(排水管理・水環境改善)を目指す。	3.9, 6.3	①「政策対話や技術協力等を通じた国際的な大気汚染対策」：環境基準等の達成率 ②アジア水環境改善モデル事業：当該事業において実証した国内技術のアジア等への導入状況 ③アジア水環境パートナーシップ：当該事業成果の活用によるアジア水環境ガバナンスの改善状況			環境省
海洋ごみ・海洋汚染対策	G7、UNEP等の国際的な枠組みを活用し、海洋ごみの削減に向け国際協力を推進すると共に、海洋汚染防止に関する国際ルール策定への貢献を行う等、地球規模での海洋環境の保全に向けた取組を進める。	14.1	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)			環境省他
浄化槽グローバル支援事業	東南アジアや中東欧において、国内外の関係機関と連携しながら、日本の浄化槽をはじめとする個別分散型の汚水処理に関する技術や制度の海外普及を図る。	6.3, 6.a	基準年度からの浄化槽の海外導入累積基数			環境省
アジア地域における環境アセスメントの促進	環境・経済・社会を統合する持続可能な社会の構築に向けて、環境分野に強みをもつ我が国の投資拡大にも資するよう、アジア地域における環境アセスメントを促進する。	3.9, 6.3, 16.7	主要な連携国における年間の環境アセスメント実施件数			環境省

(森林・海洋資源)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
世界の持続可能な森林経営の推進及びIUU漁業撲滅に向けた取組	①世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するた め、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等を含む国際的な 政策対話や取組に積極的に参画し貢献する。また、途上国の森 林減少、劣化に由来する温室効果ガスの排出量の削減等を支援 する。 ②違法・無報告・無規制(IUU)漁業撲滅に向けた、二国間・地域 間・他国間等の取組を支援する。	14.1, 14.4, 14.7, 15.1, 15.2, 15.3, 15.9, 15.b	①グローバル指標(15.a.1) 生物多様性及び生態系の保全と持 続的な利用に係るODA並びに公的 支出 ②グローバル指標(14.6.1) 違法、無報告及び無規制の漁業と 対峙することを目的としている国際 文書の実施度における各国の進捗	外務省、農 林水産省、 JICA
(環境状況把握)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
衛星を活用した地球規模課題の解決に資する研究開発の推進	宇宙基本計画(平成28年4月)、気候変動の影響への適応計画 (平成27年11月)、地球温暖化対策計画(平成28年5月)等を踏ま え、①ADBやUNESCOとの協力による全球降水マップを用いた洪 水予警報システムの構築、②大気汚染監視にむけたエアロゾル データセットの公開、③JICAとの協力による森林非森林マップを 利用した森林監視に資する研究開発の推進を通して、関係省 庁、国際援助機関等とも連携し、多様な地球観測衛星を利用した 課題解決への貢献を進める。	11.5, 11.6, 15.1	①全球降水マップを用いた洪水予 警報システムの導入国数 ②グローバル指標(11.6.2) 都市部における微粒子物質(例: PM2.5やPM10)の年平均レベル(人 口で加重平均したもの) ③グローバル指標(15.1.1) 土地全体に対する森林の割合	文部科学省

7 平和と安全・安心社会の実現

特に関連が深いと思われるSDGs:16(平和)

国内の施策			
(安全・安心な社会)	施策概要	ターゲット	指標
交通安全対策の推進	平成28年3月に中央交通安全対策会議において決定された「第10次交通安全基本計画」に基づき、世界一安全な道路交通の実現を図るべく、政府一体となって各種交通安全対策を推進する。	3.6	①年間の24時間交通事故死者数 ②年間の交通事故死傷者数
子供の不慮の事故を防止するための取組	①「子どもを事故から守る!プロジェクト」の促進を図る。 (1)「子ども安全メールfrom消費者庁」の配信(毎週木曜日)等消費者庁に集約される事故情報に基づく注意喚起や事故防止の豆知識等を配信する。 (2)「あなたのお子さんは安全?」の配布等事故の形態毎に、起こりやすい事故とその防止策、もしもの時の対処法を紹介(冊子&HP掲載)する。 ②子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議を開催する。	3.d	①子ども安全メール登録件数 ②子ども安全メール配信回数
児童の性的搾取等に係る対策の推進	平成28年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「第三次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係府省庁等が緊密に連携し、児童の性的搾取等に係る対策を推進する。	5.2, 8.7	①児童の性的搾取等に係る対策に関する基本計画の策定等による関係府省庁等との連携状況 ②情報交換等による外国関係機関等との連携状況
組織犯罪対策の推進	暴力団対策、薬物銃器対策、国際組織犯罪対策、犯罪収益対策を引き続き推進するとともに、その実効性をより高めるため、関係機関等との連携、情報収集・分析能力の強化に取り組む。	16.4	①特定事業者による疑わしい取引の届出等の確実な履行に資する関係行政庁や業界団体との連携状況 ②税関、海上保安庁等関係機関との連携の緊密化等の取組による、暴力団からの拳銃の摘発・押収を重点とした取締りの推進状況
人身取引対策の推進	平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係省庁が連携して、取締り、被害者の保護、支援等の各種取組を推進する。	5.2, 8.7, 16.2	「人身取引対策行動計画2014」に記載された各施策の進捗状況
			関係省庁
			内閣府他
			消費者庁
			警察庁他
			警察庁
			内閣官房他

児童虐待防止対策の推進	「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」(平成28年3月閣議決定)を踏まえ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図る。	16.2	児童虐待による死亡数	厚生労働省 他
第14回国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス) (2020年日本開催)の実施及び政治宣言のフォローアップ	刑事司法分野における国連最大規模の会議である国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)が2020年に日本で開催されるところ、ホスト国として「法の支配の促進」につながる政治宣言をとりまとめ、我が国の社会のあらゆるレベルに広めるよう働きかけ、刑事司法に対する国民の関心を高め、再犯防止や安全・安心な社会の実現に寄与する。	16.3	①コングレスへの出席者数 ②コングレスに関する広報活動実績 ③政治宣言の内容に即した活動実績	法務省他
総合法律支援の充実	日本司法支援センターにおいて、全国で情報提供業務・民事法律扶助業務・国選弁護等関連業務・司法過疎対策業務・犯罪被害者支援業務等を行い、総合法律支援の充実に取り組む。	16.3	①同センターが行った情報提供件数 ②民事法律扶助業務等につき、同センターと契約している弁護士数	法務省

国外の施策				
(平和構築・復興支援・ガバナンス)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国際社会の平和と安定に資する取組の推進	【国連平和維持活動等】 国連が実施する平和維持活動(PKO)等への参加や国連が実施するPKO等要員の訓練への協力等を通じ、国際社会の平和と安定の確保に貢献していく。また、平和構築分野で活躍できる人材が不足していることを踏まえ、こうした人材の育成を着実に実施していく。	16.1, 16.5, 16.6, 16.a	グローバル指標(16.1.2) 10万人当たりの紛争関連の死者の数(性別、年齢、原因別)	内閣府 外務省 防衛省
	【能力構築支援】 国家安全保障戦略に基づき、国際的な安全保障環境の安定化・改善を図るため、途上国の軍等に対して、平素より継続的に人材育成や技術支援等を行う。		支援対象国への支援実績	
開発途上国等に対するテロ対策、治安改善等支援	①テロ対処能力構築向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組を各国政府や国際機関とも連携して行う。また、JICAが実施する技術協力を通じて、特に開発途上国からの研修員の受入れ、専門家派遣等を通じ、我が国警察の知見が生かせる国及び分野において開発途上国等の治安機関に対する支援を行う。	16.a	テロ対策及び治安改善分野における支援実績	警察庁、外務省、JICA

(法の支配の促進)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
第14回国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)(2020年日本開催)の実施及び政治宣言のフォローアップ	刑事司法分野における国連最大規模の会議である国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)が2020年に日本で開催されるところ、ホスト国として「法の支配の促進」につながる政治宣言をとりまとめ、その後のフォローアップなどを通じて各国の社会のあらゆるレベルに広めるよう働きかける。	16.3, 16.a	①コングレスへの出席者数 ②コングレスに関する広報活動実績 ③政治宣言の内容に即した活動実績	法務省他
日本法令の外国語訳の推進	我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳が、国内外を問わずインターネット等を通じて容易に利用し得る環境を整備するため、日本法令の外国語訳の作成・公開を推進する。	16.3, 16.10	法令外国語訳の公開法令数	法務省
国連アジア極東犯罪防止研修所の刑事司法に関する国際会議等での活動及び国連に協力して行う研修・セミナーを通じた国際的支援の発展・推進	国連アジア極東犯罪防止研修所を行う世界各国の刑事司法関係実務者を対象とした研修・セミナー等や国際会議等における活動を通じ、刑事司法分野の国際的支援を発展・推進していく。	16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.a, 16.b, 17.9, 17.17	研修参加人数	法務省、外務省、JICA
開発途上国に対する法制度整備支援の推進	平成25年5月に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」に基づき、開発途上国が行う法制度整備を支援するため、法案の起草や立法化プロセスの支援、法執行・運用機関や法を適用して紛争を解決する機関の能力向上支援、法・司法制度へのアクセス向上支援、及び人材育成支援を行う。	16.3, 16.6, 16.b	①本邦研修参加人数 ②共同研究招へい人数	法務省、外務省、JICA

8 SDGs実施推進の体制と手段

特に関連が深いと思われるSDGs:17(実施手段)

国内の施策

（マルチステークホルダー・パートナーシップ）	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
市民社会、民間企業等のSDGs実施への更なる参画	SDGsの国内外の実施に向けて、市民社会、民間企業等の更なる参画を促すことを目的として円卓会議を開催する。	17.17	円卓会議の開催回数	外務省他
環境側面に関するステークホルダーズ・ミーティングの開催	平成28年度から、SDGsの浸透と環境側面の実施を促進するため、先駆的な活動を共有し、相互に認め合い、更なる取組に弾みをつける場として、ステークホルダーズ・ミーティングを開催する。	17.7	ステークホルダーズ・ミーティング会の開催回数	環境省
日本ユネスコ国内委員会持続可能な開発目標（SDGs）推進特別分科会の設置・開催	日本ユネスコ国内委員会において、SDGsの実現に向けた推進方策を検討する。	17.17	日本ユネスコ国内委員会持続可能な開発目標（SDGs）推進特別分科会の開催回数	文部科学省

国外の施策

（国際協力におけるSDGs主流化）	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
開発協力大綱に基づく開発協力事業の実施	2030アジェンダ採択後の新しい時代の開発協力の基本方針として閣議決定された開発協力大綱（平成27年策定）に基づき、①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②普遍的価値の共有・平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取組を通じた持続可能な国際社会の構築、を重点課題とし、開発協力を推進する。			外務省
開発協力におけるSDGs主流化	国別援助方針に、SDGsの達成に向けた貢献の観点を盛り込む。	17	SDGsへの貢献の観点を新たに盛り込んだ国別援助方針の数	外務省
	二国間の新規開発協力案件（有償資金協力、無償資金協力（日本NGO連携無償を含む）、技術協力）につき、計画段階からSDGsの各ゴールへの貢献を目指すことを明確化した案件形成を推進する。また、その実施結果についてSDGsの観点からも評価を行う。		SDGsへの貢献を明確化して形成された新規案件の数	外務省 JICA

	我が国の開発協力事業に関する国際機関評価プロセスにおいて、SDGsへの貢献度を考慮に入れる。	開発協力に関わる各国国際機関等の専門分野における影響力・貢献を評価する際にSDGs達成への貢献度を考慮に入れる。	外務省
「人間の安全保障アプローチ」に基づく国際機関との連携促進	SDGsの各目標について、我が国ODAに係る第三者評価を実施し、SDGsに関わるODA政策へのフィードバックにつなげる。	ODA第三者評価案件のうち、SDGsの各目標を念頭に記した提案数	外務省
官民連携を通じたODAの取組	人間の安全保障アプローチの可視化を図るため、国際機関への拠出金等を通じてモデル案件を実施し、広報を強化する。	モデル案件の形成件数	外務省
人道と開発の連携促進	我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、途上国における人づくり、インフラシステム整備、貿易・投資促進のための環境整備等の分野で効果的な協力を進めていく。	中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の採択件数	外務省 JICA
	難民・避難民対応を含む人道危機に対する二国間及び国際機関経由の案件につき、計画段階から「人道と開発の連携」アプローチを念頭に記して案件形成を推進していく。	モデル案件の実施件数	外務省

(SDGs実施体制支援)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
開発途上国に対するSDGs実施体制支援	開発途上国のSDGs実施体制の構築を支援するため、国家戦略・実施指針等の策定を支援する際にSDGsの要素を盛り込む。また、開発途上国のSDGs国内指標作り等に対する協力を行う。	17.14	SDGs国家戦略・計画、指標等の策定を所掌する関係省庁に対する支援件数	外務省 JICA
SDGs実施のための持続可能な都市づくり支援	ASEANとの協力において、ESCモデル都市プログラム及びハイレベルセミナー(HLS)の実施により、SDGs達成に向けESC実現を支援する。	17.16, 11.3, 11.6	開始年度からのESCモデル都市プログラムに採択された都市数及びハイレベルセミナー参加都市数	環境省
統計に関する二国間交流や技術支援、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)に対する支援の強化及び国連におけるSDGsの指標測定に関する協力	① 統計分野における協力の覚書等に基づく二国間交流やJICAを通じた技術支援などの国際貢献を実施する。 ② SIAPにおけるSDGsのモニタリングのための統計作成能力向上研修等の事業の実施に対する支援を強化する。 ③ 国連におけるSDGs指標の測定に関する協力(職員派遣、SDGs関連国際会議開催のための拠出等)を実施する。	17.18, 17.19	① 二国間交流の実施状況、技術支援実施状況(専門家の派遣、研修員の受入れ等) ② SIAP研修コース修了者数(累計) ③ 国連統計部への拠出額	総務省

(資金動員)	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
途上国の税制・税務執行支援	途上国の国内資金動員を促進するため、国際機関等を通じ、途上国の税制・税務執行に関する技術支援・能力構築支援を実施する。	17.1	グローバル指標(17.1.1) GDPに占める政府歳入合計の割合 (収入源別)	財務省
社会貢献債の発行	JICA債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する。	17.3	①JICA債発行計画の実施状況 ②JICA債ののべ投資家数	JICA

2013.3.13

国際協力機構 農村開発部

JICA 農業・農村開発に関するポジションペーパー

1. はじめに

開発途上国の農業・農村開発に対する援助は 1970 年代初期の食料危機などを背景に「緑の革命」と呼ばれる高収量品種の導入や生産基盤への投資を核にした農業生産性の向上を目指す政策や農村総合開発等への支援のために 1960 年代後半から 1980 年代前半にかけて増大した。そして、食料需給に関しては全体としては一定の改善を見た。その後、第一次産品国際市況の低迷を背景に財政改革や社会セクターとの競合もあり、農業・農村開発への支援は減少した。2000 年代に入って新興国の消費増、バイオ燃料の問題等により食料の国際価格は徐々に上昇に転じていたが、2008 年以降の価格高騰により農業・農村開発分野の支援を見直す動きが本格化している。

本ポジションペーパーでは JICA の農業・農村開発分野の取り組みの方向性の大枠を記載するが、多岐に渡る個別の課題のより詳細な情報は課題別指針（農業・農村開発及び水産）を参照願いたい。

2. 農業・農村開発の目的

(1) 食料の安定供給

2011 年に 70 億人を超えた世界人口は国連/FAO の予測によると 2050 年には 91 億人に達すると見込まれており、その人口を養うためには約 60%の増産が必要と予測されている。また、開発途上国の栄養不足人口は 2010-2012 年において 8 億 5 千 2 百万人と見込まれ、依然として高い水準にある。地域的には栄養不足人口の割合が 35%以上という最も深刻な飢餓はサブサハラアフリカの諸国に集中しているうえ(WFP (2011))、近年はアフリカの角地域、サヘル地域等において旱魃等の被害が頻発している。加えて、中東・南アジア等の地域も栄養不足人口の割合の削減が必ずしも順調には進捗していない。

以上の様な状況を踏まえ、農業・農村開発の目的としては第一に農村部及び都市部双方の住民への食料の安定供給を図ることがあげられる。

また、開発途上国において食料の安定供給に貢献することは、世界の食料需給の安定、ひいては食料の多くを輸入に頼っている日本の食料安全保障につながる。

(2) 経済成長や貧困削減への貢献

開発途上国において 1 日 1.25 ドル以下の所得で生活している極度の貧困状

態にある人口の割合は近年低下しているとはいえ、2008 年で約 13 億人（開発途上国人口の 22.4%）を数え、2015 年でも約 10 億人（同 16.3%）と予測されている。地域的には貧困人口はサブサハラアフリカと南アジアに集中している。（2008 年で約 75%、2010 年で約 80%）（World Bank（2012）、UNDP（2012a））貧困層の 4 人に 3 人は農村部に居住しており、その多くが生計を農業に依存している。¹ また、農業の牽引する成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門が牽引する成長の少なくとも 2 倍に達するという報告もある（世界銀行（2008）、Barrett, Carter and Timmer（2010））。さらに、サブサハラアフリカ等所得水準の低い国においては GDP における農業分野の割合が高く（Low Income Countries² において約 25%）農業が経済成長の源泉としても期待されている場合が多い。

加えて、農業生産のみならず農業インプット、農業生産、出荷・加工（ポストハーベスト）、輸送・貯蔵、販売・流通という一連のバリューチェーンが機能することにより、大きな経済効果を生み出す。関連産業部門を含めた拡大農業部門が経済に占める割合は特に Middle Income Countries では農業単独に比べて 50%以上大きくなるという報告がある（世界銀行（2008）、De Ferranti 他（2005））。更にはこれまで必ずしも十分利用されていなかった未利用バイオマスの活用、植物の医薬品等への提供、下記に述べる自然環境や景観を活用しての観光、携帯電話の活用、生産者の加工・流通までを含めた経営等新しいビジネスを拡大すると一層の経済効果が期待できる。そしてこれら活動は農村部の雇用の拡大にも寄与する。

更に農村部の活性化或いは雇用の拡大という観点からは、これらの活動に加えて農外産業の振興も重要である。そのためにはインフラ整備を含む投資環境の改善や雇用を得るための教育・訓練が特に重要な要素となる。³

農業・農村開発は上記のような活動を通じ、開発途上国の経済成長や農村貧困の削減に貢献する。

(3) 農業の多面的機能・気候変動対策等

農業は自然に働きかけ、その力を利用して収穫を得るという行為であり、その性質上自然から受ける影響のみならず、自然に与える影響も大きいものとなっている。不適当な灌漑が水の希少化に拍車をかけたり、野放図な農地の拡大や管理不十分な営農が森林等の減少や生物多様性の減少或いは土壌

¹ Ravallion, Chen and Sangraula（2007）の 2002 年のデータによる分析結果

² 本ペーパーにおいては JICA の円借款供与条件表の所得階層との関係では Low Income Countries（貧困国）、Lower Middle Income Countries（低所得国及び中所得国）、Upper Middle Income Countries（中進国及び高所得国）という意味で用いる。

³ 更には都市への移住・通勤という問題も考えていく必要がある。

浸食を引き起こしたり、肥料・農薬の過度な利用が水質や土壌の汚染を招くおそれがあるなど不適切な農業が自然資源に損失を与え、地域の生活に大きな影響を与えた例は少なくない。

その反面、自然と調和して持続的に営まれる農業が提供する多様な恩恵についても広く認識されている。国土の保全や水資源の涵養、生物多様性や生態系の保全、大気・土壌・水質の保全、景観の保全などの多面的機能と呼ばれるものである。⁴ 現在 OECD 等ではこれを透明性が高く市場を阻害しない形で発揮させるための政策手法の在り方について議論が進められている。

このように農業・農村開発によりこの多面的機能を確保・発揮させることを通じて自然環境保全等に貢献する。

また、緩和・適応両面から気候変動対策に寄与する。

3. 農業・農村開発の特徴

(1) 気候・風土の影響を大きく受けること

農業においては気候、地形、土壌肥沃度、水資源等の立地条件により適用可能な生産技術が大きく左右され、ある地域で成功した技術が別の地域では再現性のない場合が多い。また、同一地域であっても年による気候条件の違いにより同様の結果が出るとは限らない。そのため、プロジェクト毎に対象地に適した導入種や生産技術を試行・実証し適切な技術体系を確立することが必要となる。

(2) 農家の特性

農家は農業の特徴や自らの経済環境を踏まえた対応をしがちである。これら行動には一見非効率に見えるものもあるが、必然的な選択である場合が多い。例えば新技術は特定環境における不確実性があるので、待機して他人の結果から学習したのちに自らが採用するかどうかを考えるため新技術の普及のペースが往々にして遅いものとなる。また、サブサハラアフリカ等の貧困国で信用や保険市場へのアクセスが制限される場合には収益率は低いが高リスクの小さい技術を選択する等である（世界銀行（2008）、de Janvry, Alain, Elisabeth Sadoulet（2006））。そのため、農家が収入向上のために必要な新技術或いは最適技術の導入等の行動を促すためには、十分な経済・社会調査、営農調査を通じて、農家サイドの制約要因を分析した上で取り組むことが重要である。同時に農家が資金面やリスク管理面から採用技術の検討の選択肢

⁴例えば OECD(2001)においては農業生産と関連する非農産物的効果の例として景観、種と生態系の多様性、土壌の質、水質、大気の質、水利用、土地の保全、温室効果ガス、農村の活性化、文化遺産等をあげている。

を広げられるように農業金融や農業保険等の制度整備と併せて支援を考えていくことが重要である。

(3) 長期的な取組が必須

農業生産活動は、上記 3.(1)の気候風土の影響を大きく受けることに加え、1 年にせいぜい 1 回～数回程度の生産サイクルであることなどから、開発努力が裨益効果を発揮するまでに長期間を要する。

4. 農業・農村開発支援に関する国際的な取組

2008 年の食料価格の高騰以来、この問題は現在に至るまで G8、G20 等において重要課題として協議されている。

2009 年 7 月のイタリア・ラクイラ G8 サミットではラクイラ食料安全保障イニシアティブが発表された。このイニシアティブでは人道支援やセーフティーネット、開放的な貿易政策と効率的な市場、グローバルパートナーシップの重要性に加え農業分野への投資を増大することが強調され、持続的な農業開発のために 3 年間で 220 億米ドルの資金が動員されることが表明された。さらに同年 11 月に開催された FAO 世界食料安全保障サミットにおいて「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ 5 原則」が採択された。5 原則とは各開発途上国の主体的な開発計画への投資、国や地域や世界レベルの戦略調整、包括的なツイントラックアップアプローチ（飢餓に直ちにに取り組む直接的行動と中長期的な農業開発）、多国間システムの強い役割の確保、投資パートナーの十分なコミットメントである。

その後も食料価格が高止まりしていることを背景に、国際社会の関心は引き続き高く、2011 年のフランスの G20 カンヌサミットでは「食料価格の乱高下及び農業に関する行動計画」を発表した。この行動計画では農業生産及び生産性の向上の重要性はうたわれているが、食料価格の変動というショックへの対策により焦点をあてており、農業市場情報システムや世界農業地理モニタリングイニシアティブに代表される市場情報と透明性の改善、食料価格高騰時に関係国が協議をする迅速対応ファーストフォーラムの設立を始めとする国際的な政策協調、農業及び食料安全保障のリスク管理のツールボックスや緊急人道支援備蓄を中心とする最も脆弱な人々における価格乱高下の影響の低減などが含まれている。

2012 年 5 月に米国キャンプデービッドで開催された G8 サミットにおいて、アフリカの食料安全保障について、食料安保及び栄養状態の改善により、今後 10 年間に 5000 万人を貧困から救うことを目指す「食料安全保障及び栄養のためのニューアライアンス」が発表された。この計画では特に

民間企業参入促進に焦点をあてており、世界農業安全保障プログラム（GAFSP）の拡充等による民間資本の動員、種子及び他の技術を拡大するパートナーシップの設立等による技術革新、農業リスク管理プラットフォームの設立等によるリスク削減と管理、栄養とのリンケージの強化などについて提言されている。また、エチオピア、ガーナ、タンザニア、象牙海岸、ブルキナファソ、モザンビークの 6 カ国を先駆国とし、協力枠組み合意文書の締結及び実施が進められており、日本はモザンビークについて米国共同議長国になっている。この枠組み文書の中では各国政府、ドナーに加え個別民間企業の具体的な意思表示を記載する形式になっている。

5. これまでの成果・教訓

(1) 成果

ア. 貧困人口割合の半減

農業・農村開発に密接に関連する MDG の目標のうち、MDG1 の「2015 年までに世界の貧困人口の割合を半減」については 2010 年に全世界としては目標は達成されたとの報告がある（World Bank（2012））。農業・農村開発のこの点への貢献度は小さくない。ただし、前述のように地域別に見るとサブサハラアフリカや南アジア等未だ目標達成していない地域もあり、国際社会としては更に努力が必要である。

イ. 栄養不足人口の割合の半減

過去の長年にわたる食料需要の増大に対応する供給量の増大や栄養不足人口の割合の減少に対する農業・農村開発の高い貢献は論を待たないが、もう一つの MDG1 の目標である「世界の飢餓に苦しむ人口の割合を 2015 年までに半減」については 1990-1992 年の 23.2%に対し 2010-2012 年において 14.9%と見込まれ（FAO（2012））、その達成のために更に努力を集中する必要がある。また、食料供給と栄養とのリンケージの重要性についても認識が高まっている。

ウ. 農業セクター成長率

農業セクター成長率はどれぐらいを達成すれば良いかということについては、各国における農業セクターの位置づけや農業のポテンシャル等により異なる面はあるが、次のような事例が参考となる。サブサハラアフリカを対象とした包括的アフリカ農業開発計画（CAADP）においては 6%の農業セクター成長率を目標としている。また、世銀の農業行動計画 2010-2012（World Bank（2009））では 5%を目標値として設定している。5%を目安として考えてみると 1961 年から 2011 年までの 40 年間で国毎に 5%を達成した年の全体に対する割合を見たところ、5 割以上の年で達成した国が開発途上国全体で

11.3%、一般的に農業セクターの位置づけが高い場合が多い Low Income Countries では 14.7%であった。これを 1990 年以降に限ってみると開発途上国全体では 16.5%、Low Income Countries では 32.4%であった。4 割以上の年で達成ということであれば開発途上国全体では 31.5%、Low Income Countries では 47.1%であり、ほぼ半数の Low Income Countries で実現ということである。5%の農業セクター成長率の達成は必ずしも容易ではないが、引き続き努力が必要である。

(2) 教訓

ア. 生産性向上分野支援の位置づけ

食料安定供給及び農業振興を通じた経済成長や農村貧困の削減という目標達成には、インプットから生産、流通（上流から下流）までのバリューチェーン全体の改善が必要となる。過去 20 年間の JICA の農業・農村分野の事業（個別のアドバイザー派遣等除くプロジェクトベースで実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力）を振り返ってみると農地整備・灌漑排水、農業機械・農業用資材、技術開発・普及、畜産などの生産増や生産性向上に直接関係する分野の支援と農村インフラやコミュニティー開発を含む農村開発分野の支援が全体の大半を占める。一方、法制度・組織、開発計画、土地運営等政策制度面の支援や流通、農産加工分野の支援や金融分野の支援は総じて少なかった。これはかつて JICA が中心的に協力していた 1970 年代、1980 年代頃のアジア地域においては、緑の革命に代表される穀物の生産量の増加に必要な研究開発、普及、改良種子、肥料、金融、貯蔵、流通のパッケージの多くの部分を政府が担い、かつ流通等を担う民間セクターも存在したので（Hazell（2012）またインドネシアのケースは頼（2007））、JICA が生産に直接関連する部分に集中しても他の部分も別途担保されていたため効果は上がったという経験等に依っている面が多いと考えられる。

現在、食料の安定供給が中心的課題になっているサブサハラアフリカにおいては、まずは生産増や生産性向上に貢献する支援が中心に行われるのは妥当と考えられる。ただし、この地域は市場が必ずしも整備されていない場合も多いので農産加工等を含む流通面や金融面も同時に見ていく必要がある。また、後に述べるように経済成長の進んだ国においては生産増や生産性向上に直接関係する分野よりも高付加価値農業、農産品の質、流通等ニーズにより焦点をあてた支援が必要と考えられる。更に現在の経済のグローバル化の進展により先進国を含めこれらニーズを貿易により満たす局面も増えている。開発途上国にとって農産物の輸出は大きな機会となっ

ており、そのための支援も必要である。

イ. マクロな視点の不足

上記 JICA の農業・農村分野事業の分析で述べているように政策・制度面の支援も限定的であったと言える。対象国の農業セクター全体の分析やこれを踏まえた中長期の開発戦略の検討、これに基づいた案件の形成を更に拡充し、政策制度面と実施面の支援をパッケージで行うことにより開発効果を高めることが可能となる。具体的には行政能力の向上、食料需給政策・食料価格安定化（補助金、価格支持、国境措置を含む）等の政策アドバイス、農業セクタープログラム財政支援、土地政策（責任ある農業投資原則の国レベルでの実現など）等が考えられる。

ウ. 各国における農業・農村開発分野の開発政策上の位置づけの変化への対応

上記（２）ア.で述べた過去 20 年間の JICA の農業・農村開発事業における生産増や生産性向上に直接関係する分野の支援と農村開発に関する支援が大宗を占めるという傾向は 5 年毎に区切ってみても内訳の変動はあるものの大きく変わっていない。開発計画策定支援などはむしろ減少傾向にある。一方、特に近年新興国を中心に著しい成長をとげている国も多く、それらの国においてはそれに伴い後述のように農業・農村開発の開発政策上の位置付け或いは政策の重点に変化が生じている。JICA としても従前のアプローチだけではない、こうした途上国のニーズに対応できるように体制を整備していく必要がある。

6. 今後の方向性

(1) 農業生産性向上と併せバリューチェーン全体を見た協力

アジア地域をはじめとして長年の経験を有する農業生産技術の開発・普及の実績や、稲作等の人的リソース、知見・ノウハウ等の日本の比較優位性を考慮し、農業生産性の向上の支援に取り組む。

また、その際、農業インプット、加工・流通・販売や関連農産物の振興も含めたバリューチェーン全体を見たうえで、改善点を見出し支援する。

(2) グローバルな課題への対応

ア.食料価格高騰への対応

2008 年に急激に上昇した食料価格は、2009 年にリーマンショックにより一旦急落、しかし 2010 年末頃から再び上昇し 2008 年レベルを凌駕、現時点でも高止まりしている。そのため国家レベルでは財政悪化、物価上昇、

政権の不安定化につながっており、世帯レベルでは食事の量・質の低下、社会的弱者を中心とした栄養不足、教育・保健等への支出の低下、世帯購買力の低下につながっている。

食料価格高騰の原因としては「薄く」変動しやすい国際市場構造、新興国の需要増、中長期的な供給サイドの制約、バイオ燃料生産拡大による需要増圧力など構造的な要因があるのに加え、天候不順や自然災害によるダメージ、投機の過熱、エネルギー価格の高騰などの短期的（ショック）要因が複合化したものと考えられている。

この問題に対するため途上国の農業生産基盤の確立を通じて生産性と自給率の向上を図るとともに、食料価格の高騰や天候不順等のショックに対する対応能力を強化するよう支援することが必要である。

JICA の具体的な取り組み例としては「アフリカ稲作振興のための協同体（CARD）」がある。2008 年から 2018 年までの 10 年間にサブサハラアフリカのコメ生産量を倍増する（1400 万トンから 2800 万トンへ）ことを目的とし、共同提案国である JICA、AGRA に加え Africa Rice、世銀等 10 以上の協力機関が参加し、対象国 23 か国に対し支援を進めている。

イ.気候変動対策

農業は地球温暖化により大きく影響を受ける。農業は UNFCCC（気候変動枠組条約）の目的を定める条文において「気候システムが危険な人為的干渉をもたらさない水準」を「食料生産を脅かさない時間的枠組内で達成する」と明記されるなど、気候変動適応対策において重要な役割を有している。同時に温暖化ガスの発生源のうち農業は約 14%を占め、主要なものの一つになっており、緩和面でも貢献できる部分が多い。灌漑・水管理分野、品種改良・病虫害対策等を通じた適応策、バイオエネルギーの利用、農地保全・管理の改善などの緩和策に寄与する協力を推進する。

(3) 農業・農村の実情（発展状況）に応じた適切なアプローチ

一国の経済発展の過程における農業・農村開発の役割の変化は国際経済環境、各国の自然・経済環境条件等により異なる面はあるが、概ね以下のような経過をたどっている。

即ち、所得水準の低い段階では国民への食料確保、経済成長への農業部門の貢献、通常大きな割合を占める農村部の人口の生計の維持等の理由により農業部門の役割が非常に大きく、開発の優先度が高い場合が多い。

この後経済成長の過程で、製造業、サービス業など農業以外の産業が拡大する中でそれら産業の成長率が農業を上回り、農業セクターからそれら産業

に労働力が移動する。その結果として国家経済に占める農業の割合が低下していく。加えて農村部門の労働力の割合も低下する。

一方国民の所得の向上に伴って国民の嗜好も穀物等を中心とした食事から野菜や果実などの高付加価値の農産物、畜産製品等への需要が拡大し、食料の品質や安全への関心も高まる。

そしてこのような経済成長に伴う農業の開発政策上の位置づけの変化により農業・農村開発で焦点をあてるべき点が変わっていくのでそれに応じた協力を行う必要がある。具体的な協力の方向性を以下に示す。ただし、各国を区分する厳密な基準はなく、また、一つの国の中でも都市近郊、平野部、高原部、山間部、条件不利地域などで条件が異なるので国全体に一律に方向性を当てはめるのではなく状況に応じた対応も必要となる。

ア. 自給のための農業が主体となる国

穀物を中心に食料の自給度を高め、安定供給を図る必要が高く、経済成長における農業部門の貢献度も高い国（概ね貧困国が多い。）

（ア） 支援内容

穀物を中心に栽培面積の拡大や単収の向上による生産量の増大に焦点をあてる。その際途上国側の技術レベルや所得水準を念頭に低投入の技術の開発・普及など持続可能なシステムの確立を目指す。併せて関連のバリューチェーンの整備にも貢献する。

（イ） 支援スタンス

途上国側の脆弱な体制を考慮してとりあえずオーナーシップ、自助努力といった基本原則は場合によっては弾力的に考え、人道的見地から目に見える成果（食料供給の改善）の発現に至るまで贈与（技術協力及び無償資金協力）を中心に重点的に支援を行う。

イ. 商業的農業への移行段階にある国

農家側では穀物生産が増加し、販売余力が大きくなる一方、需要側では非農家層の拡大と所得水準の向上により農産物需要（穀物主体からの野菜等多様化を含む）も拡大する。（概ね低所得国から中所得国が多い。）

（ア） 支援内容

国レベルでの安価で安定的な食料供給確保及び生産物の多角化への余力を確保する観点から穀物の生産性の更なる向上に努める。（コストを要する技術の導入も可能）一方都市近郊等適地においては高付加価値作物等の導入・生産拡大を支援する。その際消費者のニーズも変化する状況下で、農家が経営知識を習得し、農産物を消費地に必要な時に必要な量

をコンスタントに供給することが課題となる。

(イ) 支援のスタンス

途上国側のオーナーシップの意識を醸成しつつ資金協力に関しては国によっては引き続き無償資金協力も行うものの有償資金協力によるプロジェクト実施を慫慂する。

ウ. 商業的農業を中心的に行いうる国

穀物自給はほぼ達成され、また穀物、野菜、畜産等の専業農家が増え、自給のための農業の比重が減少。一方都市部の中間層の成長等により食の多様化の一層の進展、農産物の品質志向の拡大、食の外部化（大型スーパーマーケット・外食等）の進展等需要構造は更に変化。（概ね中進国以降が多い。）

(ア) 支援内容

食料需給のグローバル化の中で産業としての当該国の農業の競争力を確保し、あわせて輸入国の食料安全保障にも貢献することが課題である。また、上述の食の多様化の一層の進展、農産物の品質や安全への志向の拡大、食の外部化への対応も一層重要になる。これまでの長い期間にわたる協力のプロセスで築いてきた途上国側関係機関との信頼関係をベースにかかる Win-Win を構築するための調整においても貢献する。また、協調して貧困国等の農業開発を支援するパートナーとなりうる。

(イ) 支援スタンス

途上国側のオーナーシップを重視しつつ、民間セクターの活動の側面的支援にも注力する。日本の食料安全保障をも視野にかかる支援を通じて関係者のネットワークを維持する。

(4) 民間セクター参入の促進

農業生産に関連する主なプロセス・要素としては農業生産財の投入（種子、肥料、トラクターなど農業機械）、農業技術の研究開発、普及、生産、収穫後処理、流通、融資、関連のインフラ整備などが考えられるが、通常いずれのプロセス・要素にも公的機関に加え、民間企業が関与している。

開発途上国の中にはそういう民間セクターが十分育っていないことが原因の一つになって農業生産が向上しない場合も多く、農業・農村開発支援の際には民間企業の参入を促すことも考えながら事業を進めていく必要がある。

また、開発途上国の農業・農村開発を成功裏に進めるためには農業セクターの大多数を占める小農の支援が大変重要であるが、生産における民間投資についても小農への裨益を中心的に考える。Land Grab と呼ばれるような民間資本による無計画な大規模な土地の囲い込みや小規模農家に裨益しないよ

うな開発につながらないように万全を期する必要がある。国際的には「土地、漁業、林業の所有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」や「責任ある農業投資原則」の試行の推進が支持されている。JICA も例えばモザンビーク北部ナカラ回廊地域の農業開発を日本・ブラジル・モザンビーク三角協力によりブラジルのセラード農業開発の知見を活用して進めることで、民間資金を活用し、地域の小農の貧困削減・食料安全保障に貢献しつつ、経済成長にも貢献するプログラムを進めており、この中でこれらガイドライン・原則が実現されるような制度を提言することも検討している。

また、日本の民間企業も肥料（工場建設）、農業機械、生産、収穫後処理、流通、食品加工のような分野で開発途上国での投資を進めており、JICA としてもこれらとの連携や更なる投資促進も念頭において事業を進める。

(5)強靱性の強化

食料価格高騰への対応のところにおいても言及したとおり、価格高騰や天候不順等のショックに対する対応能力を高めることは非常に重要である。この強靱性強化の重要性については、特に最近の東日本大震災やタイの洪水被害に加え、繰り返し起こるアフリカの角地域等の干ばつ被害などを契機に更に重要性が高まっている。具体的な政策としては食料価格安定化を含む政策助言、防災面を含む灌漑等の施設整備、品種改良・普及、農業統計や備蓄体制の整備、コミュニティの対応能力の強化、天候保険の検討などが考えられる。

JICA としても農業・農村開発分野におけるタイの洪水対策としては短期的なニーズに応えるため、洪水被害で不足している飼料確保のための牧草地の生産力回復支援、灌漑排水施設の復旧・改修を支援に加え、災害に強い農業・農村づくりに向けた住民の危機管理能力の向上支援を実施中である。また、アフリカの角地域の旱魃の中期的対策としてはケニアやエチオピア等において干ばつの主な被災者である牧畜民地域における畜産マーケティング環境の整備、農業を行う農牧民に対する水インフラ整備等による安定的な農業生産活動への支援、天候保険の検討などを実施中である。

(6)平和構築

紛争後支援対象国はもともと基幹産業の一つが農業部門である国、紛争のため他に見るべき産業が育っていない国等農業・農村開発が重要な場合が多い。アフガニスタン、イラク、南スーダンなどこれに対しても優先的に取り組む。

(7) プログラムアプローチの強化及び国内外の連携・協調の推進

農業・農村分野の特徴を踏まえて、また発展状況に応じたアプローチに沿って、中長期的なシナリオの下に個々のプロジェクトを企画し、実施する。このシナリオの中では必要に応じ農業セクターに限らず、農村における水資源開発、教育・保健、運輸インフラ、情報通信、エネルギー供給なども視野に入れる必要がある。対象とする課題及びスキームを明確に定めて重点化し、メリハリのある事業運営を行う。近年農業・農村開発分野の有償資金協力、無償資金協力案件の実施件数は必ずしも多くないので、開発効果を高めるためにも資金協力を含めたプログラムの形成に努める。また、政策制度面と実施面の支援をパッケージで行うことにより開発効果を高めることを考える。

事業を通じて得られた知見を国際場裏で積極的に発信するなど国際的枠組みづくりに貢献する。また、開発効果の向上のために望ましいドナー連携を進める。

国内においても民間セクター、大学、地方自治体、NGO等との連携を強化する。

7. 地域別の課題

6. (3) の発展状況に応じたアプローチも踏まえた地域別の課題は以下の通り。ただし、国または国内の地域により状況は異なるので状況に応じた対応が必要である。

ア. 東南・東アジア

所得の高い国については農産物の品質、安全性の確保を含む流通の改善や社会的公正の観点から遅れた地域の改善等が重要である。所得の低い国については食用作物の生産性向上及び国内格差是正のための農村開発が課題である。また、官民連携による支援も念頭に置くと共に、アセアン地域においては、将来の域内の関税の自由化の方針を念頭に食料の需給政策等について域内の政策調整を踏まえたものを考えていく必要がある。

イ. 中央アジア・コーカサス

総じて農業生産は回復基調であるものの自給を達成していない国も多い。また、市場経済に即したバリューチェーン整備には継続的な支援が必要である。一部の国を除き水資源の制約がある中で土壌劣化への対応も必要である。

ウ. 南アジア

人口圧力の下、大きな貧困層と格差を抱える同地域では、最も脆弱なアフガンを除き主食の国内需給はようやく拮抗するも生産は不安定であり、

農業生産性は（東南アジア等の国と比べて）低く地域間格差が大きい。農村インフラの整備や高収量性品種の導入などによる生産性の向上、農産物の高付加価値化・多様化、地域間格差を縮めるための適正技術の開発と普及等、食料安全保障・農業農村開発のための支援が必要である。また、国によっては公的分配システムや農協組織の改革、民間の参入による流通の効率化やコールドチェーンの導入なども必要である。

エ. 中南米

生産余力のある国々（穀物輸出国）については日本の食料安全保障の観点からも官民連携を視野に入れた支援、その他の主要食料を輸入に頼る等の食料安保上の問題を抱える国々には、貧困層支援の側面も重視した生産性向上等の支援を行う。

オ. サブサハラアフリカ

自給率極めて低く、食料経費が家計に占める比重が大きい（最も脆弱）。また、栄養の問題も最も深刻な地域である。生産性は低いが開発ポテンシャルは比較的高く、小農を中心とした農業生産性の向上を軸としつつバリューチェーン全体の整備、市場指向の農業生産のアプローチ、民間セクターとの連携の促進等が主要な課題である。さらに気候変動の影響により旱ばつや洪水などの自然災害が頻発する傾向にあり農村地域の強靱性強化も重要な課題である。

カ. 北アフリカ・中近東

ほとんどの国の自給率は低く、生産ポテンシャルも高くない。重要穀物の自給に焦点を絞り、食料安全保障の観点から支援を実施する。水資源が希少であり水利用効率の改善も重要である。

以上

参考文献

1. OECD(1998)『農業大臣会合コミュニケ』
2. OECD(2010)『農業大臣会合コミュニケ』
3. 秋山孝允、秋山スザンヌ、湊直信(2002)『開発援助戦略の変遷と展望』FASID
4. 外務省・農林水産省(2009)『食料安全保障のための海外投資促進に関する指針』
5. 外務省(2010)『責任ある農業投資に関するラウンドテーブル』
6. 国際協力機構(2010)『開発課題別指針 水産』
7. 国際協力機構(2011a)『課題別指針 農業・農村開発』

8. 国際協力機構（2011b）『近年の食料価格高騰と JICA の対応案』
9. 国際協力銀行開発金融研究所（1999）『インドネシア コメ流通の現状と課題』 JBIC Research Paper Series No.5
10. 国際農林業協力協会（1994）『国連開発計画 人的開発と持続的農業—1990年代とそれ以降の農業開発協力』（UNDP Guidebook “Human Development and Sustainable Agriculture, Agricultural Cooperation in the 1990’s and Beyond”の翻訳）
11. 国際農林業協力協会（1998）『我が国の農林業開発協力 40 年史』
12. 成長開発委員会（2009）『世界銀行 経済成長レポート』 一灯舎
13. 荳林幹太郎、木下幸雄、竹田麻里（2012）『世界の農業環境政策』 農林統計協会
14. 世界銀行（1982）『世界開発報告 1982』
15. 世界銀行（2008）『世界開発報告 2008』
16. 坪田邦夫（2006）『アジア諸国の農業と国別格差の要因』国際農林業協力 Vol29, No.2、2-15
17. 農業・生物系特定産業技術研究機構（2006）『最新農業技術辞典』 農文協
18. 農林水産省（2012）『海外食料需給レポート（Monthly Report 6 月）』
19. 速水佑次郎、神門善久（2002）『農業経済論 新版』
20. 頼俊輔（2007）『インドネシアにおける緊縮財政と米価安定政策の縮小』 横浜国際社会科学研究所第 12 巻 3 号、93-109
21. Barrett, Christopher B., Michael R. Carter, and C. Peter Timmer (2010) “A Century Long Perspective on Agricultural Development” American Journal of Agricultural Economics 92 (2) : 447-68
22. Christiaensen, Luc, Lionel Demery and Jesper Kühl (2010) “The (evolving) Role of Agriculture in Poverty Reduction: an Empirical Perspective” UNU-Wider Working Paper No.2010/36
23. de Ferranti, David, Guillermo E. Perry, William Foster, Daniel Lederman, and Alberto Valdes (2005) “Beyond the City: Rural Contribution to the Development” Washington D.C.: World Bank
24. de Janvry, Alain, Elisabeth Sadoulet (2006) “Progress of Modeling of Rural Household's Behavior under Market Failures” in Alain de Janvry and Ravi Kanbur, “Poverty, Inequality and Development: Essays in Honor of Erik Thorbeck”. New York: Kluwer Publishing
25. de Janvry, Alain (2009) “Agriculture for Development – Implications for Agro-industries” in Carlos A. da Silva, Doyle Baker, Andrew W. Shepherd, Chakib Jenane and Sergio Miranda-da-Cruz “Agro-industries for

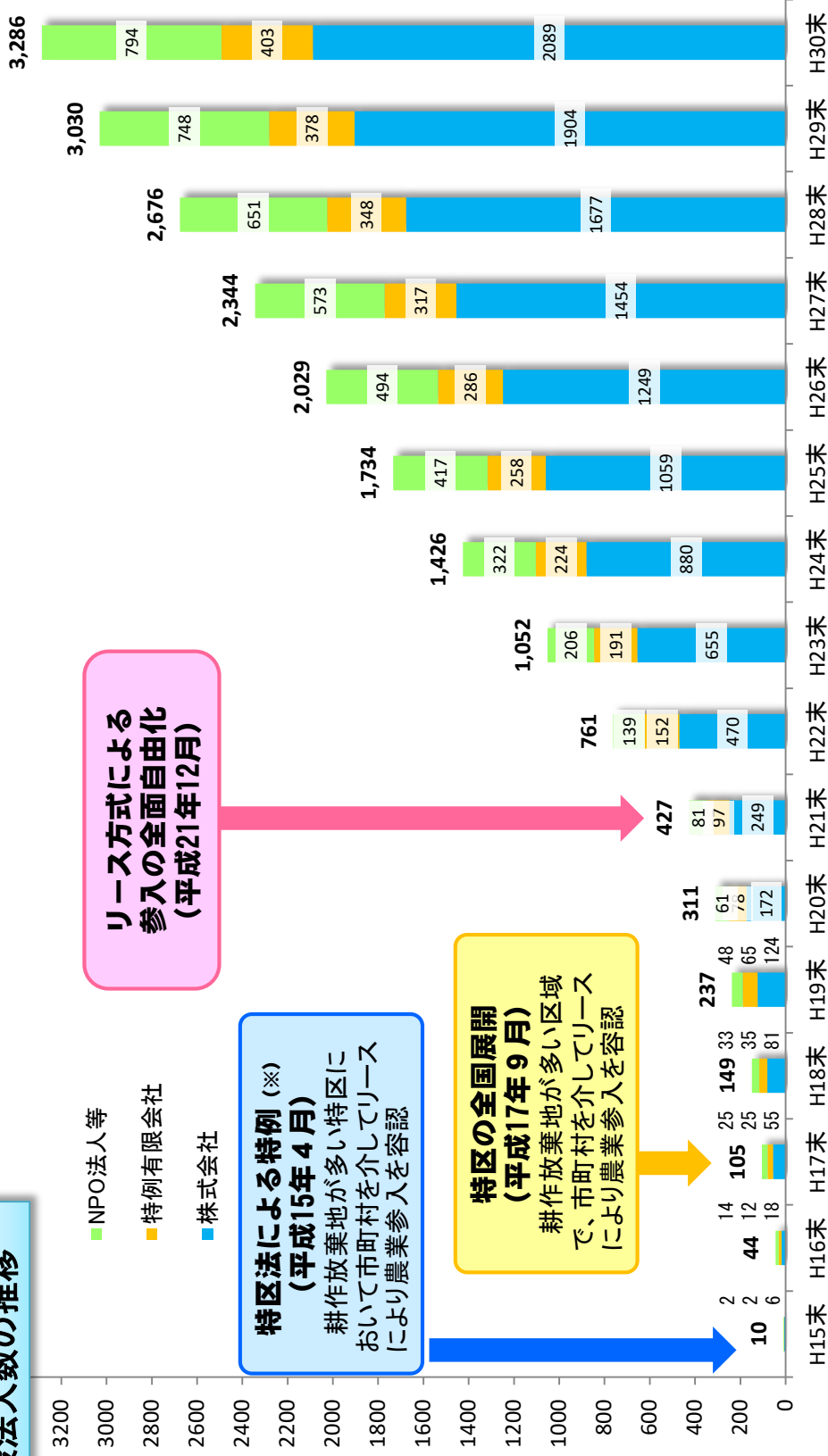
Development” FAO and CABI

26. FAO (2010) “The State of Food Insecurity in the World 2010”
27. FAO(2012)”The State of Food Insecurity in the World 2012”
28. Hazell, Peter, Colin Poulton, Steve Wiggins, and Andrew Dorward(2007)
“The Future of Small Farms for Poverty Reduction and Growth” IFPRI 2020
Discussion Paper 42
29. Hazell, Peter B.R.(2012) “Option for African Agriculture in an Era of High
Food and Energy Prices” Elmhirst Lecture 27th International Conference of
Agricultural Economists, Fos do Iguacu, Brazil
30. Heisey, Paul, W., Maximina A.Lantican, and H. J. Dubin (2002) “Impacts of
International Wheat Breeding Research in Developing Countries 1966-97”
CIMMYT
31. JICA(2012) “Agricultural Transformation & Food Security 2040-ASEAN
Region with a Focus on Vietnam, Indonesia, and Philippines (Executive
Summery)”
32. OECD(2001),”Multifunctionality Towards an analytical framework”
33. Ravallion,Martin, Shaohua Chen, and Prem Sangraula (2007) “New
Evidence on the Urbanization of Global Poverty” Background paper for the
WDR 2008
34. UNDP(2012a) “The Millennium Development Goals Report 2012”
35. UNDP(2012b) “Africa Human Development Report 2012”
36. WFP(2011) “Hunger Map 2011”
37. World Bank (2003) “Reaching The Rural Poor-A Renewed Strategy for Rural
Development”
38. World Bank(2005)”Meeting the Challenges of Africa’s Development : A World
Bank Group Action Plan”
39. World Bank(2007)”World Development Report 2008:Agriculture for
Development”
40. World Bank(2009a)”World Bank Group Agriculture Action Plan:
FY2010-2012”
41. World Bank(2009b) “World Development Report 2010 Development and
Climate Change”
42. World Bank (2011) “Growth and Productivity in Agriculture and Agribusiness “
43. World Bank(2012)”Global Monitoring Report 2012”

一般法人の農業参入の動向

農地を利用して農業経営を行う一般法人は平成30年12月末現在で3,286法人。平成21年の農地法改正によりリース方式による参入を全面自由化し、改正前の約5倍のペースで増加している。

〇一般法人数の推移



リース方式による
参入の全面自由化
(平成21年12月)

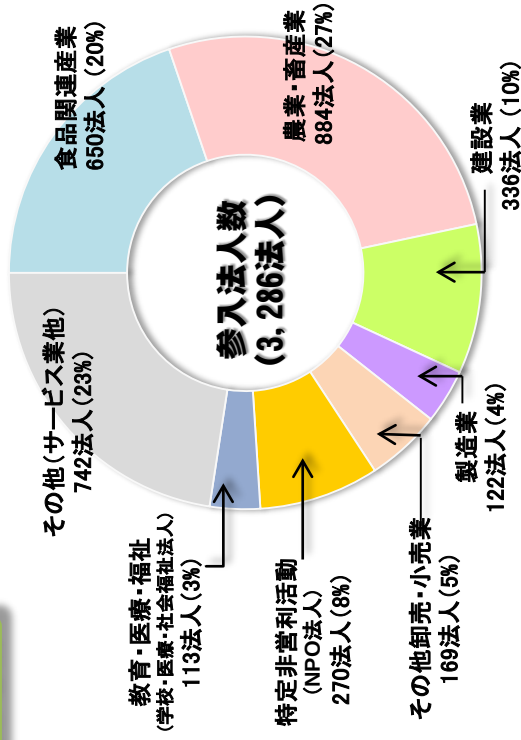
特区法による特例 (※)
(平成15年4月)
耕作放棄地が多い特区に
おいて市町村を介してリース
により農業参入を容認

特区の全国展開
(平成17年9月)
耕作放棄地が多い区域
で、市町村を介してリース
により農業参入を容認

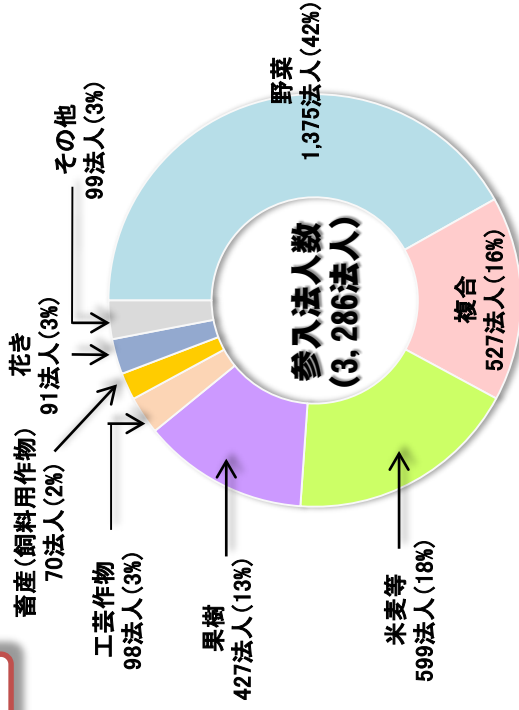
※ 構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で、農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とした（農地法の特例）

一般法人の業務形態別・営農作物別・農地面積規模別内訳

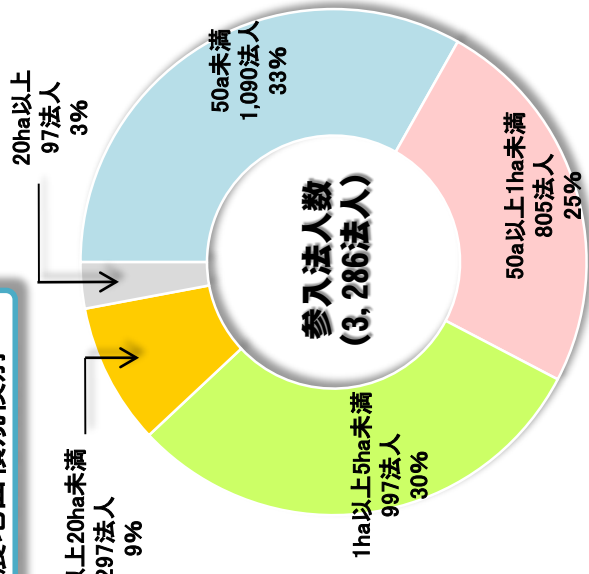
業務形態別



営農作物別



借入農地面積規模別



一般法人の
借入面積の合計

10,020ha

1法人当たりの
平均面積

3.0ha



Food and Agriculture
Organization of the
United Nations

資料4

2017

要約版

世界食料農業白書 2017年報告

包摂的な農村変革に向けた
食料システムの強化

JAICAF ジェイカフ



バングラデシュ

FAOは、都市部において、街頭での安全な食物販売を促進し、また食品安全性の監視を強化している。

©FAO

本書の原文は、国際連合食糧農業機関（FAO）によって発行された「The State of Food and Agriculture 2017: In brief」であり、日本語版は（公社）国際農林業協働協会が作成した。翻訳に不一致がある場合には、原文が優先される。

本書において使用している名称および資料の表示は、いかなる国、領土、市もしくは地域、またはその関係当局の法的地位に関する、またはその地域もしくは境界の決定に関するFAOのいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業、製品についての言及は、特許のあるなしにかかわらず、言及のない類似の他者よりも優先してFAOに是認されたり推薦されたものではない。

©JAICAF, 2018 (Japanese edition)

©FAO, 2017 (English edition)

IN BRIEF

2017

THE STATE OF FOOD AND AGRICULTURE

**LEVERAGING FOOD
SYSTEMS FOR INCLUSIVE
RURAL TRANSFORMATION**

要約版

世界食料農業白書

2017年報告

**包摂的な農村変革に向けた
食料システムの強化**

Published by arrangement with the Food and Agriculture Organization of the United Nations

by

Japan Association for International Collaboration of Agriculture and Forestry

目次

本書は、国連食糧農業機関（FAO）が発行したメインレポート『The State of Food and Agriculture 2017』の内容に基づいており、図表の番号はメインレポートに準じている。

序文	5
総合要約	9
▶ 図2 各地域の主要国の総人口に占める農村・都市の貧困者および非貧困者の割合の推移（1990年代～2010年代）	10
現在進行中の変革とその課題	12
農村の変革に向けた食料システムの強化	13
▶ 図18 農外雇用のシェア率の推移および農業生産性の増加（1990年代～2010年代）	14
▶ 図20 インドネシアにおける食品および飲料部門の付加価値の推移（1990～2013年）	15
▶ 図10 開発途上地域の主要な国々における主食消費量と1人当たりGDPとの相関関係（2010年）	16
▶ 図11 開発途上地域の主要な国々における動物性食品消費量と1人当たりGDPとの相関関係（2010年）	16
▶ 図12 農村地域と小規模都市とを結びつける食料システム・バリューチェーン	17
▶ 図6 農村-都市スペクトルに沿う人口分布（世界および地域別、2000年）	18
▶ 図22 農業テリトリーに対する投資の地理的範囲と支配責任の類型	19
営農システムも適応が必要	20
▶ 図16 地域別に見た農村人口1人当たり土地面積の変化（1970～2050年）	21
より広い見地に立った取り組みを	22
▶ 図21 世界全体および準地域別に見た農業雇用における女性シェア率	24

表紙写真

ホイアン（ベトナム）。屋台の調理風景。
©Robert Fransis/robertharding

序文

2年前に採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」において、国際社会は、飢餓と貧困を根絶するとの目標に加え、農業の持続可能化、すべての人のための健康な生活とまともな仕事の確保、不平等の是正および経済成長の包摂化を含むその他の重要な目標を達成することを決意した。2030年の達成期限まで13年しか残っていない現時点において、持続可能な開発目標を達成するためには、協調した行動が必要である。

世界には8億1,500万人が慢性的栄養不良状態にあるとするFAOの新しい推計値ほど明確な注意喚起信号は、他にないであろう。飢えた人々のほとんどは、低所得国および低位中所得国に住んでおり、このような国々の多くは今もなお、経済の構造的変革に向けた前進を必要としている。変革を成功させたその他の開発途上国において変革を進める原動力となったのは、農業の生産性向上であり、その結果、農業分野から製造業、工業およびサービス産業への人口および資源の移動が発生し、1人当たり国民所得が大きく増加し、貧困と飢餓が急激に減少した。こうした変革プロセスに立ち遅れた諸国は、主としてサハラ以南のアフリカおよび南アジアに集中している。そうした国々の大部分に共通した特徴は、農業における雇用の割合が大きく、飢餓と栄養不良が広範囲にわたり、貧困の度合いが高いことである。最新の推計値によれば、低所得国および低位中所得国のおよそ17億5,000万の人々は、1日当たり3.10USドル以下で生活しており、また5億8,000万以上の人々は慢性的な栄養不良状態にある。

これらの諸国における飢餓と貧困の根絶の見通しに影を投げかけている要因は、自給農業の低い生産性、限定された工業化の範囲、そして何より、高い人口増加率と爆発的な都市化である。2015年から2030年までの間に、それらの国々の総人口は、35億人からほぼ45億人まで、25%増加するものと予測されている。都市人口はその2倍の速さで増加し、13億人から20億人になるものと予測されている。サハラ以南のアフリカでは、15~24歳の人口は2030年までに9,000万人以上増加し、しかもそのほとんどは、農村人口であると予測されている。過酷な貧困生活の見通しに直面する若年の農村住民は、都市に移住する以外に選択肢がほとんどなく、しかも都市環境の中でありつける働き口の数や彼らの人数が上回る可能性があるため、単に少しばかり暮らし向きが良くなるだけであるというリスクを伴う。

本報告書の全体的な結論は、2030年アジェンダの実現は、貧しく飢えた人々のほとんどが住む農村地帯の進歩に決定的に左右されるということである。報告書は、1990年代以降、多くの国々における農村変革によって、貧困ライン以上の生活を送る農村住民の数が、7億5,000万人以上増加するに至ったことを示している。その流れに立ち遅れた国々において同様の結果を達成するため、報告書は、食料システムの巨大な未開発の潜在力を強化することにより、農産工業の開発を推進し、小規模農家の生

産性と所得を向上し、さらに食品供給およびバリューチェーンの諸部分を拡大し、農外雇用を創出する全体的戦略を概説している。このような包摂的な農村変革は、農村の貧困の根絶に寄与すると同時に、都市部における貧困と栄養不良を終わらせるのに役立つものと期待される。

包摂的農村変革を推進することになる主要な原動力は、都市部の食料市場で増加しつつある需要であり、都市部の市場は、大きな農村人口を抱える国々においてさえ、食料供給量の70%までも消費するような市場である。より高い収入のお陰で、都市部消費者は食事の内容を大きく変化させており、主食から離れて、より高い価値の魚、肉、卵、乳製品、果物、野菜に向かい、そして一般的により多くの加工食品に向かっている。サハラ以南アフリカの都市部食料市場の価格は、2010年から2030年までの間に、1,500億USドルから5,000億USドルに成長するものと予測されている。

このように都市化は、農業にとって絶好の機会を提供している一方で、無数の家族経営の小規模農家にとって課題を提起するものでもある。利益性のより高い市場が誘因となり、食料生産の大規模商業農場への集中、大手加工業者と小売り業者が優位性を持つバリューチェーン、そして小規模農家の排除が発生するようになる可能性がある。都市部の食料需要を充足する分野に小規模生産者が十分に参加することを確保するためには、以下のような政策的措置が必要である——小規模生産者が投入財にアクセスする際の障壁の軽減、環境的に持続可能な取組みと技術の採用の促進、貸付資金と市場へのアクセスの増加、農業機械化の促進、農業普及システムの活性化、土地保有権の強化、公正な供給契約の確保、および小規模生産者組織の強化。都市での需要がどのような規模のものであったとしても、それだけでは小規模農業のための生産および市場条件を改善することにはならない。支援を伴う公的政策や投資が、包摂的農村変革の肝要な柱である。

2番目の柱は、農産工業の開発と、農村地域と都市市場とを結びつけるのに必要なインフラの整備である。今後、多くの小規模農家が農業を離れる可能性があり、その大部分は、生産性が大幅に低い農村経済の中では適正な働き口を見つけることができなくなるであろう。農村地帯における、活力のある農産工業セクターとサービス産業の成長によって、特に女性と若年層のために、地域経済の中で雇用が創出され、その結果所得が増加し、栄養、健康および食料安全保障の全体的な向上を支えることになるものと予想される。

農業を基盤とする多くの経済において、農産工業はすでに大きな分野となっている。サハラ以南アフリカでは、大部分の国々において、食品・飲料加工が製造業による付加価値の30~50%を占めており、中には80%以上を占める国もある。しかしながら、農産工業の成長は、基礎的インフラの不足によって妨げられている場合が多い。インフラとはすなわち、農村部における道路や電力網をはじめとする貯蔵設備および保冷運送手段等である。多くの低所得国において、このような阻害要因は、公的および民間部門投資の不足によって一層深刻化している。

包摂的農村変革の3番目の柱は、農村開発計画におけるテリトリアル・フォーカス（圏域に焦点を絞ること）であり、その狙いは、中心となる小都市とその周辺農村部との間の物理的・社会的・政治的つながりの強化である。開発途上世界では、総都市人口の約半分、すなわち約15億人の人々が、住民数50万人以下の小都市や町に住んでいる。政策責任者や立案者からは疎かにされる場合が非常に多いのであるが、小都市や町の圏域ネットワークは、農村部の住民にとっては重要な拠点である——彼らが、種子を購入し、子供たちを学校に通わせ、医療やその他のサービスにアクセスする場所である。

最近の研究によれば、農村経済の開発は、このような小規模の都市区域の開発と一体化した場合の方が、より速やかであり、しかも通常の場合、より包摂的である場合が多いことが明らかにされている。本報告書で説明したアグロテリトリアル（農業圏域）開発のアプローチでは、小都市や町と、それらの農村「管轄区域」とのつながりは、生産者、農産加工業者と付随的サービス産業、ならびに、食品生産と消費に関わる地域の流通組織を含むその他の食品バリューチェーンの川下部分を結びつけるインフラ整備事業および政策を通して強化される。当該アプローチの事例としては、時には数百kmにも達する輸送経路が生産地域を小規模都市拠点に結びつける農業回廊地帯（アグロコリドール）や、食料生産者、加工業者および諸施設をネットワークで連結し、共通した課題に対応する農業クラスターが含まれる。

農村・都市複合体内において仲立ち機能を果たし、生産物を販売し経済成長の利益を共有する、より多くの機会を小規模農家に提供するという小都市や町の触媒的役割を認識することが、政策責任者に強く求められる。小都市や町はまた、繁栄するサービス産業分野の拠点としても役立つことができ、そのことは農村地域における裾野の広い経済成長と、経済全体としての構造変革の原動力となるものと期待される。

FAOは1947年以降毎年、『世界食料農業白書』を発行している。それ以来の農業における進歩は、食料生産における飛躍的發展を達成し、世界の食料安全保障を強化し、構造変革を支え、それが世界人口の大部分に繁栄をもたらした。しかしながら、世界全体の推定では、8億1,500万人の人々が今もなお慢性的飢餓に苦しみ、それ以上の多数の人々が貧困の中に生きており、その現状を考えるならば、依然としてやるべきことが多く残っている。経済成長がもっと包摂的なものにならない限り、2030年までに貧困を終わらせ、「ゼロ・ハンガー（飢餓をなくす）」を達成するという世界の目標には到達できないことになる。人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、連帯（Partnership）および平和（Peace）の5つのPを提供する世界において、「取り残された」人々が正当な場所を確実に占められるようにするため、国際社会は今まさに力を合わせなければならない。



ジョゼ・グラチアノ・ダ・シルバ

FAO事務局長



キューバ、ハバナ
都市近郊農業を行う
協同組合による作物栽培
©FAO

総合要約

1990年代以降、めざましい経済発展を遂げてきた開発途上国では、中等度の貧困ラインを上回る暮らしを送る人々の数が16億人以上も増加した。この中には農村部に暮らし続ける7億5,000万人も含まれており、農村開発が、これまでも、そしてこれからも、飢餓や貧困の解消にとって不可欠であることを示している。本書は、低所得国で目下進行中の経済構造および農村の変革と食料システムへの影響、さらには、変革が何百万もの小規模食料生産者にもたらす機会と課題を分析している。また、「アグロテリトリアル（農業圏域に基づく）」プランニングアプローチ、すなわち、従来の農産工業開発に加えて、都市や町とその周辺の農村部とを結びつけることに重点を置いたアプローチが、いかに食料システムを強化し、持続可能かつ包摂的な農村振興を促すことができるかを示している。報告書はさらに、農村の変革が自動的に貧困の削減や食料安全保障の改善につながるわけではないという点を強調す

る。変革には、政策立案者による政策選択がきわめて重要となる。

過去には、経済の基盤が農業から工業・サービス業に転換したのに伴い、農村から都市への大規模な人口移動が生じた。東アジアや東南アジアでは、1960年代以降、農業生産性の大幅な向上にも

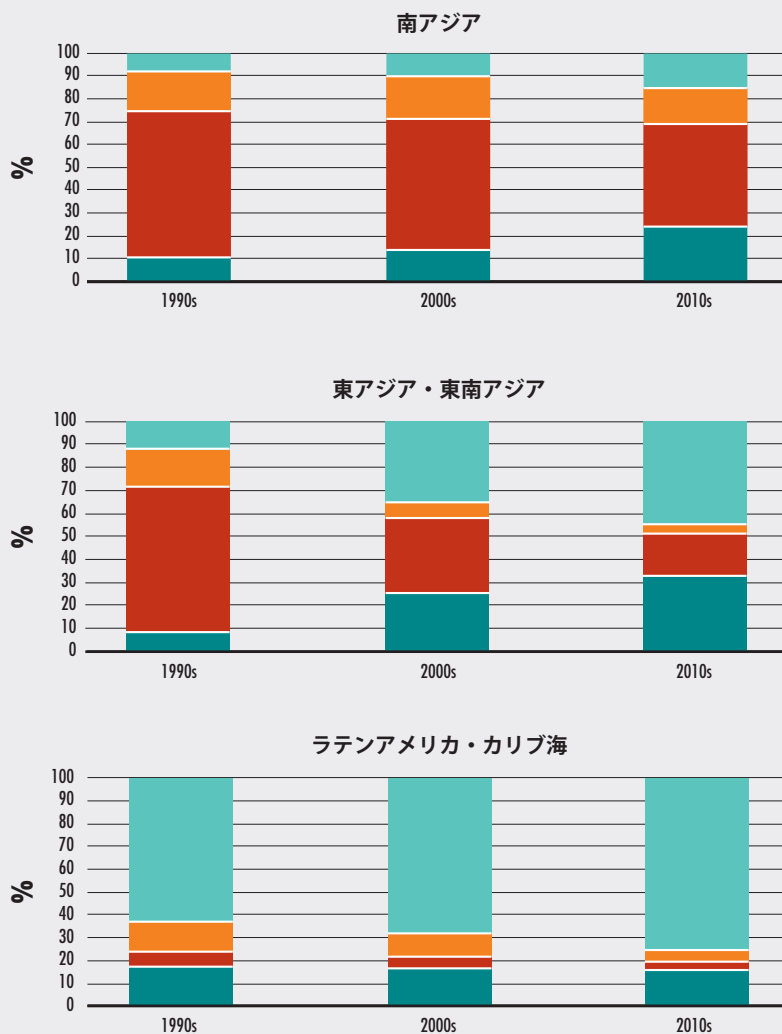
かわらず、人々が農村から移出し、総人口に占める農村人口の割合が、それまでの7割からおおよそ5割にまで減少した。移出の最大要因は、製造業や関連サービス業の急激

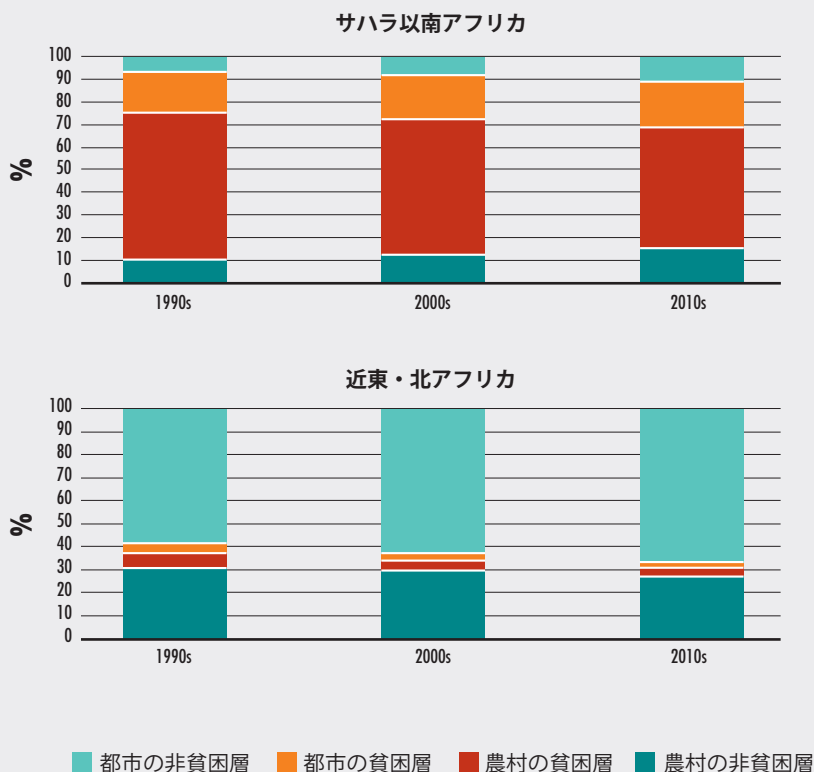
な成長に伴う所得の増大であった。すべてのセクターで生産性が向上したことが経済構造および農村の変革の原動力となり、農村から

**農村地域における
経済成長は、
何百万の人々を
貧困から救い上げる
一助となってきた。**

経済成長は、社会保護やインフラ開発、地域経済の振興に向けた政策と結びつけば、2030年までに飢餓を終結させるための不可欠な要素となるだろう。

図2 各地域の主要国の総人口に占める農村・都市の貧困者および非貧困者の割合の推移 (1990年代～2010年代)





注：ここで使われている「貧困ライン」は、中等度、すなわち1日当たり3.10 US ドル（2011年の購買力平価に基づく）以下での生活を指す。グラフはデータが入手できる以下の国々を含んでいる。東アジア・東南アジア：カンボジア、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム。南アジア：バングラデシュ、ネパール、インド。ラテンアメリカ・カリブ海：ブラジル、カンボジア、ドミニカ共和国、グアテマラ、ニカラグア、ペルー。サハラ以南アフリカ：ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ共和国、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエ。近東・北アフリカ：イラン、タジキスタン、チュニジア、トルコ。

出典：World Bank and IFAD (2016) に基づくFAOの算出。

» 都市への移住を促した一方で、総体的な貧困の大幅な削減にもつながった。ところが、21世紀になって浮上してきたさまざまな課題は、今日の農村変革が、かつてのこうした変化とは異なることを示唆している。■

現在進行中の変革とその課題

かつての変革の最大の推進要因であった産業化は、現在、サハラ以南アフリカの大半の国では見られず、南アジアでも停滞気味である。サハラ以南アフリカで進行してきた急速な都市化は、それに見合った製造部門や近代サービス部門の成長を伴っていない。生産性の低い農業から離脱した人々は、ほとんどの場合、同様に生産性の低い都市部のインフォーマルセクターのサービス業に転じている。こうした転業による恩恵はごくわずかである。1990年代以降、サハラ以南アフリカの貧困率はほぼ横ばい状態であり、貧困人口の絶対数は増えている。アフリカの貧しい農村住民の多くは、都市部に移住しても貧困から抜け出せず、すでに大勢いる都市部の貧困層に加わるにすぎない。同様の動きは南アジアでもみられる——同地域では、農村の貧困層は、都市部に移住するよりも、むしろ農村部に留まることで貧困をまぬがれる傾向が強い。

とりわけサハラ以南アフリカでは、今後数十年で若年人口の大幅な増加が見込まれ、若者への雇用創出が大きな課題となる。2015年から2030年にかけて、アフリカとアジアの人

口の総和は56億人から66億人超に増えると予想されている。同時期に、世界の15～24歳の人口はおよそ1億人増えて13億人になるとみられ、そのほとんどがサハラ以南アフリカ、特に農村部で生じるとみられる。若年人口の空前の増加を受け、多くの低所得国は、労働市場に新たに参入する何百万もの労働者に適正な雇用を提供しなければならないという課題に直面している。離農したものの地元の非農業部門で職を見つけられない労働者は、他の土地で仕事を求めるよりほかに、季節的または恒久的な移住に至る。教育の機会や基礎サービスへのアクセス改善も移住の重要な動機ではあるが、多くの場合は、職や収入機会の向上を求めて移住するのである。

世界では5億世帯もの小規模農家が、農村の構造変化から取り残されるリスクにさらされている。世界の投入市場の主流を占めるアグリビジネスは、途上国における生産資源の乏しい小規模農家のために技術開発を行うインセンティブをほとんど持っていない。しかし、小規模農家や家族農家は、サハラ以南アフリカとアジアにおける食料供給の8割を生産しており、こうした農家の生産性の改善に向けた投資が急務といえる。多くの小規模生産者はこの先、フードバリューチェーンの川下——そこでは、中核をなす大規模な加工業者や小売業者が、農家との契約取引を用いて供給量を調整したり、食品の品質や安全性の厳格な基準を定めている——において目下進行中の構造変化に適応していかなければならず、こうした要件に適応できない小規模農家は取り残さ

れかねない。国際貿易の拡大は、生産性や競争力を高める刺激となりうる反面、都市部の消費者がより安価な輸入食品を選択すれば、地方生産者の国内市場へのアクセスが制限される恐れもある。かつては東アジアやラテンアメリカの国内市場の発展を助けてきた輸入規制措置が現在は発動しにくくなっているという点も、国内生産者が抱える課題をより困難なものにしている。

農業が自然資源の制約や気候変動の影響にかつてなく直面する一方、都市化や人口増加、所得増大が、食料需要を一気に押し上げている。世界人口は現在の73億人から2050年には98億人近くにまで膨らみ、増加の大部分は開発途上地域で生じると予想される。低所得国の人口は14億人に倍増する可能性がある。人類の食料消費をまかなうには、今世紀の半ばまでに、食料その他の農産物の生産を2012年のレベルから5割増やす必要がある。一方で、途上国では都市化と富裕化が進んだことで「栄養転換」が生じ、動物性たんぱく質の消費量が増えている。これにより、家畜の大幅な増産や、それに伴う資源の集約的な利用も不可避となるであろう。こうした傾向は、農業や食料システムにも影響を及ぼす。農業や食料システムは、かつてない気候変動や自然資源制約にうまく対処しつつ、生産性を高め、多様化を進めるために、大幅な適応を図らなければならない。農家の生計を保護・向上させつつ、いかに少ない資源でより多くを生産するかが、グローバルな課題となる。

前述の4つの最重要課題に対処するには、食料システムについて、また、食料システムがいかに農村と都市の両経済に変化をもたらしているかについて把

握するとともに、農村と都市のつながりについて、また、世界の食料消費をまかなう農家や営農システムが、複雑で変化する需要にどう適応していくべきかに

ついて熟知しておくことが求められる。こうした理解を深めることで、飢餓と貧困を解消し、誰もが繁栄の恩恵にあずかれる包摂的な農村変革に向けて食料システムを強化する方法についての知見が得られるであろう。■

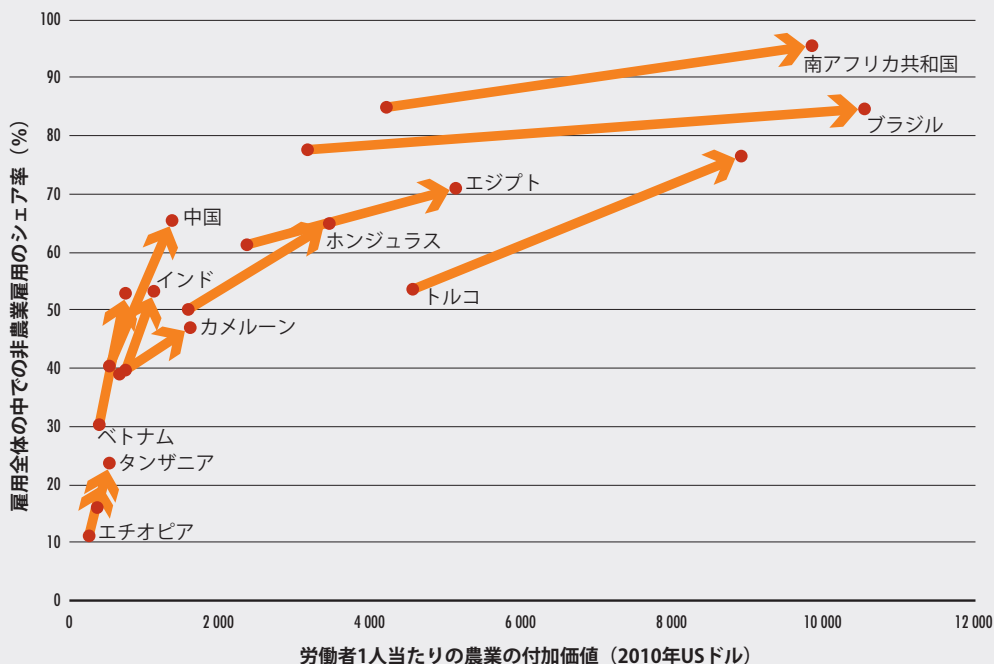
急速に人口が増加する一方で産業化の見通しに乏しい国において

若者への雇用を創出するためには、食品加工やサービス業、アグリツーリズムといった農場および農場外での適正な働き口の力強い成長が求められる。

農村の変革に向けた食料システムの強化

産業化の見通しに乏しく変革に向けて移行中の国では、農産工業が離農者の雇用の重要な受け皿となりうる。ある試算によると、現在の動向を変えるための手立てが何ら打たれなければ、農業市場の統合が進み、今後数十年で17億人もの男女の農業者が農業を離れることになるという。農業から労働力が流出し、離村の圧力が増すと、変革に向けて移行中の国は、食品加工や販売といった農場外の農業関連活動での雇用を生み出す必要に迫られる。こうした状況下において、食料システムの川中・

図18 農外雇用のシェア率の推移および農業生産性の増加（1990年代～2010年代）



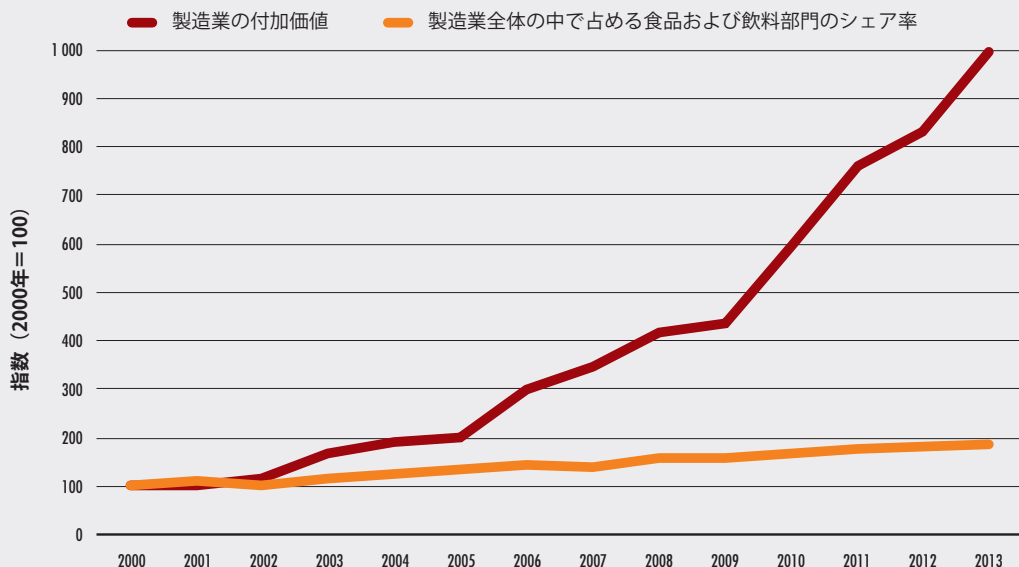
出典：World Bank and IFAD (2016)に基づくFAOの算出。

川下の発展は、農外雇用に拡大するとともに、そうしたサービスを提供する小規模都市と結びついた農村テリトリーにも包摂的な変革の機会をもたらす。開発途上世界では、過去30年間で食品産業が急速に発展した。農産工業が製造付加価値に占める割合は、低所得国では5割以上、中所得国では3割を占めている。食品加工部門は労働集約的な傾向が高まっているうえ、製造業の労働生産性は平均を上回って

いるため、食品・飲料部門は農外雇用に創出する大きなポテンシャルを秘めている。高付加価値農産品の加工分野では、女性の雇用が多くの国で著しく拡大している。

ただしアフリカでは、おそらくは家族経営の零細企業——こうした企業は規模の経済に乏しく、家族外労働力には季節的な仕事しか提供できない——が群居する市場構造により、食品加工業は伸び悩んでいるようだ。

図20 インドネシアにおける食品および飲料部門の付加価値の推移(1990～2013年)



出典: UNIDO, 2017

食料需要の増加や食生活の転換(主食作物の消費減少)は、産業化に向けた機会を移行国にもたらしうる。都市の食料市場はこの数十年間で急速に発展し、農村と都市のフードサプライチェーンもそれに伴って発達してきた。都市化は食料需要を刺激するだけでなく、食生活の転換、すなわち、穀物や塊茎類といった主食作物から、魚、肉、卵、乳製品、果物、野菜、さらには加工度の高い食品一般への食生活の転換も促す。こうした転換は農村部でも顕著で、サハラ以南アフリカやアジアの農村部の食生活では、購入した加工食品が増えて

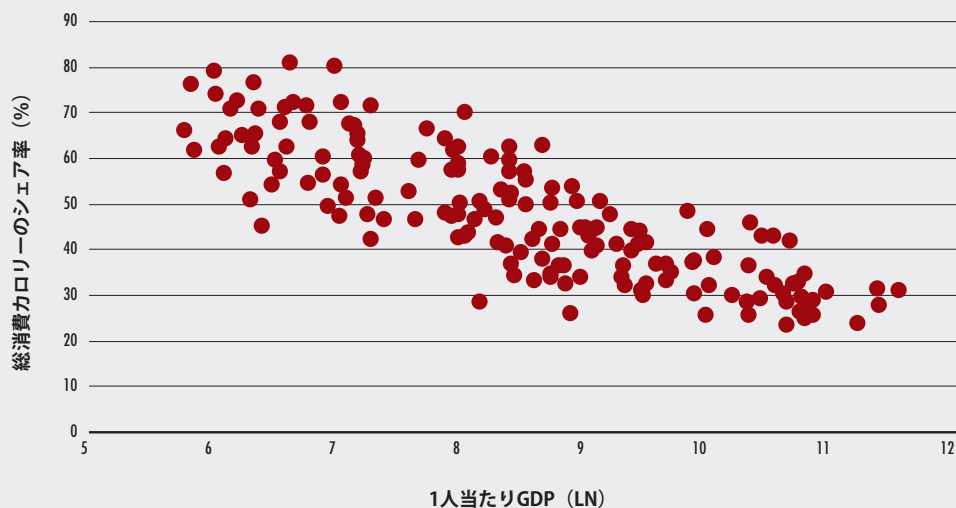
いる。食生活の転換は、飼料用穀物や畜産物、園芸作物の需要も押し上げている。

都市部における食料や高価値加工食品の需要拡大は、生産者や、生産投入財の供給者を含め、アグリビジネスに多くの機会を提供する。販売、加工、包装、流通、保管といった食料システムの農場外のセグメントが拡大すると、都市は、農村で拡大する農外経済の

都市化に加え、農村部と都市部で見られる食事の変化は、

食料システムの変革の原動力となり、農村・都市間の結びつきを強めている。

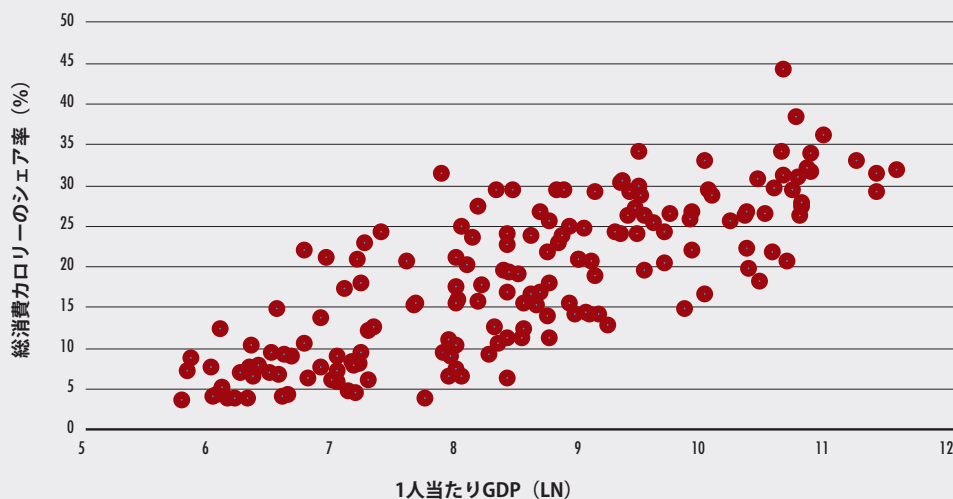
図10 開発途上地域の主要な国々における主食消費量と1人当たりGDPとの相関関係 (2010年)



注記：主食は穀物、根菜類および塊茎類を含む
出典：FAO (2017c) and World Bank (2016a)

訳注：LN=自然対数

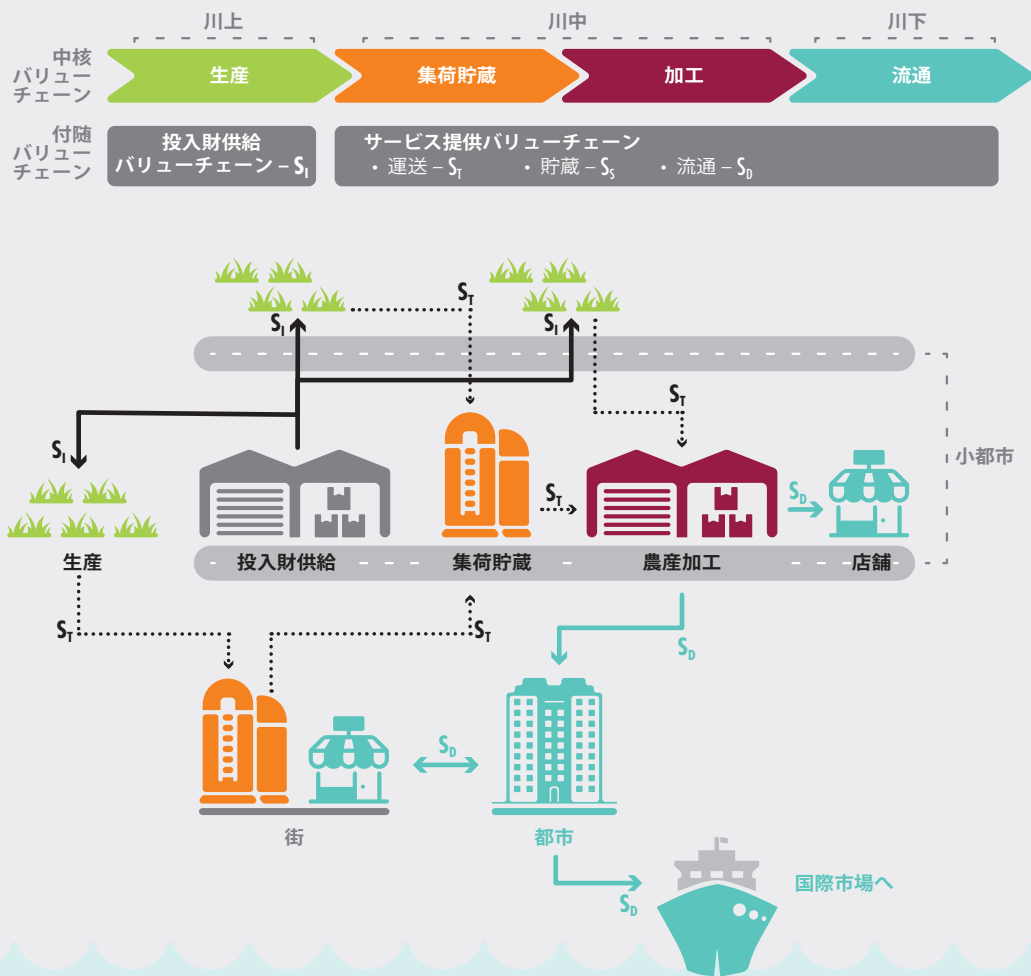
図11 開発途上地域の主要な国々における動物性食品消費量と1人当たりGDPとの相関関係 (2010年)



出典：FAO (2017c) and World Bank (2016a)

訳注：LN=自然対数

図12 農村地域と小規模都市とを結びつける食料システム・バリューチェーン

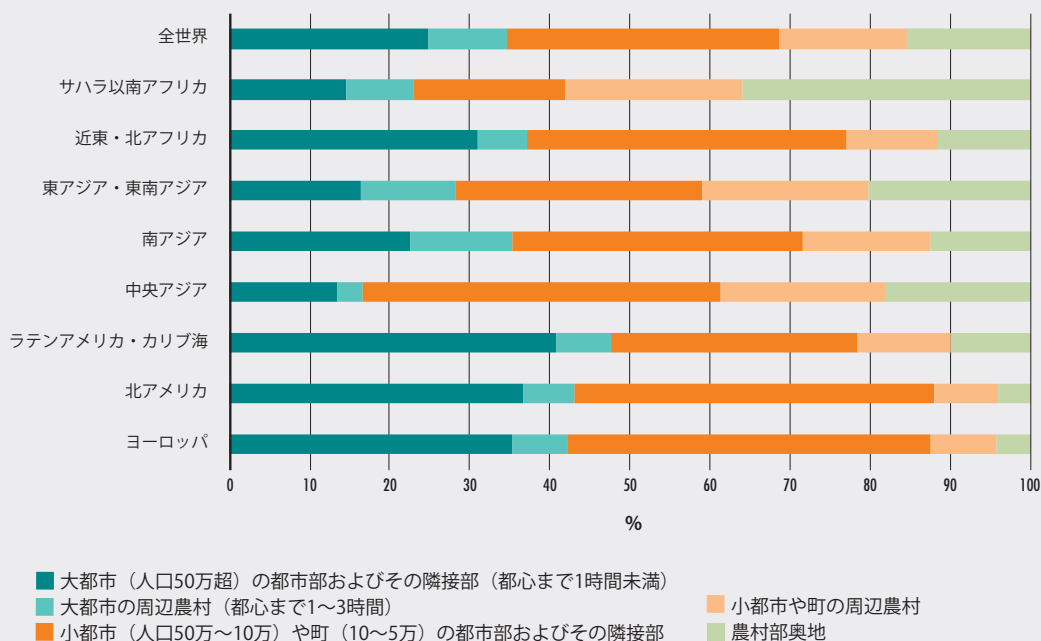


出典：FAO

拠点となる。こうした変革が進めば、農村部は、急拡大するサプライチェーンや多角化する経済に結びついた小規模な農外企業を後押しする役割を果たすことができる。集落ごと

に分断されていた加工や販売に代わり、中継市町村やその周辺地域において加工、ロジスティクス、卸売、小売が集積するようになり、バリューチェーンの伸長がもたらされる。

図6 農村・都市圏に沿う人口分布（世界および地域別、2000年）



注記：用語の定義については、メインレポートの表1 (p.17) および付属資料A1 (p.124) を参照のこと。
 GRUMPおよびLandScanグリッドベースの、2000年版人口密度データセットが最も新しい世界的推計値である。
 出典：FAOによる算出と編集

小規模市町村は、食料システムの中継点や農産工業の発展拠点として、農村変革において触媒的な役割を果たすことができる。農村と都市はもはや切り離された領域ではなく、巨大都市から、大規模な地域拠点、マーケットタウン、地方の後背地までを包摂する「農村・都市圏」を形成する。開発途上国では、大半の

都市部は比較的小規模で、都市部の総人口のおよそ半数（15億人近く）が人口50万人以下の市町村に暮らしている。ラテンアメリカ・カリブ海地域を除く途上地域では、大都市よりも、小都市やその周辺に暮らす人口の方が多い。そのうえ小都市の食料需要は、都市部のおよそ6割を占めている。このことは、小都市が

図22 農業テリトリーに対する投資の地理的範囲と支配責任の類型



出典：Gálvez Nogales and Webber, 2017, Figure 23.

農村変革において、少なくとも大都市と同じくらい重要な役割を担うことを示している。東アフリカでは、小都市が経済基盤の多角化を急速に進めており、農村部との強固なつながりを構築しつつある。ラテンアメリカでは、周辺の農村部と大規模な集積都市の両方と経済的にリンクした町が急激な発展を遂げてきた。都市化は一般に、農村部と経済的に結びつくことで農村の貧困削減を促すが、小都市は、複数の小さな町が均等に点在することで、より多くの農村世帯に、所得や生計、福祉の改善につながる手段への良好なアクセスを提供するため、より包摂的かつ永続的な形で貧困削減に資すると思われる。

小都市とその「管轄農村地域」とを結びつけるアグロテリトリアル開発は、都市の食料アクセスと、農村の貧困層の機会を大きく改善することができる。アグロテリトリアル開発アプローチは、多様な関係者を引き込んだ計画立案プロセスを通じて、食料部門の縦割り

的な経済的側面と、農業や食料システムの根幹にある、その空間的・社会的・文化的次元とを融合させようという試みだ。食料システムのダイナミクスや各圏域の現状に対応したアプローチを実行するには、まず、テリトリー全体の人口分布を把握し、その関係者の複雑な網の目がどのように相互作用しているのかを熟知しておく必要がある。次のステップは、農村と小規模市町村とのつながりを強化し、生産者や農産工業の加工業者、付随的な農外サービス、その他のフードバリューチェーンの川下に結びつけることである。所得創出機会や、食料の供給・アクセス、打撃に対する世帯のレジリエンスの状況は国や地域によって大きく異なるため、アグロテリトリアル・プランニングでは、介入を行う際には個々の地域の人口動態や、地理的・社会経済的背景の考慮が必要であるとの認識に立っている。

アグロテリトリアル・アプローチの成功のカギを握るのは、農村・都市圏の全域にわ

たって、**インフラ開発と政策介入をバランスよく取り込むことである**。最も広く採用されている5つのアグロテリトリアル開発ツール——農業回廊、農業クラスター、農産加工団地、農業経済特区、アグリビジネス起業支援——は、農産工業や農村の農外経済の発展を支えるプラットフォームである。これらのツールは、全体的な目的や、地理的範囲、それらを決定づける特徴の点でそれぞれ異なる。5つのツールはいずれも、農村の雇用創出と、農村・都市の連携向上を目的としているが、その規模や程度はさまざま。例えば「農業回廊」は、インフラ開発、政策・規制枠組み、制度拡充、食料システムにおけるさまざまなイニシアティブの大規模な統合を主な特徴とする。こうした回廊は数千kmの範囲にも及び、多くの市町村をアグリビジネス活動の拠点として動員することもある。「農業クラスター」もインフラを提供するが、基幹インフラへの投資はずっと少ない。こうした相違はあるものの、成功しているアプローチはいずれも、政策、規制の整備・調整、組織の強化といった取り組みと、生産者と市場とを結ぶインフラなどの「ハード面」への投資とを一体化させて進めている。

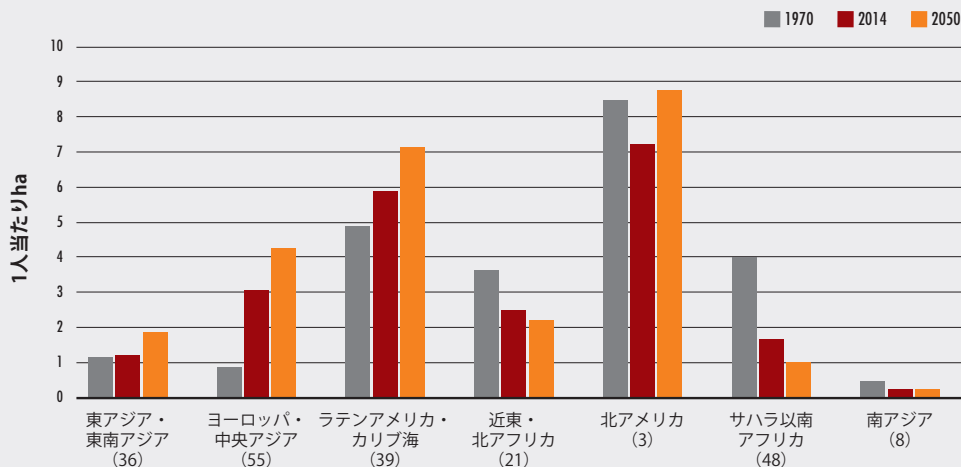
食料システムや都市・農村圏の中でビジネスを促進するには、公共の財やサービスが必要となる。インフラの改善に加え、例えば事業コストを低減したり、投資インセンティブを提供したり、対象圏域の食料システムにおける包摂的な経済活動の発展を促す条件を整えるに当たっては、政府が重要な役割を果たす。また、法的・規制的・政策的枠組みは、必要以

上に高い取引コスト——これらはスムーズな市場の機能を阻害し、農家による新たな技術の取り入れや市場参入を妨げる——を引き下げることができる。さらに、効率的で公正な契約農業の取引きを保証することもできる。政府はまた、農家組織や、農家やアグリビジネスを支援する金融機関、「グリーン成長」投資枠組み、大学主導のアグリビジネス起業支援、企業能力構築に向けた専門的支援のための公共プログラムといった取り組みの推進において、重要な役割を果たしている。アグロテリトリアル・アプローチが特定のテリトリーに適用されれば、投資、制度、政策枠組みの観点から必要な介入策を選択するにあたって有益な情報を提供することができる。■

営農システムも適応が必要

増加する食料需要をまかなうためには、より生産的で持続可能な営農システムを開発する必要がある。20世紀末に起こった農業変革は、大量の投入財を使用する大規模な農業集約化に依存していた。こうしたアプローチは多くの国々で、大規模な森林減少や土壌・水資源の枯渇、大量の温室効果ガス排出といった深刻な環境破壊を招いてきた。今後の農業変革においては、かつてない環境面の制約に向き合うことになるため、気候変動と自然資源不足の「緩和」と「適応」の両方に向けた対策が求められる。農家は収量を損なわずに資源利用を減らしたり、温室効果ガスの主要な排出源である家畜糞尿の最適な管理を行うなどして、これに対処する必要がある。

図16 地域別に見た農村人口1人当たり土地面積の変化(1970～2050年)



注：2050年の農地面積は2014年のレベルで変化しないものと仮定する。

出典：World Bank (2017a) に基づき算出

土地所有の過度な細分化によってもたらされる障害も克服されねばならない。世界の農場の約85%は2haに満たない。大半の低所得国や低中所得国では、小規模農場の多くが、もはや採算確保が難しいレベルにまで縮小している。同時に、サハラ以南アフリカの多くの国々では、高い生産力を秘めた地域で中規模農場の数が増えている。今後は、旧来の営農コミュニティによって運営される土地の細分化が進む一方で、長期的には投資家による農地の集約も起こるであろう。もっとも、農場規模の縮小化は必ずしも生産性を妨げるものではない。労働生産性は低くても、土地の生産性がきわ

めて高い場合もあるからだ。とはいえ、小規模農家は、市場にアクセスしたり、新たな技術を取り入れるのに必要な規模を確保するか（この場合、公共サービスや農家の集団行動が重要になってくる）、あるいは、小規模経営に特に適した技術へのアクセスを確保しておかねばならない。一方で、土地所有権の強化——これは効率的な借地市場にとって不可欠である——も生産性を改善することができる。耕地の賃貸は、農家が規模の経済を実現する一助となりうるからだ。最近のエビデンスによれば、借地市場は以前考えられていたよりも一般的になっている。

農業が増加する食料需要をまかない、食習慣の変化に適応し、営農システムを持続可能なものにするためには、農業への投資を大幅に増やす必要がある。小規模農場は、生産コスト

現代の情報通信技術は、

農家に対し、投入材の購入や生産物の販売、情報へのアクセス改善を実現するための多様なオプションを提供している。

トの点では大規模商業農場とも張り合える。しかし、小規模農場は往々にして、規模とは関係のない要因、例えば制度環境などの面で不利益を

受けやすい。小規模生産者は、生産性を高める技術や持続可能な農法への投資に当たり、政策の枠組みによる支援を必要とする。多くの国々で、小規模農家は依然として、生産性や所得の向上に必要なイノベーションや技術、知見、情報へのアクセスに乏しいのが現状だ。今後は、農家のニーズに適合した知見や投入財、信用制度、研究開発への公共投資のソースに小規模農家をいかに結びつけるかがきわめて重要になってくる。多くの国々では、公的な普及サービスの退潮によって生じたギャップを埋める必要性が表面化している。資源配分のターゲティングを改善し、民間の助言サービスとより緊密な連携を図ることで、農家が需要の変化に適応するのを支援できるであろう。生産者組織の強化や、情報通信技術（ICT）の大きなポテンシャルの活用に向けた投資も必要だ。

営農システムの変革には、機械化や先進的な投入財の導入も欠かせない。土地不足は、小

規模農家の生産性を縛る大きな要因である。より高い生産性を実現するには、資源利用の効率化や先進的な物的投入財の導入——高収量作物品種の導入や、負の外部要因の少ない改良肥料の施用など——や、場合によっては、アグロエコロジーといった、在来の知識と新たな科学的知見の両方を考慮に入れたアプローチを取り入れる必要がある。農業の機械化も、他の投入財のパフォーマンスを高めるという点できわめて重要である。機械化は世界中で、特に急速な発展を遂げてきた国々で進んでおり、小規模農家に大きな利益をもたらすことがわかっている。機械化の需要が小規模農場でも増えるなか、耕作機械レンタル市場や農業協同組合を介したシェアの仕組みが、機械化普及のカギとなっている。東アジアの一部地域では、レンタル市場の発展により、耕作機械の利用が1985年から7倍も増加している。農家のニーズに合わせた耕作機械の改良も、小規模農家による効率的な営農手法の取り入れを促すことができるであろう。■

より広い見地に立った取り組みを

人々の暮らしは豊かになった一方で、世界ではいまなお数十億人が、飢餓や貧困、失業、環境悪化、疾病に苦しんでいる。人類が立ち向かうべき最大の課題のひとつが、持続可能な農業と食料システムを実現しつつ飢餓と貧困の解消を目指す、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成である。こうした課題は、過剰かつ偏った人口圧力や、食料需要の大きな変化、より豊

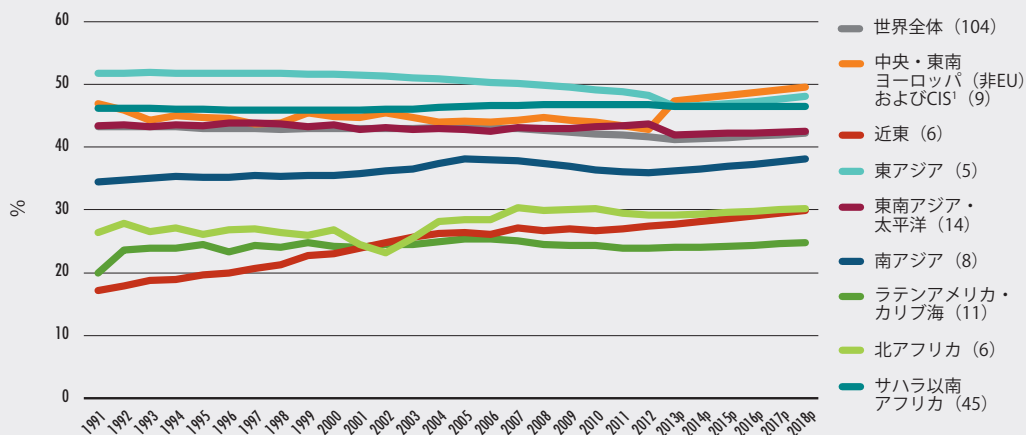
かな暮らしを求める若者の大規模な流出によって、一層困難なものとなっている。SDGsの実現には、産業化に立ち遅れた国々の経済成長を拡大するために食料システムに挺入れする変革や戦略が求められる。そのためには、より幅広い領域にわたって優先事項の見直しが必要になる。

総合的な貧困レベルを削減するにあたって、農村部の経済発展は都市部の経済発展に劣らず重要だ。このことは、政策立案者にとって重要なメッセージを含んでいる。農村部に資源を投下する必要があるのは、単に貧困や飢餓にあえぐ人々の大半がそこに暮らしているからというだけでなく、広い基盤をもつ農村の経済発展は、変革の強力な起爆剤となるからである。農村経済の繁栄は、農村からの移出こそが貧困や飢餓から抜け出す唯一の選択肢だと捉えている住民に、それに代わる選択肢を提供する。現下の構造変化から持ち上がるさまざまな課題のなかでも、アグロテリトリアル・アプローチは次の3つの点に重点的に対処する。1つは、小規模生産者やその他の立場の弱い集団が農村の変化の波に取り残され、その恩恵にあずかることができなくなるリスク、2つ目は、今後数年で農村の失業率の増加が予想されること、3つ目は、農村部のインフラ不足を解消し、農村と都市のつながりを強化する必要性である。これら3つの課題が、貧困削減に向けた取り組みの中核に据えられる。

農村から都市への移住の背景要因を理解し、そのコストと利益を把握することが、政策の

優先事項に据えられねばならない。かつての構造変革は、農村部からの大規模な人口移出をもたらすこともあり、これには相応の利益とコストが伴った。これからの構造変化においては、都市部の経済的ポテンシャルの点で、これまでとは異なることが予想される。すなわち、サハラ以南アフリカや南アジアでは、産業化の相対的な低迷と人口増加が、その特徴となるだろう。とはいえ、このことは、農村から都市への移住が減少していくことを意味するわけではなく、むしろ農村の人口増加のペースに雇用創出が追いつかない地域では、移住圧力は今後もっと増えしていくと考えられる。しかし、移住者が貧困から抜け出すための選択肢は、都市部でも減少していくとみられる。テリトリアル開発アプローチは、こうしたジレンマの解消に貢献することができる。すなわち、主要都市や小規模市町村に加え、地域インフラネットワークの改善に向けたテリトリアル・プランニングと緊密に連携をとることで、農村移出の背景にある要因に取り組むことができる。例えば、地方で雇用が不足している場合には、倉庫や冷蔵施設、卸売市場など食料システムに連結したインフラに投資することで、農業と農外部門の両方の雇用を創出することができる。これは潜在的移住者が離村する前に彼らのニーズを満たす1つの方法である。農村住民が都市部のより豊かな条件に誘引されがちな地域では、テリトリー一帯に分布する小規模市町村や農村近郊での「集積」サービス——教育、医療、通信、娯楽施設など——に投資することで、混雑した大都市への移出率を抑えることができる。

図21 世界全体および準地域別に見た農業雇用における女性シェア率



¹ 独立国家共同体

注：2013年以降のデータはILOが算出した予測値である（年次の横に付した“p”は予測値を示す）。

出典：ILO, 2014

今こそ、国家の開発戦略において農業・農村開発の役割を見直すべきである。ここ数十年来、セクターごとの政策立案において国の役割の後退や過度な分掌化が進んだ結果、総合的な戦略構想がないがしろにされてきた。これが、公的な情報・統計システムを弱体化させ、農業や農村経済に影響するダイナミクスの分析・把握能力を低下させてきた。これは政策立案者にとって大きな障害であり、知見創出への再投資が喫緊の課題である。とりわけ、地域の現状分析は、目的の優先順位づけや、介入策のターゲティング、取り組みの手順

の決定にとって不可欠となる。国と地方の両レベルで開発戦略に再び関与することは、こうしたプロセスへの再投資をも意味する。関係者との協議も、ビジョンやコミットメントの共有の土台となる当事者意識の醸成において不可欠である。ただし、情報システムを適切に管理運用し、結果を分析して進捗を監視するための能力構築には、時間がかかるうえ、十分な計画と相当の取り組みが必要である。

政策の一貫性を確保し地域のニーズに対応するには、テリトリアル・アプローチが検討

されるべきである。農村変革は多くの場合、食料システムにおける個々の現場の変化が積み重なった結果として起こる。したがって、食料システムのみに焦点を当てた政策や計画立案は、実際に生じた変化とは切り離せない、テリトリーごとの側面を見過ぐす恐れがある。農村変革に向けた食料システムの強化に当たっては、食料システムのみに焦点を当てるのではなく、各テリトリーの個々の現場の実態に即したアプローチをとることで、公共政策における都市偏重を断ち切り、食料システムの縦割りの側面と、その空間的・社会的・文化的次元とを融合させることが求められるであろう。例えば、食料システムに対する都市と農村の需要を明らかにし、さまざまな障壁を取り除く手段に投資することでそうした需要を満たす方法を検討するなどである。打開すべき障壁は、道路や冷蔵施設の欠如といったインフラにあるかもしれない。あるいは、障壁は制度にあり、生産者グループとより緊密に連携して、情報サービスや金融サービス、農村の公共サービスへの彼らのニーズをよりの確に把握する必要があるかもしれない。こうした制約は現場によって千差万別である。テリトリアル・アプローチは、個々の現場のポテンシャルを引き出し、個別のニーズに対応することで、こうしたハードルを乗り越えることができる。

農村の企業家精神を育み、(とりわけ女性と若者の)雇用の多様化を促すには、技能開発が必要となる。低所得国に、より高度な技能をもった労働力があれば、農業生産性を高め、高

生産性サービス部門や産業部門の成長を刺激するであろう。技能はテクノロジーを補完するものであり、報酬のよい仕事に就くには欠かせない要件である。あらゆるレベルで教育を支援する政策は、その効果を実感するまでには時間を要するが、包摂的な農村変革にとって重要である。農村の若年層の雇用適性を高める施策には、職業訓練や教育の強化拡充、インフォーマルセクターでの就労経験を認知する仕組みの構築、就労機会や労働者の権利に対する意識喚起などがある。

社会保護も、移行期におけるリスク管理や、レジリエントな農村生計の構築にとってきわめて重要である。社会保護は農村部において、主に流動性制約を緩和し、労働移動を促進することで、リスクは高いが見返りも大きい生計活動に貧困世帯が積極的に投資できるようにする。最近の好例として、社会給付を農村の雇用や農業生産の直接的な促進に結びつける社会保護プログラムの設計が挙げられる。例えば学校給食で提供する食料を公共機関が地元の小規模家族農家から買い取り、地元の農業の促進につなげる仕組みなどである。社会保護はまた、所得格差を抑え、より公平かつ持続可能な構造変革

や成長の道筋を開く助けとなることも、多くの中所得国での実例が示すとおりである。社会保護プログラムは、より健康で、

**互いに結びついた
機能的な農村・
都市テリトリーは、
農場および農場外の
雇用創出に加え、
貧困削減、食料・栄養の
確保、農村からの移出に
代わる代替策の提供、
自然資源の持続的管理を
達成するためのカギとなる。**

よりよい教育を受けた市民を育成し、需要の変化への対応やより高いレベルの生産性への転換にも適応できる、高い技能をもった労働力を醸成する。

目まぐるしく変化する今日の世界において、個々のテリトリーに根差した食料システムは

価値ある資産であり、より包摂的な農村変革に向けて大いに活用することができる。適切なテリトリアル戦略は、農村と都市のつながりを醸成することで、豊かで持続可能な農村経済の構築に不可欠となる、有利なビジネス環境と農外収入機会の両方を、規模を問わずあらゆる農家に提供することができる。■

世界食料農業白書 2017年報告 要約版
包摂的な農村変革に向けた食料システムの強化

平成30年3月26日発行

翻訳・発行：公益社団法人 国際農林業協働協会 (JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-39
赤坂KSAビル

TEL : 03-5772-7880

FAX : 03-5772-7680

URL : <http://www.jaicaf.or.jp>

印刷・製本：株式会社 誠文堂

ISBN 978-4-908563-36-2 print

ISBN 978-4-908563-37-9 PDF

世界食料農業白書 2017年報告

包摂的な農村変革に向けた 食料システムの強化

今日の最大の課題のひとつは、飢餓と貧困を終わらせるのと同時に、農業と食料システムを持続可能なものにすることである。この課題は、途切れのない人口増加、食料需要における根底からの変化、そして、より良い暮らしを探し求める農村若年層の大量移住の脅威等を背景として、手ごわい課題である。本報告書は、低所得諸国において、食料システムの潜在力を強化し、包摂的経済成長および農村繁栄の原動力となし得る諸戦略を提示するものである。報告書は、現在進行中である、経済構造および農村の変革を分析し、これらの変革が多数の小規模食料生産者に提起する機会と課題を検討する。報告書は、都市や町とその周辺の農村との結合に焦点を絞り、農産工業およびインフラ開発と一体化したアグロテリトリアル・プランニング・アプローチが、どのようにして食料セクター全体にわたって収入機会を発生させ、持続可能かつ包摂的な農村変革を支えることができるかを示している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(国際食料農業科学研究科 国際農業開発学専攻 博士前期課程)									
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP			
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③	DP ④
国際食料農業 科学研究科共 通科目	研究倫理特講	1前	1			◎			
	知的財産管理法	1前		2		○			
	農学教育史特講	1後		2		○			
	インターンシップ	2前		1		○			
専攻 科目	基礎 科目	論文作成法	1後	2				○	○
		サイエンスコミュニケーション法	1後	2				○	○
		国際協力のための英会話	1後	2				○	○
		情報処理・文献検索	1後	1				○	○
		フィールド調査	1後	2		○			
		プロジェクトサイクルマネジメント	1後	2				○	
		コンピュータ演習	1後	2					○
	特論 科目	生物生産科学特論	1前	2		◎	○	○	
		国際農業開発学特論	1前	2		◎	○	○	
		熱帯作物学特論	1前	2		◎	○	○	
		熱帯園芸学特論	1前	2		◎	○	○	
		熱帯作物保護学特論	1前	2		◎	○	○	
		農業環境科学特論	1前	2		◎	○	○	
		農業開発経済学特論	1前	2		◎	○	○	
		農村開発協力特論	1後	2		◎	○	○	
研究 科目	国際農業開発学特別演習Ⅰ	1前	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別演習Ⅱ	1後	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別演習Ⅲ	2前	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別演習Ⅳ	2後	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ	1前	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ	1後	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ	2前	2			○	◎	◎	◎
	国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ	2後	2			○	◎	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：自然科学および社会科学にわたる学問領域を統合する総合的アプローチができる知識と能力を有している。

DP②：農業開発や国際協力にかかる問題の解決を図るための論理的思考力と実践力を有している。

DP③：異なる文化や習慣を尊重した活動を展開できる能力を有している。

DP④：農業開発や国際協力にかかわる研究成果を、社会にむけてわかりやすく発表する能力を有している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(国際食料農業科学研究科 農業経済学専攻 博士前期課程)									
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP			
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③	DP ④
国際食料農業 科学研究科共 通科目	研究倫理特講	1前	1			○		◎	
	知的財産管理法	1前		2		○	○		
	農学教育史特講	1後		2		○			
	インターンシップ	2前		1			○		
専 攻 科 目	基 礎 科 目	論文作成法	1前		2			◎	
		プレゼンテーション法	1後		2			◎	
		農業法Ⅰ	1前		2	○			
		農業法Ⅱ	1後		2	○			
	特 論 科 目	農業経済学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	○	
		農業経済学特論Ⅱ	1後		2	◎	○	○	
		農政学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	○	
		農政学特論Ⅱ	1後		2	◎	○	○	
		食料経済学特論Ⅰ	1前		2	◎	○	○	
		食料経済学特論Ⅱ	1後		2	◎	○	○	
研 究 科 目		農業経済学特別演習Ⅰ	1前	4		○	◎	◎	◎
		農業経済学特別演習Ⅱ	1後	4		○	◎	◎	◎
		農業経済学特別演習Ⅲ	2前	4		○	◎	◎	◎
		農業経済学特別演習Ⅳ	2後	4		○	◎	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：農業経済学の食料、農業、環境にかかわる確かな知識を有している。

DP②：食料問題・農業問題・農業環境問題等、変化する社会・経済情勢に的確に対応できるリーダーシップを備えている。

DP③：食料問題・農業問題・農業環境問題等に関する分析能力と論理的思考能力を有している。

DP④：社会科学の視点から倫理を理解し、社会の諸問題を解決する意欲と能力を有している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(国際食料農業科学研究科 国際アグリビジネス学専攻 博士前期課程)									
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
				必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③
国際食料農業 科学研究科共 通科目		研究倫理特講	1前	1					◎
		知的財産管理法	1前		2				○
		農学教育史特講	1後		2		○		
		インターンシップ	2前		1			○	
専攻 科目	基礎 科目	論文英語Ⅰ	1前	2				○	◎
		論文英語Ⅱ	1後	2				○	◎
		農業ビジネス経営学特講	1前		2		◎	○	
		国際農業経営分析論特講	1後		2		◎	○	
		国際農業経営戦略分析手法	1前		2		◎	○	
		国際農業経営情報特講	1前		2		◎	○	
		国際農業マーケティング特講	1後		2		◎	○	
	特論 科目	国際農業経営組織学特論Ⅰ	1前		2		◎	○	
		国際農業経営組織学特論Ⅱ	1後		2		◎	○	
		国際農業経営管理学特論Ⅰ	1前		2		◎	○	
		国際農業経営管理学特論Ⅱ	1後		2		◎	○	
		国際農業経営戦略特論Ⅰ	1前		2		◎	○	
		国際農業経営戦略特論Ⅱ	1後		2		◎	○	
研究 科目	国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ	1前	4			○	◎	○	
	国際アグリビジネス学特別演習Ⅱ	1後	4			○	◎	○	
	国際アグリビジネス学特別演習Ⅲ	2前	4			○	◎	○	
	国際アグリビジネス学特別演習Ⅳ	2後	4			○	◎	○	

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：アグリビジネス分野における高度な専門知識と問題発見・解決能力を有している。

DP②：現場での問題解決に向けた計画立案・遂行能力を有している。

DP③：アグリビジネスに必要な言語能力・倫理観を備えている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(国際食料農業科学研究科 国際食農科学専攻 修士課程)									
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP			
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③	DP ④
国際食料農業 科学研究科共 通科目	研究倫理特講	1前	1			◎			
	知的財産管理法	1前		2		◎			
	農学教育史特講	1後		2		○			
	インターンシップ	2前		1			○		
専攻 科目	基礎 科目	論文英語	1前	2			○		
		プレゼンテーション法	1前	2			○		
		食農技術学	1前	2			◎		
		食農経済学	1前	2			◎		
	特論 科目	植物生産学特論Ⅰ	1前	2		◎		○	
		植物生産学特論Ⅱ	1後	2		◎		○	
		食環境科学特論Ⅰ	1前	2		◎		○	
		食環境科学特論Ⅱ	1後	2		◎		○	
		食農政策特論Ⅰ	1前	2		◎		○	
		食農政策特論Ⅱ	1後	2		◎		○	
		食農教育特論Ⅰ	1前	2		◎		○	
		食農教育特論Ⅱ	1後	2		◎		○	
研究 科目	食農 技術学 分野	食農技術学特別演習Ⅰ	1前	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別演習Ⅱ	1後	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別演習Ⅲ	2前	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別演習Ⅳ	2後	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別実験Ⅰ	1前	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別実験Ⅱ	1後	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別実験Ⅲ	2前	2		○	○	◎	◎
		食農技術学特別実験Ⅳ	2後	2		○	○	◎	◎
	食農 経済学 分野	食農経済学特別演習Ⅰ	1前	4		○	○	◎	◎
		食農経済学特別演習Ⅱ	1後	4		○	○	◎	◎
		食農経済学特別演習Ⅲ	2前	4		○	○	◎	◎
		食農経済学特別演習Ⅳ	2後	4		○	○	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： 「農業生産」、「食品科学」、「食農政策」、「食農教育」などの自然科学・社会科学にわたる国際食農科学の確かな知識と技術を有している。

DP②： 国際食農科学において、研究者、高度専門家、教育者として活動し得る能力を有している。

DP③： 国際食農科学にかかわる研究を遂行する能力を有している。

DP④： 専門性を活かし、国内外における食や農にかかわる諸問題を解決する能力を有している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表									
(国際食料農業科学研究科 国際農業開発学専攻 博士後期課程)									
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP			
			必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③	DP ④
国際食料農業科学研究科 共通科目	研究倫理後期特講	1前		1		○			
	インターンシップ	2前		1				○	
専攻 科目	基礎科目 英語論文作成・プレゼンテーション	1前		2			○	○	○
	熱帯作物学後期特論	1前		2		◎	○	○	
	熱帯園芸学後期特論	1前		2		◎	○	○	
	熱帯作物保護学後期特論	1前		2		◎	○	○	
	農業環境科学後期特論	1前		2		◎	○	○	
	農業開発経済学後期特論	1前		2		◎	○	○	
	農村開発協力後期特論	1前		2		◎	○	○	
研究指導科目	特別研究指導Ⅰ	1通	4			○	◎	◎	◎
	特別研究指導Ⅱ	2通	4			○	◎	◎	◎
	特別研究指導Ⅲ	3通	4			○	◎	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：自然科学および社会科学それぞれの分野における高度な理論を踏まえた両分野の学問領域を統合した総合的アプローチができる知識と能力を有している。

DP②：農業開発やそれに関わる国際的かつ高度な学術研究能力を有している。

DP③：各国の文化・習慣の相違を理解した上で、学術的研究成果と知見を国際協力の現場に活かせる能力を有している。

DP④：農業開発や国際協力にかかわる研究成果を発表し、その成果を社会の中で活かすためにリーダーシップを発揮することができる。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表										
(国際食料農業科学研究科 農業経済学専攻 博士後期課程)										
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP			
				必修	選択	自由	DP ①	DP ②	DP ③	DP ④
国際食料農業科学 研究科共通科目		研究倫理後期特講	1前		1		○			○
		インターンシップ	2前		1					○
専攻 科目	基礎科目	フィールド調査	1後		2			◎		
		研究発表手法論	1後		2			◎	○	
	特論 科目	農業経済学後期特論	1前		2		◎	○		
		農政学後期特論	1前		2		◎	○		
		食料経済学後期特論	1前		2		◎	○		
	研究指導科目		特別研究指導Ⅰ	1通	4			○	◎	◎
特別研究指導Ⅱ			2通	4			○	◎	◎	◎
特別研究指導Ⅲ			3通	4			○	◎	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①：農業経済学を含む社会科学の多面的知識、特定領域の高度な知識を有している。

DP②：体系的に情報を整理し、論理的思考に基づく国際的かつ高度な学術研究能力を有している。

DP③：研究成果と知見を食料問題・農業問題・農業環境問題等、変化する社会・経済情勢に的確に対応して活かせる能力を有している。

DP④：社会科学の視点から倫理を理解し、社会の諸問題を広い視野から解決できる能力を有している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応表								
(国際食料農業科学研究科 国際アグリビジネス学専攻 博士後期課程)								
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			対応するDP		
			必修	選択	自由	D P ①	D P ②	D P ③
国際食料農業科学 研究科共通科目	研究倫理後期特講	1前		1			○	◎
	インターンシップ	2前		2			○	○
専攻 科目	基礎 科目	上級論文英語Ⅰ	1前	2			○	◎
		上級論文英語Ⅱ	1後	2			○	◎
		国際農業経営情報後期特講	1後		2	◎	◎	
		国際農業マーケティング特講	1前		2	◎	◎	
	特論 科目	国際農業経営組織学後期特論	1前		2	◎	◎	
		国際農業経営管理学後期特論	1前		2	◎	◎	
		国際農業経営戦略後期特論	1前		2	◎	◎	
研究指導科目	特別研究指導Ⅰ	1通	4			○	◎	◎
	特別研究指導Ⅱ	2通	4			○	◎	◎
	特別研究指導Ⅲ	3通	4			○	◎	◎

凡例 ○：対象科目、◎：中心となる対象科目（「◎」をDP毎に1つ以上指定する）

DP①： アグリビジネス分野における高度な専門知識と優れた研究遂行能力を有している。

DP②： アグリビジネス分野における問題解決のための自立した学術研究能力を有している。

DP③： 国際舞台で活躍できる言語能力・倫理観を備えている。

○学校法人東京農業大学職員就業規則

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条に基づき、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の就業に関する事項を定めるものである。

2 職員の就業に関し、この規則及びこれに付随する諸規則諸規程に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めにしたがい、法人が定める。

(職員の区分及び職種)

第 2 条 職員の区分及び職種は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 専任職員

ア 教務職員

(ア) 学長、副学長、統括校長、校長、副校長、教頭

(イ) 大学の教授、准教授、助教

(ウ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

(2) 任期制職員

ア 教務職員

(ア) 大学の教授、准教授、助教

(イ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の教諭

イ 一般職員

事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

(3) 嘱託職員

ア 嘱託教務職員

(ア) 大学の嘱託教授、嘱託准教授、嘱託助教

(イ) 高等学校、高等学校中等部、高等学校附属中学校及び小学校の嘱託教諭、嘱託外国人教諭

イ 一般嘱託

一般嘱託(事務)、一般嘱託(技術)、一般嘱託(用務)、一般嘱託(特別)

(4) 特任教授

(5) 特命職員

特命教授、特命准教授、特命助教

(6) 臨時職員

- 非常勤講師，カレッジ講座講師，ティーチング・アシスタント，リサーチ・アシスタント，臨時雇，クラブ指導者（高等学校，高等学校中等部，高等学校附属中学校及び小学校勤務者に限る。）
- (7) 助手
 - (8) 契約職員
 - (9) 学校医
学校医，学校歯科医，嘱託学校医，その他準ずる者（学校薬剤師及びカウンセラー）
 - (10) 研究員
博士研究員，学術研究員
- （適用範囲）

第3条 この規則は，前条第1号及び第2号に定める専任職員及び任期制職員（以下「職員」という。）に適用する。

- 2 前条第3号から第10号までの各職員の就業に関する事項は，学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則に定める。

第2章 採用，異動等

第1節 採用，異動，兼業

（職員の採用）

第4条 職員の採用は，次の各号に定める書類の提出を求め，競争試験等により選考する。

- (1) 履歴書
 - (2) 業績調書（指定様式）（大学の教務職員に限る。）
 - (3) 健康診断書（受診3カ月以内のもの。）
 - (4) その他法人が指定するもの
- 2 法人は，大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき，大学の教務職員について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び再任の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。
- 3 法人は，設置学校等の教諭について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。
- 4 法人は，一般職員について，期間の定めのある職員を任期制職員として採用することがある。期間を定めて採用する組織，職名，雇用契約期間及び更新の可否に関する事項は，別表1のとおりとする。

（無期雇用契約への転換）

第5条 任期制職員のうち無期雇用契約への転換を希望する者は，次の各号いずれかに該当した場合，当該雇用契約期間が，満了する1カ月前までの間に所定様式を人事課に提出することによって無期雇用契約への転換を申し出ることができる。

- (1) 大学の教授，准教授及び助教は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が10年を超えた者
- (2) 前号以外は，平成25年4月1日以降に法人に最初に採用された日から通算して雇用された期間が5年を超えた者

2 前項に定める通算して雇用された期間は、法人に最初に採用された日以降の雇用契約期間を通算した期間をいい、労働契約法第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。また、この算入しない期間がある場合、それ以降に採用された日を法人に最初に採用された日とする。

3 無期雇用契約に転換した場合は、雇用契約期間を除き、従前の労働条件のまま引き続きこの規則を適用する。

(採用手続)

第6条 職員として採用された者は、次の各号に定める書類を期日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書(指定様式)
- (2) 雇用契約書(指定様式)
- (3) 身元保証書
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) その他法人が指定するもの

(労働条件の明示)

第7条 法人は、職員を採用するとき、採用時の給与、契約期間、就業場所、従事する業務、勤務時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則その他諸規則諸規程を交付して労働条件を明示するものとする。

(任命)

第8条 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、選挙により選任し理事長が任命する。学長の任期は一期4年とし、重任の任期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東京農業大学長は、一期を限度とする。
- (2) 東京情報大学長は、一期2年とし二期を限度とする。
- 2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。
- 3 統括校長は、理事会の議を経て任命する。
- 4 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 5 中等部及び附属中学校(以下「中学校」という。)の校長は、当該の高等学校長の併任とする。
- 6 小学校の校長は、理事会の議を経て任命する。
- 7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 9 小学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。
- 10 統括校長の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 11 高等学校、中学校及び小学校の校長(以下「校長」という。)の任期は、4年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 12 高等学校、中学校及び小学校の副校長又は教頭の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。重任の任期は、一期2年とする。
- 13 法人本部の本部長は、理事会の議を経て任命する。

(任用)

第9条 職員の任用に当たっては、氏名、所属及び経歴等を記した書類を提出しなければならない。

第10条 法人以外に本務を有する者は、職員として任用することができない。

2 法人以外に兼務として職を有する者を任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。

3 職員として任用されたものが、任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

(教務職員の資格)

第11条 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適当な者でなければならない。

2 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者

(3) 学位規則(昭和28年文部省第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において、教授又は准教授の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

3 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

(3) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学及び短期大学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

5 教諭は、高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上、小学校にあっては小学校教諭二種以上の教員免許状を有する者とする。

(教務職員の職務)

第12条 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、准教授、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。

- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助教及び助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。また、助手等教務職員に対して、指導助言を行うものとする。
- 6 統括校長は、高等学校、中学校及び小学校の校務を総括するとともに、各学校長を指揮する。
- 7 高等学校長、中学校長及び小学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。
- 8 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督するとともに、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 9 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒又は児童の教育を掌る。
- 10 教諭は、生徒又は児童の教育を掌り、教育の業務遂行のための校務に従事するものとする。

(一般職員の資格)

第13条 一般職員は、業務に誠実で、法人の職員として適当な者でなければならない。

(一般職員の職務)

第14条 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

- 2 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、主として図書館の業務に従事する。
- 3 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。
- 4 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。
- 5 地域限定職員は、特定の地域において勤務する者で、主として事務職員、司書職員、技術職員等に準ずる業務に従事する。

第15条 削除

(大学院の指導教授等)

第16条 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の教授及び准教授をもってこれに充てる。

(任期制教員の業績審査)

第17条 第2条第2号アの(ア)に定める任期制教務職員については、雇用契約期間満了日の6カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

- (1) 教育業績
 - (2) 研究業績
 - (3) 学内貢献業績
 - (4) 社会的貢献業績
 - (5) 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項
- 2 前項に規定する業績審査は、教授会において審査し、人事委員会が行う。
 - 3 第1項第1号から第5号に規定する業績等の審査基準は、別に定める。

(任期制教諭の適正評価)

第18条 第2条第2号アの(イ)に定める任期制教務職員については、在任中における教員としての適正評価基準に基づき、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する適正評価の審査は、人事委員会第三専門委員会が行う。

3 第1項に規定する適正の評価基準は、別に定める。

(任期制一般職員の人事評価)

第19条 第2条第2号イに定める任期制一般職員については、在任中の業務遂行状況に基づき人事評価を行い、雇用契約期間満了日の6カ月前までに審査を行い、当該者にその結果を通知する。

2 前項に規定する人事評価の審査は、人事委員会第二専門委員会が行う。

3 第1項に規定する人事評価の基準は、別に定める。

(専任職員への採用)

第20条 第17条から第19条に規定する審査において、それぞれの基準に照らして基準を満たすと評価された者については、人事委員会の議を経て法人の専任職員として採用する。

(雇用契約期間満了の通知)

第21条 第17条から第19条に規定する審査あるいは評価において、基準に照らして基準に達しないと評価された者には、雇用契約期間満了日をもって雇用契約を終了する旨を雇用契約期間満了日の6カ月前までに人事委員会の議を経て文書を持って通知する。

(職員の人事)

第22条 職員の人事は、原則として所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。

(昇格)

第23条 職員の昇格は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の業績審査又は人事評価の結果に基づいて行う。

3 第2条第1号アの(イ)及び第2号アの(ア)の昇格については、別に定める細則に基づき、その手続を行うものとする。

4 昇格は、原則として毎年4月及び10月に行う。ただし、特別の事情のある場合は、臨時に行うことができる。

(降任、降格及び降給)

第24条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任、降格及び降給することができる。

(1) 人事評価の結果が不良のとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。

(4) 第53条の規定により、懲戒処分を受けたとき。

(5) 本人が希望し、これを法人が認めたとき。

(6) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(人事異動)

第25条 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。地域限定職員については、原則として別表第1の2に定める勤務地区分を越える人事異動を命じない。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

(兼業)

第26条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、法人以外の他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(出向)

第27条 職員の出向に関する事項は、学校法人東京農業大学出向規程に定める。

第3章 服務規律

(倫理)

第28条 職員は、学校法人東京農業大学倫理規程(以下「倫理規程」という。)を遵守し、倫理の保持に努めなければならない。

(個人情報保護)

第29条 職員の個人情報の保護に関する事項は、学校法人東京農業大学個人情報保護規程に定める。

(ハラスメントの防止)

第30条 職員のハラスメントの防止に関する事項は、学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程に定める。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第31条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項は、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程(以下「勤務時間等規程」という。)に定める。

第5章 休職等

第1節 休職

(休職)

第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 法人の事業経営上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て法人に許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。

ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に120日

イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(勤務時間等規程第4条に定める休日を含む。)又は6カ月間に150日

ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。
ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。

- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて命ぜられた休務が、6カ月(結核の場合は1年)を経過したとき。

- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと法人に認められたとき。

(休職の期間)

第33条 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、

- ア 勤続 6 カ月以上 1 年未満の者 2 カ月
- イ 勤続 1 年以上 3 年未満の者 6 カ月
- ウ 勤続 3 年以上 5 年未満の者 8 カ月
- エ 勤続 5 年以上の者 1 年 6 カ月

なお、勤続 5 年以上の者については、人事委員会の議を経て、1 年 6 カ月を経過した後、6 カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第 4 号及び第 5 号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず 3 年とする。

(休職中の身分)

第 34 条 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。
(業務の引継)

第 35 条 職員が休職を命ぜられたときは、担当業務につき後任者又は所属長に引継がなければならない。

(復職)

第 36 条 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が第 32 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号に該当する場合は、医師の診断書等に基づき法人が判断する。この場合において、法人が医師を指定することができる。

2 休職中の職員が復職する場合は、原則として原職に復帰させる。ただし、業務上の都合その他の事情により他の職務に就かせることができる。

第 2 節 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第 37 条 職員の育児休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

(介護休業)

第 38 条 職員の介護休業に関する事項は、学校法人東京農業大学育児介護休業規程に定める。

第 6 章 出張及び留学

(出張及び留学)

第 39 条 職員の出張及び留学に関する事項は、学校法人東京農業大学出張旅費規程に定める。

第 7 章 給与

(給与)

第 40 条 職員の給与に関する事項は、学校法人東京農業大学職員給与規程に定める。

第 8 章 定年、退職及び解雇

(退職事由)

第 41 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失うものとする。

- (1) 本人が死亡したとき。

死亡日

- (2) 第 42 条の規定により定年に達したとき。

定年退職日

- (3) 第 43 条の規定により退職願を提出し、理事長が承認したとき。

理事長が退職日として承認した日

- (4) 第 32 条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅又は休職期間が満了してもなお復職できないとき。

休職事由が消滅した日又は休職期間の満了日(引き続き休職となった場合を除く。)

- (5) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。

雇用契約期間満了日

- (6) 行方不明や無断欠勤が暦日により引き続き 30 日以上に及んだとき。ただし、疾病その他特別でやむを得ない理由によるものであったと理事長が認めたときは、退職を取り消すことができる。

理事長が退職日として定めた日

(定年退職)

第 42 条 職員の定年は、満 65 歳とし、定年に達する年度の 3 月 31 日を定年退職日とする。

ただし、学長については定年を定めない。

(自己都合退職)

第 43 条 職員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の 30 日前までに、退職の理由及び退職しようとする日を記載した退職願を提出しなければならない。

- 2 退職の際は、退職日までに引継ぎを遺漏なく行うため、前項の期間は従前の職務に服さなければならない。

- 3 年次有給休暇の取得を希望する者は、前項を考慮し、余裕のある退職日の希望設定をしなければならない。

(解雇)

第 44 条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 身体もしくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (3) 職務を遂行するために必要な適格性を欠くとき。
- (4) 懲戒解雇のとき。
- (5) 法人以外に本務を有するに至ったとき。

(解雇制限)

第 45 条 前条の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定により休業する期間及びその後 30 日間

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署長の認定を受けたとき。
- (2) 業務上の疾病等により休業中の者が、療養開始後 3 年を経過した日に労働者災害補償保険の傷病補償年金を受けているとき、もしくは同日後に傷病補償年金を受けることになったとき。

(解雇予告)

第46条 第44条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。
当該予告しないときは、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の責に帰すべき事由に基づく解雇につき、労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けた場合は、予告することなく即時に解雇する。

(退職等の証明書)

第47条 退職又は解雇された職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 職員が前条第1項前段の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合は、理事長は遅滞なくこれを交付する。

第9章 退職金

(退職金)

第48条 職員の退職金に関し必要な事項は、学校法人東京農業大学職員退職金規程に定めるところによる。

第10章 安全衛生災害補償

(安全衛生管理)

第49条 職員の安全衛生及び健康管理に関する事項は、学校法人東京農業大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第50条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の給付は、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第11章 表彰

(表彰)

第51条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 法人の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、法人が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

2 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

(表彰の手續)

第52条 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。

第12章 懲戒

(懲戒の事由)

第53条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 学校法人東京農業大学寄附行為並びにこの規則及び関係諸規程に違背したとき。

- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 法人内秩序を乱したとき。
 - (4) 法人の名誉を傷つける言動があったとき。
 - (5) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
 - (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
 - (7) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき。
 - (8) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。
- 2 懲戒を行う場合は、その理由を当該職員に明示するものとする。
- 3 管理監督する立場にある職員による指導の怠慢又は管理不行届により、所属の職員等が懲戒処分を受けたときは、当該管理監督する立場にある職員についても懲戒に処することができる。
- (懲戒処分の量定)

第54条 懲戒処分の量定については、次の事項を斟酌し学校法人東京農業大学倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)が判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った者の職責及び職位と非違行為との関連
- (4) 他の適用者及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無及び比較
- (6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応等
- (7) 法人に与えた損害の程度
- (8) 職場秩序への影響

(懲戒処分の区分)

第55条 懲戒は、該当する行為の軽重情状に応じ、次の6区分をもって行う。

- (1) 戒告
始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給
始末書を提出させた上、給与の一部を減額する。ただし、1回の額は、平均賃金の半日分以内とし、総額は、当該月額給与総額の10分の1を超えないものとする。
- (3) 出勤停止
始末書を提出させた上、一定期間、本人の出勤を停止し、就労することを禁ずる。なお、出勤停止期間の給与は、支給しない。出勤停止期間は、勤続年数に算入しない。
- (4) 降格
始末書を提出させた上、職制上の地位を免じもしくは引き下げ、又は職務の級を引き下げる。
- (5) 諭旨退職
依願退職を勧告し退職勧告に応じる場合には、退職金を全額支給する。ただし、退職勧告に応じない場合は、懲戒解雇とする。
- (6) 懲戒解雇
即日解雇とし、退職金は、支給しない。

(懲戒処分原則)

第56条 同一行為に対する懲戒処分は、重ねて行うことはできない。

2 同じ程度に違背した行為の懲戒処分は、懲戒の区分に差異があってはならない。

(事実報告)

第57条 部門長は、倫理規程に違反又は違反する恐れがある事実（学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程第2条に規定するハラスメントに係る事案を除く）が発生した場合、部門長は、理事長の許可を得て調査委員会（以下「部門調査委員会」という。）を設置する。

2 部門長は、部門調査委員会の事実調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

3 部門調査委員会は、次により行う。

(1) 部門調査委員は、当該事案に係る適用者（以下この章において「本人」という。）及び関係者から事情を聴取し、必要な事実調査を行い部門長に報告するものとする。

(2) 部門調査委員会は、事実調査に当たり、本人に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。

(3) 部門調査委員会の委員長は、部門長が指名する。

(4) 部門調査委員会の委員は、部門長が指名する当該部門及び法人の職員並びに必要に応じて外部の者を加えた構成とする。

(5) 部門調査委員会は、非違行為の調査方法及び報告等について、必ず法人本部総務・人事部長と密接に連絡をとるものとする。

(調査審議及び懲戒処分の答申)

第58条 倫理委員会は、理事長の諮問事項に対する事実関係等を調査審議の上、懲戒処分の量定及び区分を判断し、その結果を理事長へ答申するものとする。

(懲戒処分の答申審議及び意見聴取)

第59条 人事委員会は、倫理委員会が理事長に答申した懲戒処分の量定及び区分の妥当性について審議し、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 審議においては、第一、第二及び第三専門委員会の意見を聴くものとする。

(懲戒処分の決定)

第60条 理事長は、人事委員会の審議結果に基づき、理事会の議を経て懲戒処分を決定する。

(処分決定までの措置)

第61条 理事長は、前条の懲戒処分決定までの間、量定及び区分に照らして出勤させることが適当でないと認める場合、本人を必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。ただし、非違行為の再発、証拠隠滅等の緊急かつ合理的な理由があるときには、無給とすることができる。

(本人への通知)

第62条 懲戒処分を行う場合は、本人に対し、懲戒処分の量定及び区分と内容を記載した懲戒処分通知書（別紙様式1、以下「通知書」という。）を直接本人に手交する。

2 前項の通知書を手交できない場合は、本人の最新の住所・通勤経路届等の住所に、内容証明郵便あるいは配達証明郵便等の配達の実績が証明できる手段で通知書を発送するものとする。

(異議の申し立て)

第63条 本人は、前条の通知書の記載内容に異議がある場合、通知書を受理したのち14日以内に、処分不服又は異議の理由を付した文書(理事長宛)をもって、法人本部総務・人事部長に異議の申し立てをすることができる。

2 理事長は、異議の申し立てがあった場合、倫理委員会を招集し、意見を聴くものとする。
(手続の特例)

第64条 懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であり、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある事案に限り、理事長は速やかに臨時理事会を招集し、懲戒処分を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第65条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、懲戒処分の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

2 前項の賠償責任は、職員が退職し又は第44条並びに第55条第5号及び第6号の規定に基づき解雇された後といえども免れない。

第13章 公益通報者保護

(定義)

第66条 第2条に定める職員(以下この章において「職員等」という。)及び取引業者による法令違反行為等に関する相談並びに公益通報の適正な処理の仕組みに関する必要な事項を定め、不正行為の早期発見と是正を図るとともに、公益通報者を保護することを目的とする。

2 この章における公益通報とは、法人及び職員等が法令違反行為を行い又はまさに行おうとしている旨を通報することという。また、公益通報者とは、公益通報を行った職員等をいう。

(総括者)

第67条 公益通報又は相談の処理に関しては、常務理事(以下「総括者」という。)が総括する任に当たる。

(通報及び相談窓口)

第68条 職員等からの公益通報に関する通報又は相談を受付ける窓口(以下この章において「通報窓口」という。)は、法人総務・人事部に置き、法人本部総務・人事部長がその責任者となる。

2 取引業者からの通報窓口は、内部監査室に置き、内部監査室長がその責任者となる。

(通報の方法)

第69条 公益通報者は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会により通報を行うことができる。

2 公益通報者は、原則として実名で通報又は相談を行うものとする。

(禁止事項)

第70条 公益通報者は、次の各号に掲げる通報又は相談を行ってはならない。

(1) 不正な利益を得る目的での通報

(2) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とした通報

(3) 個人の私生活に干渉し、他人のプライバシーを不当に侵害する事実に関する通報

(調査及び対応)

第71条 通報窓口において公益通報又は相談を受け付けたときは、通報窓口の責任者は、別表第2により直ちに総括者に対し公益通報者及び通報又は相談の内容を報告しなければならない。

- 2 公益通報された事実関係の調査は、事案内容に応じて、総括者が指名する職員等が行い、総括者は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。
- 3 前項の調査に当たる職員等は、公益通報を受けた日から速やかに調査実施の有無等について総括者に報告し、総括者は通報窓口の責任者をして、調査実施の有無等について当該公益通報者に通知しなければならない。なお、調査を実施しないときは、その理由を合わせて通知するものとする。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。
- 4 通報窓口の担当者、責任者、統括者ないし第2項の調査に当たる職員等は、自らが関係する通報又は相談事案の処理に関与してはならない。

(協力義務)

第72条 職員は、公益通報された事実関係の調査に際して、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求められたとき、調査に協力をしなければならない。

(報告及び諮問)

第73条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかとなり倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、別表第2により理事長に速やかに報告をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、倫理委員会に諮問するものとする。

(是正措置)

第74条 総括者は、調査の結果、不正行為が明らかになったときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、所掌の学長、本部長、統括校長、高等学校長、中学校長及び小学校長(以下本条において「部門の長」という。)に対し是正措置等を命じる。

- 2 各部門の長は、必要な是正措置等を講じ、内容及び結果について総括者に報告しなければならない。
- 3 総括者は、是正措置等を行った内容及び結果を、必要に応じて関係行政機関に対し報告をする。

(公益通報者の保護)

第75条 法人は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。また、総括者は、公益通報者が通報又は相談したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執らなければならない。ただし、第70条各号のいずれかに該当する通報又は相談は除く。

(秘密保持)

第76条 法人及び調査に携わる職員等は、通報された内容又は知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(通知)

第77条 総括者は、別表第2により通報窓口の責任者として、公益通報者に対し、調査の結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しな

なければならない。ただし、公益通報者が匿名で通報又は相談をしたときは、公益通報者に対する通知を要しない。

(職員等の責務)

第78条 公益通報又は相談を受けた職員等は、第68条に規定する通報窓口の担当者及び責任者に限らず、この規則に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事務)

第79条 公益通報者の保護にかかる事務は、総務・人事部人事課が行う。

第14章 教育訓練

(教育訓練)

第80条 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行うことがある。

2 職員は、その職責を遂行するため自発的に研修に励み、かつ法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 東京情報大学看護学部設置に伴う教務職員の採用は、完成に達する年度の3月31日まで第42条に規定する定年退職の年齢を超えて採用することができる。なお、採用された教務職員は、第42条の規定にかかわらず、完成に達する年度の4年度後の3月31日まで在職することができる。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 学校法人東京農業大学人事規則(昭和42年11月1日施行)
 - (2) 学校法人東京農業大学人事規則施行規程(昭和55年8月20日施行)
 - (3) 学校法人東京農業大学任期制大学教務職員規程(平成19年4月1日施行)
 - (4) 学校法人東京農業大学任期制教諭規程(平成19年4月1日施行)
 - (5) 学校法人東京農業大学任期制一般職員規程(平成19年4月1日施行)
 - (6) 学校法人東京農業大学懲戒規程(平成20年5月1日施行)
 - (7) 学校法人東京農業大学公益通報者の保護に関する規程(平成25年4月1日施行)

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1項の規定にかかわらず、学長の任期は、次の各号のとおりとする。なお、各号の任期満了後は、第8条第1項の規定によるものとする。
 - (1) 東京農業大学長
平成29年7月5日から平成33年3月31日
 - (2) 東京情報大学長
 - ア 新任の場合 平成31年7月16日から平成35年3月31日
 - イ 重任の場合 平成31年7月16日から平成33年3月31日
- 3 東京情報大学看護学部においては、第2条第5号の規定にかかわらず、臨時職員として「臨床教員」を置くことができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

法人全般

学校法人東京農業大学職員就業規則

別表 1 (第 4 条関係)

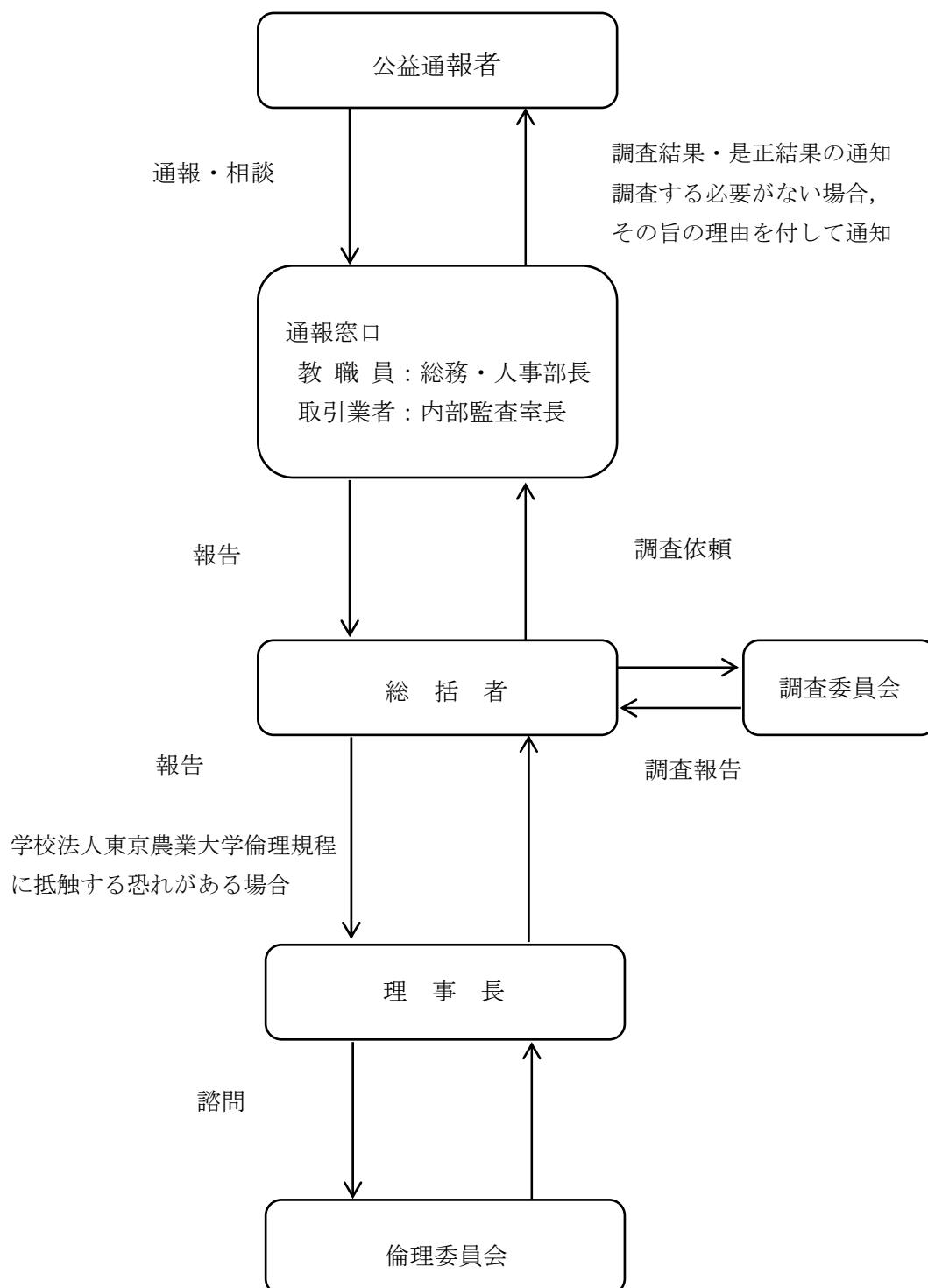
組織及び所属名	対象となる職名	雇用契約期間	再任の可否
東京農業大学 農学部 応用生物科学部 生命科学部 地域環境科学部 国際食料情報学部 生物産業学部 教職・学術情報課程 生命農学研究センター 生物資源ゲノム解析センター	教授・准教授・助教	5 年	不可
東京情報大学 総合情報学部 看護学部			
東京農業大学第一高等学校	教諭	3 年	不可
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
東京農業大学稲花小学校			
学校法人東京農業大学	一般職員	3 年	不可
東京農業大学			
東京情報大学			
東京農業大学第一高等学校			
東京農業大学第二高等学校			
東京農業大学第三高等学校			
東京農業大学第一高等学校中等部			
東京農業大学第三高等学校附属中学校			
東京農業大学稲花小学校			

注 1) 組織及び所属名に規定する東京情報大学看護学部の対象となる職名欄「教授・准教授・助教」には、「東京情報大学看護学部の職員の区分、職種等に関する特例規程」に規定する「講師」を含むものとする。

別表１の２（第 25 条関係）

地域限定職員の勤務地区分
東京都世田谷区
神奈川県厚木市、伊勢原市
千葉県千葉市
埼玉県東松山市
北海道網走市
群馬県高崎市
東京都西多摩郡奥多摩町
静岡県富士宮市
沖縄県宮古島市

別表 2(第 71 条, 第 73 条及び第 77 条関係)



様式1（第 62 条関係）

懲 戒 処 分 通 知 書

被処分者 氏 名	所 属 職 名 職務の級・号俸
処分の内容（区分） 処分の事由 （この欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。） 根拠規程 処分効力発生日 刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日 年 月 日	
処分発令日 年 月 日 学校法人東京農業大学理事長（ 氏 名 ） 印	

履修モデル【国際農業開発学専攻博士前期課程】

企業を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科 共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
	必	生物生産科学特論	2		サイエンスコミュニケーション法	2						
	必	国際農業開発学特講	2		プロジェクトサイクルマネジメント	2						
		熱帯作物学特論*	2									
		農業開発経済学特論*	2									
研究科目	必	国際農業開発学特別演習Ⅰ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅱ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅲ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅳ	2
	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ	2
										合計取得単位数		
										30		

*代わりに熱帯園芸学特論、熱帯作物保護学特論、農業環境科学特論、農村開発協力特論の選択が可能

研究機関を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科 共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
	必	生物生産科学特論	2		サイエンスコミュニケーション法	2						
	必	国際農業開発学特講	2		フィールド調査	2						
		熱帯作物学特論*	2									
		農業開発経済学特論*	2									
研究科目	必	国際農業開発学特別演習Ⅰ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅱ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅲ	2	必	国際農業開発学特別演習Ⅳ	2
	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ	2	必	国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ	2
										合計取得単位数		
										30		

*代わりに熱帯園芸学特論、熱帯作物保護学特論、農業環境科学特論、農村開発協力特論の選択が可能

履修モデル【農業経済学専攻博士前期課程】

企業を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1		農業教育史特講	2		インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
		農業法Ⅰ	2		農業法Ⅱ	2						
専攻科目		農業経済学特論Ⅰ*	2		農業経済学特論Ⅱ**	2						
	必	農業経済学特別演習Ⅰ	4	必	農業経済学特別演習Ⅱ	4	必	農業経済学特別演習Ⅲ	4	必	農業経済学特別演習Ⅳ	4
合計取得単位数										30		

*代わりに農政学特論Ⅰ、食料経済学特論Ⅰの選択が可能

**代わりに農政学特論Ⅱ、食料経済学特論Ⅱの選択が可能

研究機関及び教育機関を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1		農業教育史特講	2		インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
		論文作成法	2		プレゼンテーション法	2						
専攻科目		農業経済学特論Ⅰ*	2		農業経済学特論Ⅱ**	2						
	必	農業経済学特別演習Ⅰ	4	必	農業経済学特別演習Ⅱ	4	必	農業経済学特別演習Ⅲ	4	必	農業経済学特別演習Ⅳ	4
合計取得単位数										30		

*代わりに農政学特論Ⅰ、食料経済学特論Ⅰの選択が可能

**代わりに農政学特論Ⅱ、食料経済学特論Ⅱの選択が可能

履修モデル【国際アグリビジネス専攻博士前期課程】

企業を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
専攻科目	必	論文英語 I	2	必	論文英語 II	2						
		農業ビジネス経営学特講*	2		国際農業経営組織学特論 II***	2						
		国際農業経営組織学特論 I**	2									
研究科目	必	国際アグリビジネス学特別演習 I	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 II	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 III	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 IV	4
										合計取得単位数		
										30		

*代わりに国際農業経営戦略分析手法、国際農業経営情報特講の選択が可能
 **代わりに国際農業経営管理学特論 I、国際農業経営戦略学特論 I の選択が可能
 ***代わりに国際農業経営管理学特論 II、国際農業経営戦略学特論 II の選択が可能

研究機関及び教育機関を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
専攻科目	必	論文英語 I	2	必	論文英語 II	2						
		国際農業経営情報特講*	2		国際農業経営戦略学特論 II***	2						
		国際農業経営戦略学特論 I**	2									
研究科目	必	国際アグリビジネス学特別演習 I	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 II	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 III	4	必	国際アグリビジネス学特別演習 IV	4
										合計取得単位数		
										30		

*代わりに国際農業経営戦略分析手法、農業ビジネス経営学特講の選択が可能
 **代わりに国際農業経営管理学特論 I、国際農業経営組織学特論 I の選択が可能
 ***代わりに国際農業経営管理学特論 II、国際農業経営組織学特論 II の選択が可能

履修モデル【国際食農科学専攻修士課程】

企業(農業系)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
専攻科目		論文英語	2									
		プレゼンテーション法	2									
	必	食農技術学	2									
	必	食農経済学	2									
		植物生産学特論Ⅰ	2		植物生産学特論Ⅱ	2						
研究科目		食農技術学特別演習Ⅰ	2		食農技術学特別演習Ⅱ	2		食農技術学特別演習Ⅲ	2		食農技術学特別演習Ⅳ	2
		食農技術学特別実験Ⅰ	2		食農技術学特別実験Ⅱ	2		食農技術学特別実験Ⅲ	2		食農技術学特別実験Ⅳ	2
											合計取得単位数	30

企業(食品系)を目指す大学院生

正木（食品系）を目標とする学生												
科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
専攻科目		論文英語	2									
	必	食農技術学	2									
	必	食農経済学	2									
		食環境科学特論Ⅰ	2		食環境科学特論Ⅱ	2						
研究科目		食農技術学特別演習Ⅰ	2		食農技術学特別演習Ⅱ	2		食農技術学特別演習Ⅲ	2		食農技術学特別演習Ⅳ	2
		食農技術学特別実験Ⅰ	2		食農技術学特別実験Ⅱ	2		食農技術学特別実験Ⅲ	2		食農技術学特別実験Ⅳ	2
											合計取得単位数	30

行政(公務員等)を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1					インターンシップ	1			
		知的財産管理法	2									
専攻科目		プレゼンテーション法	2									
	必	食農技術学	2									
	必	食農経済学	2									
		食農政策特論Ⅰ	2		食農政策特論Ⅱ	2						
研究科目		食農経済学特別演習Ⅰ	4		食農経済学特別演習Ⅱ	4		食農経済学特別演習Ⅲ	4		食農経済学特別演習Ⅳ	4
											合計取得単位数	30

教育機関を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期		
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数
国際食料農業科学研究科共通科目	必	研究倫理特講	1		農学教育史特講	2		インターンシップ	1			
専攻科目		プレゼンテーション法	2									
	必	食農技術学	2									
	必	食農経済学	2									
		食農教育特論Ⅰ	2		食農教育特論Ⅱ	2						
研究科目		食農経済学特別演習Ⅰ	4		食農経済学特別演習Ⅱ	4		食農経済学特別演習Ⅲ	4		食農経済学特別演習Ⅳ	4
											合計取得単位数	30

履修モデル【国際農業開発学専攻博士後期課程】

企業を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期					
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
国際食料農業科学研究科共通科目		研究倫理後期特講	1								インターンシップ	1									
専攻科目		熱帯作物学後期特論*	2																		
研究指導科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）					4
																合計取得単位数			16		

*代わりに熱帯園芸学後期特論、熱帯作物保護学後期特論、農業環境科学後期特論、農業開発経済学後期特論、農村開発協力後期特論の選択が可能

研究を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期					
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
専攻科目		英語論文作成・プレゼンテーション	2																		
		熱帯作物学後期特論*	2																		
研究指導科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）					4
																合計取得単位数			16		

*代わりに熱帯園芸学後期特論、熱帯作物保護学後期特論、農業環境科学後期特論、農業開発経済学後期特論、農村開発協力後期特論の選択が可能

履修モデル【農業経済学専攻博士後期課程】

企業を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期					
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
国際食料農業科学研究科共通科目		研究倫理後期特講	1					インターンシップ	1												
専攻科目		農業経済学後期特論*	2		フィールド調査	2															
研究指導科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）					4
																	合計取得単位数		18		

*代わりに農政学後期特論、食料経済学後期特論の選択が可能

研究者を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期			
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	
専攻科目		農業経済学後期特論*	2		フィールド調査	2													
					研究発表手法論	2													
研究指導科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）				4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）				4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）				4	
																	合計取得単位数		18

*代わりに農政学後期特論、食料経済学後期特論の選択が可能

履修モデル【国際アグリビジネス専攻博士後期課程】

企業・研究機関及び教育機関を目指す大学院生

科目区分	1年前期			1年後期			2年前期			2年後期			3年前期			3年後期					
	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数	区分	科目名	単位数			
国際食料農業科学 研究科共通科目		研究倫理後期特講	1								インターンシップ	1									
専攻科目	必	上級論文英語Ⅰ	2	必	上級論文英語Ⅰ	2															
研究指導科目	必	特別研究指導Ⅰ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅱ（通年）					4	必	特別研究指導Ⅲ（通年）					4
																合計取得単位数			18		

研究指導のスケジュール【国際農業開発学専攻博士前期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究の調査計画・実験計画について指導を行う ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 実験手法の妥当性と分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期	・ 修士論文完成に向けて ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 実験手法の妥当性と分析視点について指導	
	後期	・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会の実施】 ・ 修士論文審査委員会の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査になれない ・ 不正行為がないことの確認
	1月		【修士論文発表】 ・ 修士論文の発表を行う(同時に最終試験実施)
	2月		【修士論文の提出】 ・ 修士論文の提出
	3月		【博士前期の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【国際農業開発学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点等について指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導	
	3月	・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	
2 年 次	前期	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく ・ 論文の目的、データや資料の妥当性、実験手法・調査手法、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	
	後期	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ・実験結果等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している調査・実験等について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	

時期		学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
3 年 次	前期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【調査・実験データ収集等】 ・ 追加調査の必要性の検討及び実施 【学会発表準備及び発表】② ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表 【学術雑誌等への論文投稿】② ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ・実験結果等の分析視点について指導 ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導 ・ 論文校正	
	後期	【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【調査・実験データ収集等】 ・ 不足の調査・実験の実施 【博士論文発表】 ・ 博士論文の最終報告を行う 1月 【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出 2月 【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施) 3月 【博士後期課程の修了及び学位授与】	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 博士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認 【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的, 研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究, 調査方法等の再現性, 適切性についての質疑応答 ③研究, 調査結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定 【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【農業経済学専攻博士前期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期	・ 修士論文完成に向けて ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ等の分析視点について指導	
	後期	・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為ないことの確認
	後期	・ 修士論文要旨の作成及び提出 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士前期課程の修了及び学位授与】	【博士前期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【農業経済学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期 【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 主体的に研究テーマを決定 ・ 研究計画の立案 【調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期 3月 【研究計画書の更新】 ・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点等について指導	
2 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) ・ 研究科共通科目 【研究計画書の更新】 ・ 研究結果の精査 ・ 研究計画の改良・改変 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備調査の継続、本調査の開始	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導	
	後期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【調査・データ収集、データ解析等】 ・ 不足の調査の実施 【学術雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う 【雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 雑誌等論文の執筆及び完成	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している調査等について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	
3 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【研究の継続・博士論文骨子作成】 ・ 博士論文骨子作成 ・ 博士論文中間報告書の作成、発表 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【調査・データ収集等】 ・ 追加調査の必要性の検討及び実施 【学術雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応 【学会発表準備及び発表】 ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導	

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
3 年 次	後期	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導	
		・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する	
		・ 収集データ等について指導について指導	
		・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
		・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	
	1月	【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認
	2月	【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施)	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究、調査方法等の再現性、適切性についての質疑応答 ③研究、調査結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士後期課程の修了及び学位授与】	【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【国際アグリビジネス学専攻博士前期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	前期	・ 修士論文完成に向けて ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ等の分析視点について指導	
	後期	・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為ないことの確認
	後期	・ 修士論文提出 ・ 修士論文発表会において発表を行う(同時に最終試験実施)	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士前期課程の修了及び学位授与】	【博士前期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【国際アグリビジネス学専攻博士後期課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期 【研究指導体制の決定】 ・ 指導教員の希望 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅰ(通年科目) ・ 研究科共通科目、特論科目等 【研究計画書の作成】 ・ 主体的に研究テーマを決定 ・ 研究計画の立案 【調査・データ収集等】 ・ 予備実験・調査の開始	・ 副指導教員等と協力して博士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 3年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期 3月 【研究計画書の更新】 ・ 研究テーマ、研究計画の提出、発表等	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ等の分析視点等について指導	
2 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅱ(通年科目) ・ 研究科共通科目 【研究計画書の更新】 ・ 研究結果の精査 ・ 研究計画の改良・改変 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【実験・調査・データ収集等】 ・ 予備調査の継続、本調査の開始	・ 博士論文の全体的な構成を固めていく論文の目的、データや資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性等について指導を行う ・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導	
	後期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅲ(通年科目) 【調査・データ収集、データ解析等】 ・ 不足の調査の実施 【学術雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 今までのデータ等を用いて論文投稿の準備を行う 【雑誌等への論文投稿準備及び投稿】 ・ 雑誌等論文の執筆及び完成	・ 論文構成について検討及び指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ等について指導 ・ 論文内容・構成とともに不足している調査等について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	
3 年 次	前期 【授業科目の履修】 ・ 特別研究指導Ⅳ(通年科目) 【研究の継続・博士論文骨子作成】 ・ 博士論文骨子作成 ・ 博士論文中間報告書の作成、発表 【博士論文中間発表】 ・ 博士論文の中間報告を行う 【調査・データ収集等】 ・ 追加調査の必要性の検討及び実施 【学術雑誌等への論文投稿】 ・ 論文投稿 ・ 査読結果対応 【学会発表準備及び発表】 ・ 学会発表の要旨作成 ・ 学会発表の申請 ・ 学会発表スライド、ポスター等の作成 ・ 学会発表	【博士論文完成に向けて】 ・ 博士論文骨子の検討及び作成指導 ・ 論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導 ・ 収集データ等の分析視点について指導 ・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導 ・ 学会発表要旨の作成指導 ・ プレゼンテーションの作成指導 ・ 発表法、質疑応答などへの対応について指導	

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
3 年 次	後期	【博士論文完成に向けて】 ・ 論文作成指導	
		・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する	
		・ 収集データ等について指導について指導	
		・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
		・ 論文校正 ・ 査読結果に対する対応指導	
	1月	【博士論文要旨の作成及び提出】 ・ 博士論文要旨を作成し、指導教員に提出	【学位論文審査委員会設置】 ・ 博士論文審査委員の決定 主査1名、副査2名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査にならない ・ 不正行為のないことを確認
	2月	【博士論文の提出】 ・ 博士論文の提出 ・ 博士論文公開本人発表会において発表を行う (同時に最終試験実施)	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ⑥その他 ・ 最終試験 ①先行研究に基づく研究目的、研究の合理性あるいは独創性についての質疑応答 ②研究、調査方法等の再現性、適切性についての質疑応答 ③研究、調査結果等に基づいた仮説や結論の展開についての質疑応答 ④1か国以上の外国語 ・ 学位授与の認定
	3月	【博士後期課程の修了及び学位授与】	【博士後期課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

研究指導のスケジュール【国際食農科学専攻修士課程】

時期	学生	指導教員	研究科委員会(専攻委員会)
1 年 次	前期	・ 副指導教員等と協力して修士論文完成に向けて研究指導を行う ・ 2年間の研究指導計画を作成し、履修指導(履修科目のアドバイス)を行う ・ 学生が研究を進めるうえで必要な専門知識や分析能力を養い、先行研究の内容や課題について指導する ・ 研究テーマ選択の助言	・ 指導教員の決定 ・ 複数指導体制の決定
	後期	・ 研究テーマ、研究計画の最適化指導 ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導 ・ 指摘事項、問題点の解決方法について指導	
2 年 次	3月	・ 修士論文の中間報告を行う ・ 修士論文の更新	
	前期	・ 研究計画の更新 ・ 修士論文全体の構成を検討し、骨子作成、中間報告に向けた指導を行う ・ 収集データ、実験データ等の分析視点について指導	
	後期	・ 論文作成指導 ・ 問題意識、論理構成、結論の整合性、妥当性について検討し指導する ・ 収集データ、実験データ等について指導 ・ 修士論文要旨内容について適宜指導	【学位論文審査委員会設置】 ・ 修士論文審査委員の決定 - 主査1名、副査1名以上 ※論文提出者の指導教員は原則主査になれない ・ 不正行為がないことの確認
	1月	・ 修士論文要旨の作成及び提出 ・ 修士論文要旨を作成し、指導教員に提出	【学位論文審査委員会】 ・ 学位論文審査基準 ①研究テーマの妥当性 ②研究方法の適切性 ③論述・論旨の妥当性 ④論文作成能力 ⑤独創性 ・ 最終試験 ①論文内容の質疑応答 ②研究経過の質疑応答 ③成果発展性の質疑応答 ④外国語試験 ・ 学位授与の認定
2 年 次	2月	・ 修士論文の提出 ・ 修士論文発表会において発表を行う(同時に最終試験実施)	
	3月	・ 修士課程の修了及び学位授与	【修士課程の修了及び学位授与】 ・ 研究科委員会において審議し学長が決定

○東京農業大学研究倫理規程

制 定 平成 27 年 10 月 1 日
改 正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農業大学(以下「本学」という。)に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用。

(ア) 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること。

(イ) 改ざん 研究資料、機器並びに過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(ウ) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範並びに社会通念に照らして研究倫理から逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

本学の研究費を使用して研究活動を行う者及びこれを支援する者。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、「東京農業大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、自ら研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するとともに、監督する学生等に対して研究倫理上の指導を行わなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保し、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理しなければならない。さらに、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第 4 条 本学に大学全体を統括し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

- 3 最高責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する基本方針を策定並びに周知するとともに、第5条に規定する統括管理責任者が、責任をもって公正な研究活動を推進できるように努めなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(部局責任者)

第6条 本学に、各部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有する部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、学部長、教職・学術情報課程主任、事務局長、大学総務部長、農生命科学研究所長、農学部事務部長及び生物産業学部事務部長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 部局責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者(以下「教育責任者」という。)を置くものとする。

- 2 教育責任者は、統括責任者をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会)

第8条 本学に、研究活動上の不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 研究倫理についての研修、教育の企画及び実施に関する事項
 - (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
 - (3) 研究者等の不正行為の防止に関する事項
 - (4) その他研究倫理に関する事項
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 副学長(統括責任者)
 - (2) 各大学院研究科委員長
 - (3) 各学部長
 - (4) 教職・学術情報課程主任
 - (5) 事務局長
 - (6) 大学総務部長
 - (7) 教務支援部長
 - (8) 農生命科学研究所長
 - (9) 図書館長
 - (10) 農学部事務部長及び生物産業学部事務部長

(11) その他学長が指名する科学研究及び研究者の行動規範等について専門知識を有する者若干名

- 4 委員会に委員長を置き、副学長(統括責任者)をもってこれに充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員の互選により副委員長を選任し、その職務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。
- 7 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 委員会は、委員総数の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(事務)

第9条 委員会に係わる事務は、農生命科学研究所事務部及び大学総務部が行う。

第3章 告発の受付

(不正行為の通報・相談窓口)

第10条 研究活動上の不正行為についての通報・相談(以下「告発等」という。)は、学校法人東京農業大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第68条及び学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則(以下「有期職員就業規則」という。)第58条に定める通報及び相談窓口が担当する。

- 2 最高責任者は、必要に応じて職員就業規則第67条及び有期職員就業規則第57条に定める総括者(以下「総括者」という。)に対し、調査委員会の設置と統括責任者をその委員として指名することを求める。

(告発等の取扱い)

第11条 最高責任者は、研究活動上の不正行為について告発等があった場合(報道機関、研究者コミュニティ及びインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合を含む。)、総括者と協議のうえ職員就業規則第71条及び有期職員就業規則第61条に基づき、調査及び対応を行う。

- 2 最高責任者は、総括者に対し、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底するよう求める。
- 3 最高責任者は、総括者に対し、相当な理由なしに単に相談や告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止しないことや、被告発者に対し、解雇、降格、減給及びその他不利益な取扱いをしないよう求める。
- 4 最高責任者は、総括者に対し、告発等の受付から30日以内に、調査を行うか否かについて決定するよう求める。
- 5 調査を行うことが決定した場合、最高責任者は、当該事案に係る資金配分機関(以下「配分機関」という。)及び関係省庁にその旨を報告する。

第4章 調査と認定

(調査への対応)

第12条 最高責任者は、総括者に対し、調査実施の決定から30日以内に調査委員会による調査を開始するよう求める。また、調査にあたっては、「東京農業大学研究活動上の不正行為に関する調査にあたっての留意事項」に基づき行うように求める。なお、調査委員会の委員は、半数以上が外部有識者で構成され、かつ告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 2 最高責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に対して通知するが、告発者及び被告発者は、通知書を受理した日から起算して14日以内に異議の内容を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ異議申立をすることができる。
- 3 最高責任者は、異議申立があった場合、異議の内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合、当該異議申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 最高責任者は、総括者、告発者及び被告発者に対し、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、秘密保持を徹底する。
- 5 最高責任者は、総括者に対し、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を求める。
- 6 最高責任者は、被告発者に対し、次の各号に関して説明を求めることができる。
 - (1) 被告発者自身の責任において、科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われた当該研究活動
 - (2) 科学的に適正な方法と手続きに基づいて適切な表現で書かれた論文等
- 7 最高責任者は、総括者に対し、調査の開始から150日以内に調査結果をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定することを求める。
- 8 最高責任者は、前項の認定に基づいて、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に調査結果を報告する。
- 9 最高責任者は、配分機関から調査結果の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 10 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合でも、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を被告発者に報告しなければならない。
- 11 最高責任者は、前号において告発者に弁明の機会を与えなければならない。
(不服申立と再調査の対応)

第13条 最高責任者は、調査結果を告発者及び被告発者に書面にて通知する。調査結果に対して告発者又は被告発者から調査結果の通知を受理してから起算して14日以内に不服の理由を付した文書（最高責任者宛）をもって、第10条に定める通報及び相談窓口へ不服申立をすることができる。

- 2 最高責任者は、研究活動上の不正行為について不服申立があった場合、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 最高責任者は、第1項の不服申立を受け、総括者と再調査を行うか否かについて協議を行い、再調査実施の決定又は不服申立の却下を告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。なお、不服申立期間であっても同一理由による不服申立をすることはできない。
- 4 最高責任者は、不服申立による再調査を行うことになった場合、総括者に対し再調査の開始から50日以内に調査委員会による再調査を終えるよう求める。

- 5 最高責任者は、再調査の結果について、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第14条 最高責任者は、研究活動上の不正行為と認定された場合、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合、調査結果を公表しないことができる。ただし、次の各号に認定された場合は、調査結果を公表する。
- (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認定された場合
 - (2) 調査事案が外部に漏洩していたと認定された場合
 - (3) 当該事案が故意又は研究者として基本的な注意義務を怠ったことによるものではないと認定された場合
 - (4) 悪意に基づく告発が行われたと認定された場合
 - (5) その他最高責任者が、前各号と同等と認定した場合

第5章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第15条 最高責任者は、調査を行うことが決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高責任者は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じなければならない。

(研究費の使用中止)

第16条 最高責任者は、次の各号に認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者
- (2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者
- (3) 研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者

(論文等の取下げ等の勧告)

第17条 最高責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高責任者に対して行わなければならない。
- 3 最高責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

(処分)

第18条 最高責任者は、被認定者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された者には、職員就業規則第12章及び有期職員就業規則第12章に基づき処分を課すことができる。

- 2 最高責任者は、前項の処分が課されたときは、配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第19条 最高責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合には、委員会に対し再発防止策等の検討を指示し、速やかに是正措置等を実施しなければならない。

- 2 最高責任者は、前項に基づいて実施した是正措置等の内容を、配分機関及び関係省庁に報告する。

(措置の解除等)

第20条 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、研究費の支出停止等の一時的措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立がないまま申立期間が経過した後又は不服申立の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、全学審議会及び教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

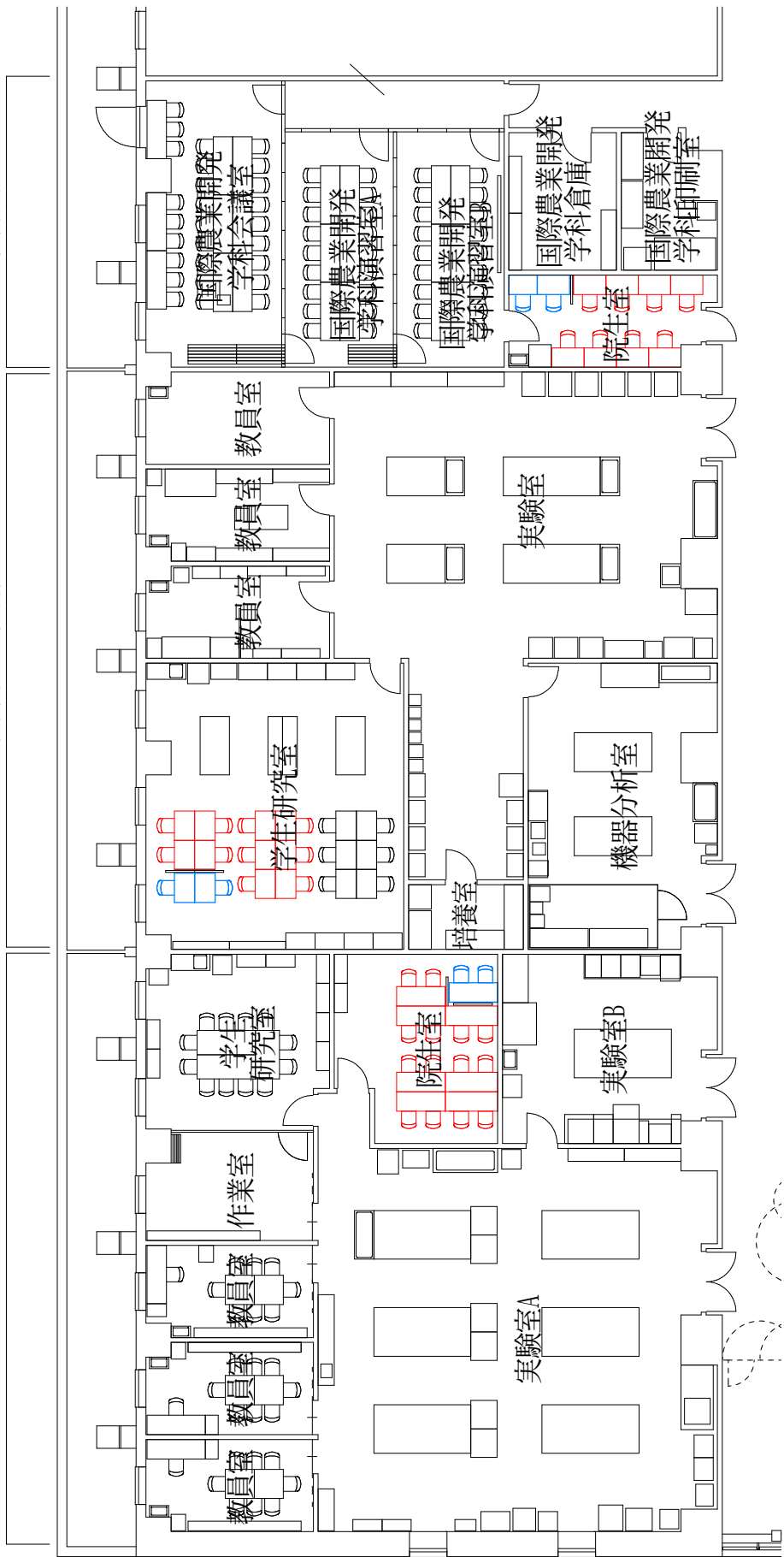
研究室見取り図

国際農業開発学専攻①

熱帯作物学研究室

熱帯園芸学研究室

学科共通



凡例

博士前期課程

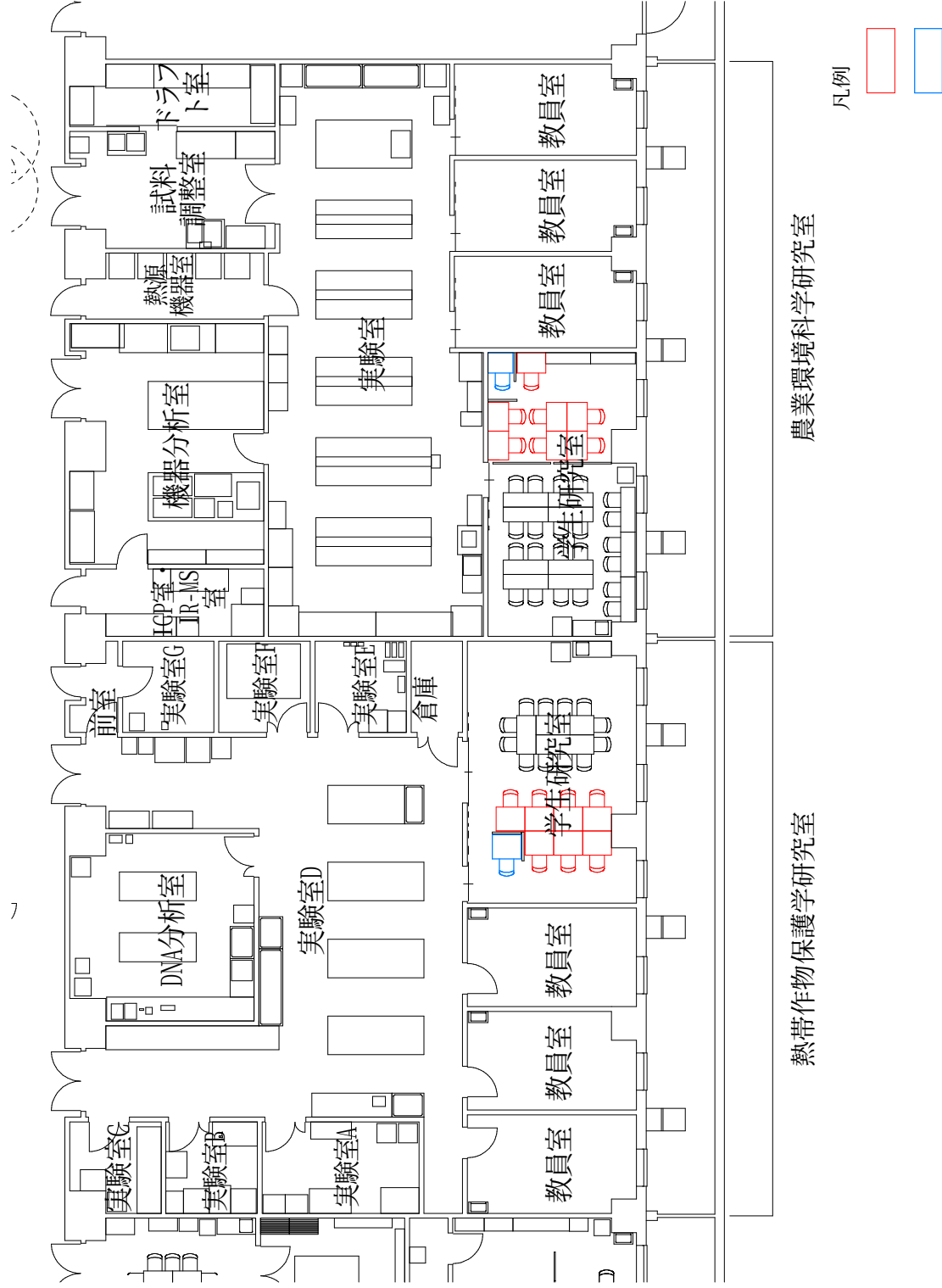


博士後期課程

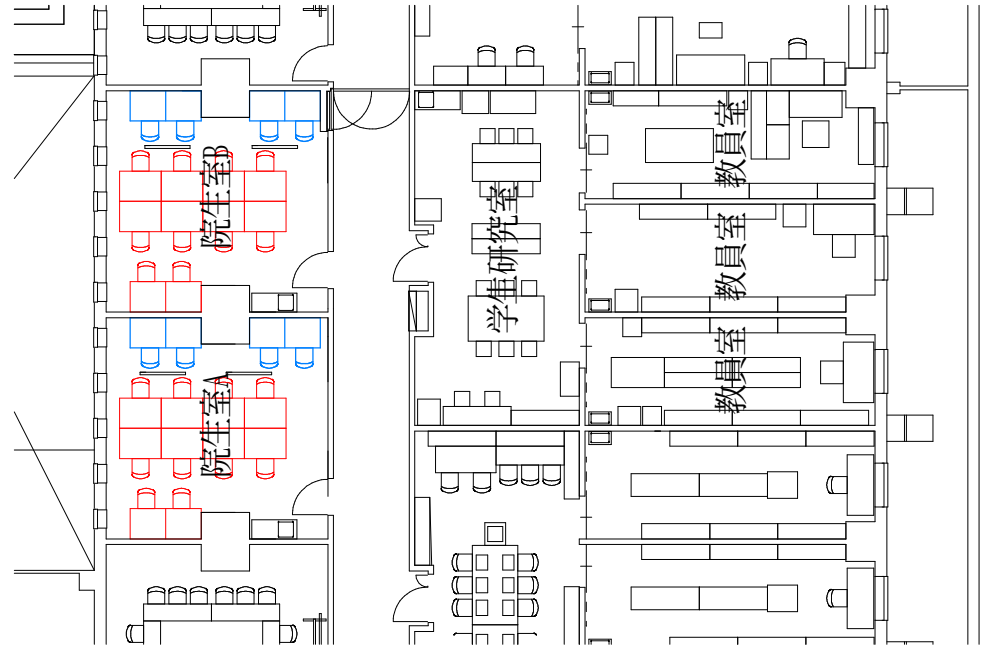


研究室見取り図

国際農業開発学専攻②



農業経済学専攻①



農業経済研究室

凡例



博士前期課程



博士後期課程

国際アグリビジネス専攻①

経営戦略研究室

経営情報研究室

経営管理研究室



凡例

- 博士前期課程
- 博士後期課程

研究室見取り図

國際食農科學專攻①



時間割表【国際農業開発学専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	研究倫理特講(日) 必修 625教室	研究倫理特講(英) 必修 625教室	農学研究史特講 選択 625教室			
	2年次						
火	1年次	生物生産科学特論 必修 524教室	熱帯作物学特論 選択* 524教室	熱帯園芸学特論 選択* 524教室	熱帯作物保護学特論 選択* 524・525教室		
	2年次						
水	1年次	国際農業開発学特論 必修 524教室	農業環境科学特論 選択* 524教室	農業開発経済学特論 選択* 524教室			
	2年次						
木	1年次		国際農業開発学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅰ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		国際農業開発学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅲ 必修 サイエンスポート		

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次			農学教育史特講 選択 625教室			
	2年次						
火	1年次	論文作成法 選択 サイエンスポート	サイエンスコミュニケーション法 選択 サイエンスポート	国際協力のための英会話 選択 524教室	情報処理・文献検索 選択 524教室		
	2年次						
水	1年次		農村開発協力特論 選択* 524教室	プロジェクトサイクルマネジメント 選択 524教室	コンピュータ演習 選択 コンピュータ演習室5		
	2年次						
木	1年次		国際農業開発学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅱ 必修 サイエンスポート		
	2年次						
金	1年次						
	2年次		国際農業開発学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ 必修 サイエンスポート	国際農業開発学特別実験・実習Ⅳ 必修 サイエンスポート		

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※研究科共通科目「研究倫理特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※選択科目「フィールド調査」は、学外で実施するため不定期に開講

※「選択*」＝選択必修科目

※サイエンスポート40室

時間割表【国際農業開発学専攻 博士後期課程】

前期		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
曜日	学年	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次					英語論文作成 プレゼンテーション 選択 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
火	1年次	研究倫理後期特講 選択 625教室	研究倫理後期特講 選択 625教室			特論科目* 選択* サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	
後期		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
曜日	学年	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次						
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講
 ※研究科共通科目「研究倫理後期特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講
 ※「特論科目*」は、それぞれの専修科目「熱帯作物学後期特論」「熱帯作物学後期特論」「農業開発経済学後期特論」「農村開発協力後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【農業経済学専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	研究倫理特講(日) 必修 625教室	研究倫理特講(英) 必修 625教室		農業経済学特論Ⅰ 選択* 623-626教室	食料経済学特論Ⅰ 選択* 622-626教室	
	2年次						
火	1年次	論文作成法 選択 サイエンスポート	農業法特論Ⅰ 選択 525教室		農政学特論Ⅰ 選択* 624・625教室		
	2年次						
水	1年次						
	2年次						
木	1年次		農業経済学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	農業経済学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		農業経済学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	農業経済学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート			

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次			農学教育史特講 選択 625教室	農業経済学特論Ⅱ 選択* 523-526教室	食料経済学特論Ⅱ 選択* 522-526教室	
	2年次						
火	1年次	プレゼンテーション法 選択 サイエンスポート	農業法特論Ⅱ 選択 525教室		農政学特論Ⅱ 選択* 525・526教室		
	2年次						
水	1年次						
	2年次						
木	1年次		農業経済学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	農業経済学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		農業経済学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	農業経済学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート			

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インタナショナル」は、学外で実施するため不定期に開講

※研究科共通科目「研究倫理特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※「選択*」＝選択必修科目

※サイエンスポート40室

時間割表【農業経済学専攻 博士後期課程】

前期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次	研究倫理後期特講 選択 625教室	研究倫理後期特講 選択 625教室			特論科目* 選択* サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
水	1年次					特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

後期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次						
	2年次						
	3年次						
水	1年次				フィールド調査 選択 サイエンスポート	特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次				研究発表手法論 選択 サイエンスポート		
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 研究室	

※研究科共通科目「インターシップ」は、学外で実施するため不定期に開講
※研究科共通科目「研究倫理後期特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※「特論科目*」は、それぞれの専修科目「農業経済学後期特論」「食料経済学後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【国際アグリビジネス専攻 博士前課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	研究倫理特講(日) 必修 625教室	研究倫理特講(英) 必修 625教室		国際農業経営組織学特論Ⅰ 選択* 525・526教室	国際農業経営管理学特論Ⅰ 選択* 524-526教室	
	2年次						
火	1年次	論文英語Ⅰ 必修 526教室		農業ビジネス経営学特講 選択 526教室			
	2年次						
水	1年次	国際農業経営戦略分析手法 選択 526教室	国際農業経営情報特講 選択 526教室				
	2年次						
木	1年次	国際農業経営戦略特論Ⅰ 選択* 524-526教室	国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート	国際アグリビジネス学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		国際アグリビジネス学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	国際アグリビジネス学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート			

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次			農学教育史特講 選択 625教室	国際農業経営組織学特論Ⅱ 選択* 424・425教室	国際農業経営管理学特論Ⅱ 選択* 424-426教室	
	2年次						
火	1年次	論文英語Ⅱ 必修 526教室		国際農業経営分析論特講 選択 526教室			
	2年次						
水	1年次	国際農業マーケティング特講 選択 526教室					
	2年次						
木	1年次	国際農業経営戦略特論Ⅱ 選択* 524-526教室	国際アグリビジネス学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート	国際アグリビジネス学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート			
	2年次						
金	1年次						
	2年次		国際アグリビジネス学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート	国際アグリビジネス学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート			

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インタビューシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※研究科共通科目「研究倫理特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※「選択*」＝選択必修科目

※サイエンスポート40室

時間割表【国際アグリビジネス専攻 博士後期課程】

前期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次	研究倫理後期特講 選択 625教室	研究倫理後期特講 選択 625教室	上級論文英語Ⅰ 必修 525教室		特論科目* 選択* サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
水	1年次			国際農業マーケティング後期特講 選択 526教室		特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

後期

曜日	学年	1時限 9:00～10:30	2時限 10:40～12:10	3時限 13:00～14:30	4時限 14:40～16:10	5時限 16:20～17:50	6時限 18:00～19:30
月	1年次						
	2年次						
	3年次						
火	1年次			上級論文英語Ⅱ 必修 525教室			
	2年次						
	3年次						
水	1年次		国際農業経営情報後期特講 選択 526教室			特別研究指導Ⅰ 必修 サイエンスポート	
	2年次						
	3年次						
木	1年次						
	2年次					特別研究指導Ⅱ 必修 サイエンスポート	
	3年次						
金	1年次						
	2年次						
	3年次					特別研究指導Ⅲ 必修 サイエンスポート	

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※研究科共通科目「研究倫理後期特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※「特論科目*」は、それぞれの専修科目「国際農業経営組織学後期特論」「国際農業経営管理学後期特論」「国際農業経営戦略学後期特論」のいずれかを選択し、各々サイエンスポートで実施する。

時間割表【国際食農科学専攻 修士課程】

前期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次	研究倫理特講(日) 必修 625教室	研究倫理特講(英) 必修 625教室				
	2年次						
火	1年次	食農技術学 必修 522教室	食農経済学 必修 522教室	植物生産学特論Ⅰ 選択* 522教室	食環境科学特論Ⅰ 選択* 522教室		
	2年次						
水	1年次	論文英語 選択 525教室	プレゼンテーション法 選択 525教室	食農政策特論Ⅰ 選択* 525教室	食農教育特論Ⅰ 選択* 525教室		
	2年次						
木	1年次		食農経済学特別演習Ⅰ サイエンスポート 必修	食農経済学特別演習Ⅰ 必修 サイエンスポート			
	2年次		食農技術学特別演習Ⅰ サイエンスポート 必修	食農技術学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート	食農技術学特別実験Ⅰ 必修 サイエンスポート		
金	1年次						
	2年次		国際食農科学特別演習Ⅲ サイエンスポート 必修	国際食農科学特別演習Ⅲ 必修 サイエンスポート	食農技術学特別実験Ⅲ 必修 サイエンスポート		

後期

曜日	学年	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
		9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30
月	1年次			農学教育史特講 選択 625教室			
	2年次						
火	1年次			植物生産学特論Ⅱ 選択* 625教室	食環境科学特論Ⅱ 選択* 625教室		
	2年次						
水	1年次			食農政策特論Ⅱ 選択* 625教室	食農教育特論Ⅱ 選択* 625教室		
	2年次						
木	1年次		食農経済学特別演習Ⅱ サイエンスポート 必修	食農経済学特別演習Ⅱ 必修 サイエンスポート			
	2年次		食農技術学特別演習Ⅱ サイエンスポート 必修	食農技術学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート	食農技術学特別実験Ⅱ 必修 サイエンスポート		
金	1年次						
	2年次		国際食農科学特別演習Ⅳ サイエンスポート 必修	国際食農科学特別演習Ⅳ 必修 サイエンスポート			
	1年次		食農技術学特別演習Ⅳ サイエンスポート 必修	食農技術学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート	食農技術学特別実験Ⅳ 必修 サイエンスポート		
	2年次						

※研究科共通科目「知的財産管理法」は、夏季休業中に集中講義にて開講

※研究科共通科目「インターンシップ」は、学外で実施するため不定期に開講

※研究科共通科目「研究倫理特講」は日本語開講、英語開講の2コマ開講

※「選択*」＝選択必修科目

※サイエンスポート40室

教室等使用状況台帳（1号館4～6階演習室部分）

【前学期】																																	
教室	定員	月						火						水						木						金						合計	稼働率
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限								
421演習室	40名	×	×	×					×	×	×																7	23%					
422演習室	40名	×	×	×					×	×	×																6	20%					
423演習室	24名	×	×	×					×	×	×																8	27%					
424演習室	24名	×	×	×	×				×	×	×																10	33%					
425演習室	24名	×	×	×	×				×	×	×																9	30%					
426演習室	24名	×	×	×	×				×	×	×																14	47%					
521演習室	40名	×	×	×					×	×	×																8	27%					
522演習室	40名	×	×	×					×	×	×																6	20%					
523演習室	24名	×	×	×					×	×	×																7	23%					
524演習室	24名	×	×	×					×	×	×																10	33%					
525演習室	24名	×	×	×					×	×	×																12	40%					
526演習室	24名	×	×	×					×	×	×																11	37%					
621演習室	40名	×	×	×					×	×	×																11	37%					
622演習室	40名	×	×	×					×	×	×																3	10%					
623演習室	24名	×	×	×					×	×	×																10	33%					
624演習室	24名	×	×	×					×	×	×																9	30%					
625演習室	24名	×	×	×					×	×	×																8	27%					
626演習室	24名	×	×	×					×	×	×																8	27%					
633演習室	169名	×	×	×					×	×	×																6	20%					
教室棟使用状況 計																			163						29%								

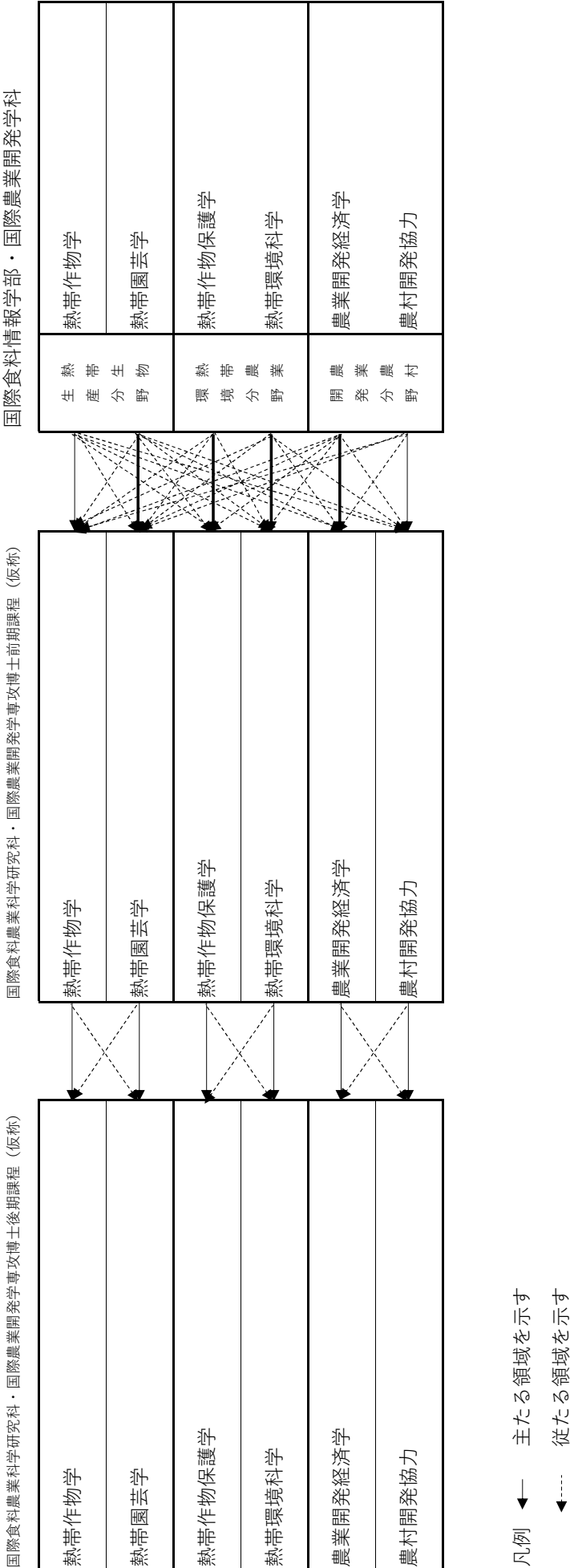
【後学期】																																	
教室	定員	月						火						水						木						金						合計	稼働率
		1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限	1限	2限	3限	4限	5限	6限								
421演習室	40名		▲	▲	▲			▲	▲	×				×							×					×		9	30%				
422演習室	40名	▲	▲	▲						×					×							×					×	8	27%				
423演習室	24名								▲	×												×					×	4	13%				
424演習室	24名		▲	▲	Mアグリ				▲	×						×	×					×					×	10	33%				
425演習室	24名	▲	▲	▲	Mアグリ			▲	▲					▲		×	×				▲							15	50%				
426演習室	24名		▲	▲	Mアグリ				▲	×					▲		×					×					×	11	37%				
521演習室	40名									×											×							3	10%				
522演習室	40名				M農経					×				▲		▲						×					×	6	20%				
523演習室	24名		▲		M農経					▲						▲							×				×	8	27%				
524演習室	24名				M農経				M開発						M開発					Mアグリ								7	23%				
525演習室	24名				M農経				M農経											Mアグリ			×				×	10	33%				
526演習室	24名				M農経				Mアグリ	M農経					Mアグリ					Mアグリ								8	27%				
621演習室	40名																											2	7%				
622演習室	40名																					×						1	3%				
623演習室	24名																											7	23%				
624演習室	24名																											9	30%				
625演習室	24名			M国共						M食農	M食農												×					6	20%				
626演習室	24名																											11	37%				
633演習室	169名																											0	0%				
コピート演習室 5	64								×							×				×		×				×	×	9	30%				
教室棟使用状況 計																				144	25%												

M国共：国際食料農業科学研究科博士前期課程、修士課程共通科目、M開発：国際農業開発学専攻博士前期課程、M農経：農業経済学専攻博士前期課程、Mアグリ：国際アグリビジネス専攻修士後期課程、D国共：国際食料農業科学研究科博士後期課程共通科目、Dアグリ：国際アグリビジネス専攻修士後期課程

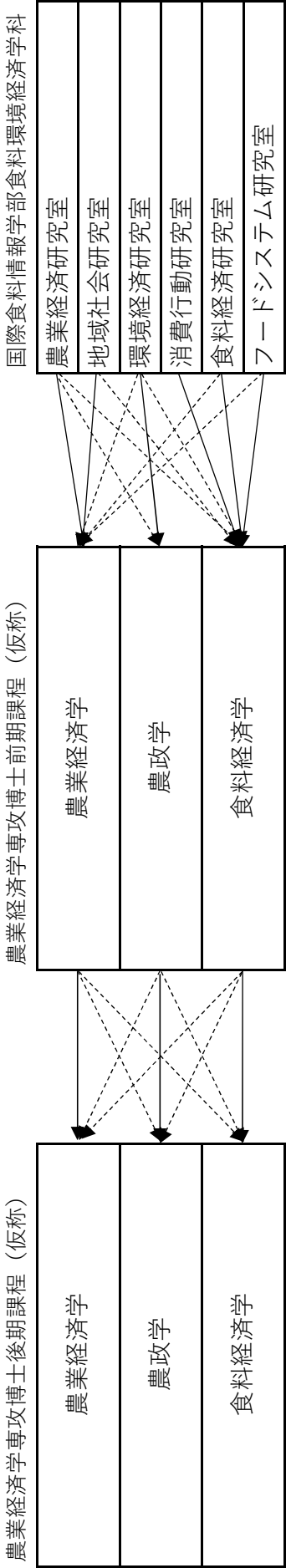
実験室等使用状況台帳 (サイエンスポート) 後学期 (1/2)

[illegible]

基礎となる国際食料情報学部・国際農業開発学部・国際食料農業科学研究科・国際農業開発学専攻博士前期課程（仮称）、国際食料農業科学研究科・国際農業開発学専攻博士後期課程（仮称）との関連図



基礎となる国際食料情報学部食料環境経済学科と国際食料農業科学研究科農業経済学専攻博士前期課程、
国際食料農業科学農業経済学専攻研究科博士後期課程との関連図



凡例 ←— 主たる領域を示す
←----- 従たる領域を示す

基礎となる国際食料情報学部国際アグリビジネス学科と国際食料農業科学研究科博士前期課程、国際食料農業科学研究科博士後期課程との関連

図 国際食料農業科学研究科博士後期課程（仮称） 国際食料農業科学研究科博士前期課程（仮称） 国際食料情報学部国際アグリビジネス学科



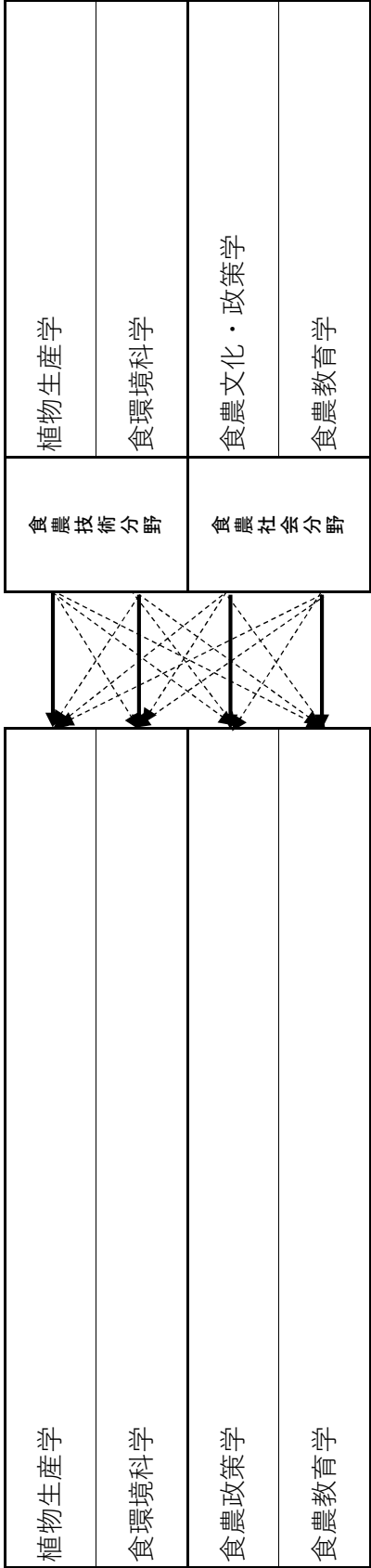
凡例 ← 主たる領域を示す

 ←----- 従たる領域を示す

基礎となる国際食料情報学部・国際食農科学科と国際食料農業科学研究科・国際食農科学専攻修士課程（仮称）との関連図

国際食料農業科学研究科・国際食農科学専攻修士課程（仮称）

国際食料情報学部・国際食農科学科



凡例 ← 主たる領域を示す
←----- 従たる領域を示す

○東京農業大学全学審議会規程

制 定 平成元年4月1日

最近改正 令和2年4月1日

第1章 総則

第1条 東京農業大学学則(以下「学則」という。)第5条の2に規定するところにより、東京農業大学(以下「本大学」という。)に全学審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2章 組織

第2条 審議会は、次に掲げる審議員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 大学院各研究科委員長
 - (4) 各学部長
 - (5) 農生命科学研究所長
 - (6) 教職・学術情報課程主任
 - (7) 図書館長
 - (8) グローバル連携センター長
 - (9) 「食と農」の博物館長
 - (10) 学生部長[世田谷]
 - (11) 各学部から選出された教授6名
 - (12) 事務局長
 - (13) 教務支援部長
- 2 前項第11号に規定する審議員は、当該学部の教授会において当該学部の教務職員である教授のうちから選出された者について、学長が任命する。
- 3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 第2条の2** 審議会に本大学における管理・運営に資するための委員会を設置することができる。
- 2 前項に規定する委員会及びその構成員は、審議会の意見を聴き、学長が決定する。

第3章 任期

第3条 前条第1項第11号に規定する審議員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 審議事項

第4条 審議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学則等本大学全般にわたる重要な規則・規程の制定・改廃
- (2) 本大学全般にわたる重要な予算
- (3) 本大学の組織及び職制の新設・改廃及び重要施設の設置・廃止

- (4) 人事に関する基準の設定並びに教職員定員
- (5) 本大学名誉教授称号の授与
- (6) 本大学名誉農学博士号の贈与
- (7) 学生定員の決定
- (8) 本大学の教育・研究等の質保証に関する事項
- (9) 各学部各研究科間の連絡調整
- (10) 研究所、農場等の運営に係る基本方針並びに調整
- (11) 東京農業大学全学審議会規程の改正
- (12) その他本大学の運営に関する重要事項

第5章 会議

第5条 審議会は、学長が招集しその議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した副学長又は全額教授会議長が議長を代行する。

3 審議会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第6条 審議会は、審議員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 議事は、出席審議員の過半数の賛成をもって審議会の意見とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、第4条第1項第10号に定める事項は、出席審議員の3分の2以上の賛成をもって審議会の意見とする。

第7条 審議会は、その開催の都度、議事録を作成し議長が署名捺印する。

2 審議会の議事録には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議案
- (3) 議案審議の状況の概要
- (4) 議事の結末
- (5) 出席者の氏名

3 審議会の議事録は、永久保存とする。

第8条 審議会に幹事1名書記1名を置き事務を処理させる。

2 幹事には学長室長、書記には教務支援部学務課員をもって当てる。

第9条 審議会の意見を聴き、学長が決定した事項は、法人本部に通知しなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

本規程は、平成元年4月1日から施行する。

改正 平成2年4月1日

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 6 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○東京農業大学全学自己点検評価委員会規程

制 定 平成 6 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(総則)

第1条 この規程は、東京農業大学学則第2条の2第3項及び東京農業大学大学院学則第2条の2第3項に規定する自己点検評価委員会に関し、必要な事項を定める。

第2条 東京農業大学及び東京農業大学大学院(以下「各機関」という。)におけるそれぞれの自己点検評価委員会は、各機関相互の間において密接な連携のもとに推進する必要があることから、これらを包含する委員会として「東京農業大学全学自己点検評価委員会」(以下「全学評価委員会」という。)を設置のうえとりすすめるものとする。

2 全学評価委員会にかかるこの規程の定めは、前条に掲げる各機関個々の学則に基づく自己点検評価委員会に関する定めとする。

第3条 各機関は、この規程に定めるもののほか、必要に応じ各機関ごとに自己点検評価の実施に関し必要な事項を定めることができる。

(組織)

第4条 全学評価委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院各研究科委員長
- (3) 各学部長
- (4) 各学生部長
- (5) 事務局長
- (6) 大学総務部長
- (7) 教務支援部長
- (8) 学長が指名する学内外者若干名

2 学長は、全学評価委員会に出席して意見を述べることができる。

3 必要あるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第5条 全学評価委員会の委員には、必要に応じて学校法人役職員を委嘱することができる。

(任期)

第6条 第4条第1項第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第7条 全学評価委員会は、各機関それぞれにかかる自己点検評価に関し、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検評価の基本方針に基づく実施基準(具体的項目・方法)の策定に関する事項
- (2) 自己点検評価に係る学長からの諮問に関する事項
- (3) 自己点検評価のとりまとめ及び調整に関する事項

- (4) 自己点検評価に基づく改善案の検討に関する事項
- (5) 自己点検評価の学長への答申に関する事項
- (6) 自己点検及び評価の公表に関する事項
- (7) 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価に関する事項
- (8) その他全学評価委員会において必要と認めた事項
(外部評価)

第7条の2 文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価を受けるものとする。
(公表)

第8条 学長は、自己点検評価について全学評価委員会からの答申及び外部評価の結果は、これを公表するものとする。
(会議)

第9条 全学評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長のなかから学長が指名した者、又は副学長がいないときは各学部長の互選により選出された者が当たり、副委員長には各学部長の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。
- 4 委員会を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し、会日の7日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

第10条 全学評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第11条 委員会は、委員会開催の都度議事録を作成し、議長が署名捺印する。
2 議事録は、永久保存とする。
(報告)

第12条 全学評価委員会の議事概要は、学長に報告しなければならない。
(事務)

第13条 全学評価委員会に幹事及び書記若干名を置き、事務を処理する。
2 前項の幹事には企画広報室長、書記には企画広報室員が当たる。
(規程の改廃等)

第14条 この規程の改廃は、全学評価委員会の議を経なければならない。

第15条 この規程に定めるもののほか、自己点検評価の運営等に関し必要な事項は、全学評価委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する 規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる財務情報)

第 2 条 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書, 活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書(勘定科目と処理事項)

(公開の対象者)

第 3 条 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生、生徒、児童及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

(公開の方法)

第 4 条 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

(閲覧の請求手続)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第 1 号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類
- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

(公開事務の統括)

第6条 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

第7条 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

会計単位	取扱所管	取扱責任者
法人本部会計 東京農業大学会計 (農学部及び生物産業学部を除く)	財務・施設部財務会計課	財務・施設部長
東京農業大学農学部会計	厚木キャンパス事務部総務課	厚木キャンパス事務部長
東京農業大学生物産業学部会計	オホーツクキャンパス事務部総務課	オホーツクキャンパス事務部長
東京情報大学会計	東京情報大学事務局総務課	東京情報大学事務局長
東京農業大学第一高等学校会計 東京農業大学第一高等学校中等部会計	第一高等学校事務部	第一高等学校事務部長
東京農業大学第二高等学校会計	第二高等学校事務部	第二高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校会計 東京農業大学第三高等学校附属中学校会計	第三高等学校事務部	第三高等学校事務部長
東京農業大学稲花小学校会計	稲花小学校事務部	稲花小学校事務部長

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

第8条 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学職員勤務時間等規程第4条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

第9条 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

- (1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
- (3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合
- (4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

第10条 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

(閲覧手数料)

第11条 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係るものについては、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日 平成 年 月 日

【1】閲覧請求者

請求者 本人 (注1)	氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
	本人確認書類	学生生徒証・身分証明書・運転免許証・健康保険証・その他()	
法人・ 団体 (注1)	名称		
	代表者		
	事務所の所在地	〒	
	電話番号		
所属等 (注2)	学生生徒 (注3)	学校名	
		学科等名	
		学年	
		入学年度	
	保護者 (注4)	学籍等番号	
		学生生徒の氏名	
		学生生徒の学科等名	
		学生生徒の学年	
		学生生徒の入学年度	
	教員・職員	学生生徒の学籍等番号	
		所属	
	その他 利害関係者	職名	
		本法人との関係	

(注1) 請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。

(注2) 該当する欄に必要事項を記入してください。

(注3) 学生生徒には、入学決定者を含みます。

(注4) 保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

【2】閲覧を希望する書類

		閲覧 希望書類 (注2)	閲覧 対象年度 (注3)
公開対象 財務書類	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書(注1)		
	事業報告書		
	監事による監査報告書		

(注1) 収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。

(注2) 閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。

(注3) 閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

【3】閲覧を必要とする理由、目的、用途等

--

(注) できるだけ詳しく記入してください。

取扱責任者	取扱所管長	取扱担当者

【東京農業大学ホームページによる情報公表の項目】(<http://www.nodai.ac.jp/open/index.html>)

I. 教育研究上の基礎的な情報
1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※1）
1) 交通アクセス
2) 校舎等配置図
3) 教室・学生会館等
4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
II. 修学上の情報等
1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績 組織図・役割分担 年齢構成
2. 入学者に関する受入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数
1) 入学者に関する受入れ方針(アドミッション・ポリシー)
2) 入学者数・収容定員(令和元年度)
3) 入学者の推移
4) 在学者数(令和元年度)
5) 学位授与数(平成30年度)
6) 卒業者数・進路状況(平成30年度)
7) 産業別・職業別等就職状況(平成30年度)
8) 就職先一覧(平成30年度)
9) 就職支援プログラム(令和元年度)
10) 就職対策講座(令和元年度)
3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
1) シラバス
2) 年間行事計画
3) 授業科目(方法及び内容)
4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
2) 授業科目の概要
3) 単位・授業・履修
4) 試験
5) 成績(評価)・進級
6) 卒業要件等
7) 時間割
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
1) 修学支援
2) 健康管理
3) 課外活動
4) 進路選択
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)
教育研究上の目的及びカリキュラム・ポリシー
1) 履修モデル
2) 学生生活に関すること
III. 国際交流・社会貢献等
1. 留学生数及び海外派遣学生数
2. 協定相手校
3. 社会貢献活動
4. 大学間連携・産官学連携
IV. 財務情報（※3）
1. 学生生徒数
2. 事業報告書
3. 収支計算書
4. 貸借対照表
5. 財産目録
6. 監事による監査報告書
V. 教職課程に関する情報公表

※1. キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2. 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

※3. 決算後ホームページ掲載予定